

す。また、過激派集団は、新東京国際空港第二期工事阻止を当面最大の闘争目標として、政党本部及び空港建設関連施設等に対する悪質なゲリラ事犯を反復攻撃しているほか、これら過激派相互間の内ゲバ事件も依然としてその後を絶たない状況にあり、他方、右翼団体は、近時各地においてけん銃使用事犯を初めとする種々の不法事犯を敢行し、直接行動への志向を一段と強めているなど、今後の犯罪の動向には、引き続き警戒を要するものがあります。

私は、このような事態に的確に対処するため、検察態勢の一層の整備充実に意を用い、適正妥当な検察権の行使に遺憾なきを期し、良好な治安の確保と法秩序の維持に努めてまいる所存であります。

なお、刑法の改正につきましては、かねてから政府案作成のための作業を進めているところであるが、刑法が國の重要な基本法の一つであることにかんがみ、國民各層の意見をも十分考慮しつつ、真に現代社会の要請にかなう新しい刑法典をできる限り早期に実現すべく努力してまいりたいと考えております。

第一は、犯罪者及び非行少年に対する矯正処遇と更正保護活動についてであります。

犯罪者及び非行少年の改善更生につきましては、広く國民の理解と協力を得つつ、刑務所、少年院等における施設内処遇と保護観察等の社会内処遇を一層充実強化し、相互の有機的連携を図る等、その効果を高める措置を講じてまいる所存であります。

そのためには、まず施設内処遇につき、時代の要請にこたえ得る適切な処遇の実現に努めるとともに、仮釈放のより適正妥当な運用を図り、また、保護観察等の社会内処遇において、保護観察官と保護司との協働態勢を一層充実強化し、関係機関、団体との連携を更に緊密にするなど、現下の情勢に即した有効適切な更生保護活動を展開してまいりたいと考えております。

なお、監獄法の全面改正を図るための刑事施設

法案につきましては、第九十六回国会に提出いたしましたが、関係省庁との意見調整がつかず、提出を見送らざるを得ないこととなりました。しかし、同法律案は、刑事施設の適正な管理運営を國

会議案への再提出を目指して努力を重ねてまいりましたが、関係省庁との意見調整がつかず、提出を見送らざるを得ないこととなりました。しかし、同法律案は、刑事施設の適正な管理運営を國

に電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案を提出したところであり、十分な御審議をお願いしたいと考えております。

国際交流の活発化に伴い、我が國に入出国する

者の数は逐年増大し、また、我が國に在留する外

国人の活動の範囲や内容も一層複雑多様化してお

ります。

このほか民事関係の立法につきましては、國の歳出の縮減を図るため、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間、供託金に利息を付することを停止しているところであります。が、國の財政の現状にかんがみ、さらに昭和六十六年三月三十一日まで右の停止期間を延長する必要があり、そのための供託法の一部を改正する法律案を今国会に提出したところであります。

また、いわゆる公共嘱託登記事件の適正、迅速な処理に資するため公共嘱託登記受託組織を法人化し、並びに司法書士及び土地家屋調査士の登録事務を資格者団体であるそれぞれの連合会に移譲するため、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案を今国会に提出したところでありますので、いずれも十分な御審議を経て速やかに成立に至りますようお願いする次第であります。

次に、人権擁護活動につきましては、國民の基

本的人権の保障をより確かなものとするため、各

種の広報活動によって、國民の間に広く人権尊重の思想が普及徹底するよう努めるとともに、人権相談や人権侵犯事件の調査処理を通じて、関係者に人権思想を啓発し、被害者の救済にも努めてまいり所存であります。

中でも、いわゆる差別事象につきましては、関

係各省庁と緊密な連絡をとりつつ、その根絶に寄与してまいりたいと考えております。

さらに、訟務事件の処理につきましては、國の

利害に関係のある争訟事件は、近時の複雑多様化した社会情勢と國民の権利意識の高揚を反映し

て、社会的、法律的に新たな問題を内包する事件

が増加しており、その結果いかんが國の政治、行

政、経済等の各分野に重大な影響を及ぼすものも

少なくありませんので、今後とも事務処理体制の

充実強化を図り、事件の適正、円滑な処理に万全

ております。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正

を期するよう努めてまいる所存であります。

第四は、出入国管理事務の処理についてであります。

最後に、法務省の施設について所信の一端を申し述べましたが、委員各位の御協力、御支援を得まして、重責を果たしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

○委員長(大川清幸君) 以上をもちまして所信聽取は終了いたしました。

○委員長(大川清幸君) ここで、委員の異動について御報告いたします。

本日、石本茂君、河本嘉久蔵君及び園田清充君が委員を辞任され、その補欠として木谷力君、吉村眞事君及び杉元恒雄君が選任されました。

○委員長(大川清幸君) 以上をもちまして所信聽取は終了いたしました。

○委員長(大川清幸君) 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び供託法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたしました。

○國務大臣(鷲崎均君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正

迅速な処理を図るために、判事の定員を改めるとともに、裁判所の司法行政事務を簡素化し、能率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の定員を改めるものでありまして、以下その要点を申し上げます。

第一点は、判事の員数の増加であります。これは、地方裁判所における民事執行法に基づく執行事件及び破産事件並びに家庭裁判所における少年一般保護事件の適正迅速な処理を図るため、判事の員数を九名増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数の減少であります。これは、一方において、地方裁判所における民事執行法に基づく執行事件及び破産事件、家庭裁判所における少年一般保護事件並びに簡易裁判所における民事訴訟事件、民事調停事件及び督促事件の適正迅速な処理を図るため、裁判官以外の裁判所の職員を四十人増員するとともに、他方において、裁判所の司法行政事務を簡素化し、能率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員を四十二人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二人減少しようとするものであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決ください。

さいますようお願いいたします。

続いて、供託法の一部を改正する法律案についてその趣旨を御説明いたします。

供託法は、供託された金銭について利息を付すべきこととしておりますが、国の財政再建に資するための特例措置として、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間、供託金に利息を付さないこととされてきましたところであります。

この法律案は、国の財政の現状にかんがみ、国の歳出の一層の縮減を図るため、いわゆる特例公債依存体質からの脱却の努力目標年次とされる昭和六十五年度まで、引き続き供託金に利息を付することを停止しようとするものであります。

これにより、昭和六十年度から昭和六十五年度まで

までの六年間で合計約百三十億円の歳出の縮減が見込まれております。

以上が、この法律案の内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決ください。

○委員長(大川清幸君) 以上で趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 まず、大臣の所信表明にもありますたのですけれども、その前に刑務所の問題で最近ちょっと新聞をにぎわしたもののが二つほどございましたので、その問題について先にお伺いをいたしました。

一つは、ことしの三月十四日に新聞報道がなされた大阪拘置所で覚せい剤の密売組織があるのでないだらうかということで捜査を始めたという問題があつたようですが、これについてちゃんと御報告をいただきたいと思います。

○政府委員(石山陽君) ただいま委員御指摘のとおり、去る三月十四日に新聞報道でそのような趣旨の記事が登載されましたことに基づきまして、私どもとしまして直ちに現地を調査いたさせました。

現在までに判明しております事情につきまして御報告申し上げますと、本年の一月二十九日、ある女性から収容者に対しまして雑誌が送られてまいりました。その雑誌をチェックしておりました保安課の職員が、雑誌の背表紙に一部破れがある、それをまたのりつけた跡があるということから、不審に思いました、そこを開いてみましたところ、雑誌の背中の部分を薄くくりぬきました。

そこで、そこに細いビニールパイプ一本と注射針を一本、それから耳かきで四杯分ぐらいのセロハンに包んだ少量の覚せい剤らしい粉末、これがおさまっているのを見ついたわけであります。そこで、直ちに関係当局にその旨を通報いたしました。

これまでの六年内に大阪拘置所内で密売組織があるように報道されましたので、この点につきまして、私ども驚きました、その点もあわせて現在捜査中でございますが、現在までのところはこの差し入れの段階で未然に発覚できたという形で、その差し入れ防止ができたという事実は判明しておりますが、これらの覚せい剤が既に多數回にわたって拘置所に入り、それから新聞報道によりますと約二百名にわたる密売組織ができておったようにも報道されておりますが、現在までのところの調査ではそのような事実は全く見当たっておりません。

なお、今後調査を続けて、私どもといたしましても真相を究明いたしたいと思っておりますし、それから司直の手をかりましてもその関係を明らかにしたいと思いますが、これまでのところ、いわゆる差し入れ未遂を防止したという事実にとどまつておりますして、覚せい剤密売の事実があつたというところまでは断定できる段階にはない、これが現状でございます。

○寺田熊雄君 これを送った人間は既に検挙されたわけですか。

○政府委員(石山陽君) この雑誌の送り主は山田某という女性の名前でございました。ところが架空の人間でございまして、住所その他には実在いたしておりません。恐らく女性の名前をかたつたといいます。たゞ第三者がそのあて先の人間に對して覚せい剤を送ったものではないかというふうに考えております。

ところが、もう一つ不思議なことは、現在までの調査によりますと、そのあて先であります被収容者、仮にこの人をAといたしますが、この人はもちろんその架空名義であります女性の心当たりは全くないばかりか、平素覚せい剤に親しんでおりませんという形で、全く心当たりがない

ところ、その結果、それは覚せい剤であるということが判明いたしました。その後、大阪府警に依頼をいたしまして現在捜査が進められておる、こういう概況でございます。

ところで、その新聞記事に大阪拘置所内で密売組織があるように報道されましたので、この点につきまして、私ども驚きました、その点もあわせて現在捜査中でございますが、現在までのところはこの差し入れの段階で未然に発覚できたという形で、その差し入れ防止ができたという事実は判明しておりますが、これらは刑務所職員が既に多數回にわたって拘置所に入り、それから新聞報道によりますと約二百名にわたる密売組織ができておったようにも報道されておりますが、現在までのところの調査ではそのような事実は全く見当たっておりません。

なお、今後調査を続けて、私どもといたしましても真相を究明いたしたいと思っておりますし、それから司直の手をかりましてもその関係を明らかにしたいと思いますが、これまでのところ、いわゆる差し入れ未遂を防止したという事実にとどまつておりますして、覚せい剤密売の事実があつたといいます。たゞ第三者がそのあて先の人間に對して覚せい剤を送ったものではないかというふうに考えております。

○寺田熊雄君 刑務所内で受刑者を職員の私用に使うという問題は、今までにも例えば刑務所内で養豚をするという問題でしばしば決算委員会等で問題になつたことがあります。公私の別をきっちりとしないと刑務所の行動がいろいろ批判を受けることになりますが、あなた方としては職員の引っ越しなどという私用に受刑者を使用するということは今までやつておつたわけですか。そしてそれは正しい行為だと思われますか。その点いかがでしょう。

○政府委員(石山陽君) 実は大阪刑務所ではいろいろな作業をやらしているわけでございますが、たまたま本件の問題を起こしました逃走者の所属しておりますのは外掃夫と申す業種に従事しております。この外掃夫に所属しております者は、刑期あるいは服役成績、そういう点から見まして、非常に行刑成績が優良な者であります。いわゆる摒の外に出しまして作業させてても大丈夫だというふうに折紙つきのグループでありますけれども、その数は極めて限られております。

本件はたまたま不幸でございますが、その外掃

というのが実情でございます。

○寺田熊雄君 次に、これも三月二十四日の報道であります。外掃作業中の受刑者が逃走をしたという報道がありますが、それが刑務所職員の引

つ越し作業を手伝つておつたんだということであります。まずその事実について御報告をお願いします。

○政府委員(石山陽君) これは先週の土曜日、三月二十三日の朝の出来事でございましたが、これは大阪拘置所ではない、大阪刑務所の構外作業に参画しております外掃夫のうち一人の者が、たまたま委員御指摘のように職員宿舎地域におきました際に逃走をいたしました。約七時間後の同日五時半に大阪市内で大阪刑務所職員によつて発見され、逮捕され、連れ戻された、こういう事実がございました。

○寺田熊雄君 刑務所内で受刑者を職員の私用に使うという問題は、今までにも例えば刑務所内で養豚をするという問題でしばしば決算委員会等で問題になつたことがあります。公私の別をきっちりとしないと刑務所の行動がいろいろ批判を受けることになりますが、あなた方としては職員の引っ越しなどという私用に受刑者を使用するということは今までやつておつたわけですか。そしてそれは正しい行為だと思われますか。その点いかがでしょう。

○政府委員(石山陽君) 実は大阪刑務所ではいろいろな作業をやらしているわけでございますが、たまたま本件の問題を起こしました逃走者の所属しておりますのは外掃夫と申す業種に従事しております。この外掃夫に所属しております者は、刑期あるいは服役成績、そういう点から見まして、非常に行刑成績が優良な者であります。いわゆる摒の外に出しまして作業させてても大丈夫だというふうに折紙つきのグループでありますけれども、その数は極めて限られております。

夫の一員が起こしたものでありまするが、これら
の外掃夫が外の職員宿舎地域におきましていわゆ
る雑草の摘み取りでありまするとか、あるいは土
の運搬でありまするとか、そういった構外作業に
生御指摘のとおり公私別の別を明らかにするとい
ふだんは従事しております。たまたま職員の引つ
越し作業がありましたので、当該職員から、今先
にいわゆる外掃夫の賃金相当分を支払うという契約
のもとに本件作業を実は実施さしておったわけで
あります。先般決算委員会等で職員会の養豚とい
うお話をございましたが、それに私どもかんがみ
まして、自來職員会の養豚作業につきましても、
いわゆる被収容者を外役作業で使う場合には正規
に職員会から國に対しまして作業出役契約を結ぶ
で賃金を支払うという形で現在実施しておる、こ
ういう形に相なつておるわけでございます。
○寺田熊雄君 普通刑務所では報奨金というも
のを受刑者の労働に対して支給するようですね。あ
なたのおつしやる賃金というのは今の報奨金とは
別物ですか。それは具体的にどのような計算で算
出されるものですか。

○政府委員(石山陽君) ただいま委員御指摘のと
おり、賃金相当額のいわゆる契約金を払うという
形で申し上げましたけれども、それは中でいわゆ
るその作業に従事いたしました外掃夫にその日そ
の日の出来高払いとして支払いまする作業の報奨
金とはこれは別の物でございます。しかしながら
ら、例えば刑務作業で申しますると、民間からい
るいろいろな作業を依頼されます。そうしますと、作
業契約単価として一人当たり幾らの割合でとい
ふうに賃金相当額を含めました諸費用を国庫に納
入願いますが、これは歳入金として別会計になり
ます。歳出の問題といったしましていわゆる作業賞
与金というものが別の計算で一人当たり一日幾ら
という計算でその労働の質に応じて本人に支払わ
れる形式になつておる、こういう形でございま

○寺田龍雄君 そうすると、一たんはその賃金が國家に納められて、つまり国庫に納められて、そして国庫の方からその受刑者に対して支払われるというわけですか。この場合、具体的にそれじやどどの程度の支払いがあつたんですか。

○政府委員(石山陽君) 例えば、本件の場合の詳細なデータはまだ入手しておりませんが、一つの例でごく一般的なことを申し上げます。

大体民間から賃金収入作業と申しまするか、いろいろな品物をつくつたりする製作のために依頼を受けます場合に、例えば一人当たりの賃金相当額分として払われる分が作業単価によりまして種種差はござりまするが、平均しますると一日一時間当たり大体二百円ぐらいが普通であろうと思ひます。そして、本人に支払われまする作業報償金の単価でございますが、これもやはり作業の性質によってさまざまちまちでござりまするが、大体これは一月に三、四千円になるぐらいの額、ですから大体それの三十分の一ぐらいでお考えいただけばよろしいかと思ひます。

○寺田龍雄君 一時間二百円の賃金と言われる、そしてそれが具体的に何時間働くしたかということとははつきりしないけれども、どうも受刑者というような刑務所職員から絶対的な支配権を受けておる者を、やはりそういう賃金を支払うとはいひものの、受刑者を使うというのは好ましくないですね。第一、一般的労働者を雇えばとても一時間二百円では働いてもらえないでしよう。たまたま絶対的な支配権に服するそういう立場にある受刑官たる者だから一時間二百円で働いてくれるわけでしょう。やはりそれは常識的な意味で、この刑務職員の役得的なものですね。それは好ましいことではない。前に私ども裁判官時代、戦前でも引つ越したときは書記官などが手伝いにきてくれたことがあるけれども、もちろんその賃金などというもの支払いはない。全くこれは純粹の行為だったわけです。戦後はそういうこともないようですがけれども。そういう命令服従、絶対支配下にある者をす。

○政府委員(石山陽君)　ただいま委員の抑せけれども、一々こもつともでございます。私ども必ずしもこの方法で万全だというふうには実は考えておりませんが、今回の作業の内容を調べましたところ、これは引っ越し作業の手伝いと申しますが、実は引っ越し荷物のこん包、そういうた段階でありますから、すべて職員は職員家族あるいは近所の職員の仲間、こういうものに手伝つてやってもらうわけでありまして、こん包できました分をトラックに積み込む際のいわゆる荷運びだけでございます。この力仕事の部分だけを実は一時間二百四十円の単価で、つまり一般の賃金よりやや高目の賃金でお願いをして契約したと、こういう実情にござります。

正直のところ、これまで各施設で引っ越しの時期になりますると、大きな施設では十人、二十人と出てまいります。職員会の相互援助で刑務所は伝統的に助つておりますが、なかなか繁忙な時期になりますると、それが十分に助切れず、また、職員間でもお互に気詰まりなことがあるというような形から、もちろん労務費をはずんで民間の労働者に来ていただければ大変ありがたいわけでありますするが、その辺につきまして、委員御指摘のように多少甘い考え方かもしれませんけれども、手元でそういう方法があるということでおままでやつておったというのが偽らない実情でございます。私どもいたしまして、この方法を今後とも取り続けるのがいいかどうか、こういう点につきましては今後また十分に検討させていただかたいと思いますが、実情といったしましてはそのような仕様でこれまで行われておったといふことです。だから、いろいろな問題があるわけですよ。だから、やはりそういう点はもうきつちりと公私の別

○寺田熊雄君　これはやはり受刑者と刑務所の職員という絶対的な支配、命令服従関係にありますから、いろいろな問題があるわけですよ。だから、やはりそういう点はもうきつちりと公私の別

○國務大臣(鳩崎均君) 今矯正局長からお話をあつたような経過でございまして、実は私も新聞を読んだときに先生と同じような感覚を持つたわけがございます。したがつて、どういうような状況になつておるのかといふことを至急調べていただきたいということを連絡したわけでございます。

いろいろな経緯はあるようでござりますけれども、今申し上げたような経過でございまして、従来、ちょうど四月の初めというのは刑務関係の職員の皆さん方の大異動の実は時期であるわけでございまして、まさにそういう時期にこういう事件が起きた。非常に残念至極なことであるというふうに思つておるわけでござりますけれども、今お話がありましたような外で仕事ができるような方々を施設のいろいろな維持のために使つているということが、少しはみ出で引っ越しのところまで使うというのはどうなのかなという感触を実は私自身も持つてゐるわけです。

中をだんだん調べてみると、そういう特定の人でございますので、事情ある程度わかるところもあるわけでございます。また、その処理も御承知のように正式に国庫に納めるというような形で費用を負担して、それとは別個に受刑者には国から別に支払われるというようなことを的確に行われておるというような話を聞いて、まあまあ事柄はそれだったかなというような実は感じを持つておるわけでございますけれども、最初に実は受けた印象とくらべて、いつまでも抜けない感触を持つておるわけでございます。したがいまして、今後やっぱりこれら問題についてはどういふぐあいに取り扱うか、矯正局の方でも今後の取り扱いについてよく検討すると、先ほども申して

おりましたようなことでございますので、十分やつぱり検討して、少なくとも一般にそういう心配を受けないような形を考えいかなければいけない。また、そういうやり方というものについても十分工夫をしていかなければならぬところが多いのじやないかというふうに思つておるのが実情でござります。

○寺田熊雄君 これは一応主管局長も大臣も検討するということではありますので、そういう方向に行つていただきたいと思う。これは余り長くなつてもいけませんが、また、私も言わなかつたけれども、先ほど例に挙げなかつたんですが、宇都官病院の石川文之進という院長が盛んに収容している精神病者を個人の家のいろいろな用事に使つたということがありましたね。あれも我々非常に不当なことと思いますけれども、非常にこの点は不當でもあるし、また誤解を受けてますので、さらによく検討していただきたい、できればやめてもらいたいと思います。

次に、刑事施設法案が我々の思いがけない方向で今国会は決着を見たわけであります。あれほど

法務省も警察庁も非常な熱意を持つて法案の提出を準備しておられたのでありますけれども、それが全く意外な結果を見たということなので、これはどうからお尋ねしたらいのだろうか、まづやはり法務委員会でありますからして、これは主管の石山局長の方へ、なぜ刑事施設法案の提出を今国会は取りやめたのか、その原因、それから経緯、今後の方針、この三つに分けて御説明を

○政府委員(石山陽君) ただいまお尋ねの刑事施設法案が、私ども法務省の方からいわゆる監獄法の改正問題として今国会にぜひ提出をさせていただきたいということでお願いをしてまいつたことは各委員よく御存じいただいていると思うところでございます。何分にも刑事施設法案を提出いたしましたには、やはり同時に提出を予定しておりました警察庁関係の留置施設法案との共同の歩調をとるという必要がございましたので、これまで両

省庁間で緊密な連絡をとりまして作業を進め、あらは国会方面につきましての御説明に当たつて

つきおりましたわけでありまして、種々その間に調整を行つておりましたが、その過程におきまして事情の変更等がこれあり、警察庁側におきましても、その御要望がありました。なお、その後両省庁

間で調整をしておりましたけれども、結論的に申しまして、なおその意見調整にかなりの日時を要するという問題等がござりまするので、今国会へ

の提出期限には間に合わぬ、こういう判断から両省庁間で協議の上、両法案とも今国会の提出は取りやめるということにいたしたわけでございまして。

なお私どもといたしましては、刑事施設法案につけましては、先ほど大臣の所信表明にもございましたように、依然として緊急に早期改正を実現したい願望に変わりはございませんので、今後とも引き続き再提出に向けて鋭意最大限の努力を払つてしまひたいというふうに考えておるところでございます。

○寺田熊雄君 大体の経過というものはわかりましたけれども、もし警察庁の留置施設法案が提出されないといいたしまして、その場合に刑事施設法案だけを単独で提出するということは立法技術的に難しうるわけですか。

○政府委員(石山陽君) 假定の問題ではございませんが、いわゆる我々がこれまで国会方面にお願いいたさたいと思います。

○政府委員(石山陽君) ただいまお尋ねの刑事施設法案だけを単独で提出するということは立法技術的に難しうるわけですが、警察庁の方で留置施設法案の提出は断念する。そうすると、あなたの方ではやはり刑事施設法案だけを提出する方途というものは見当たらないだろうかという、そういう検討はなされたわけでしょう。これは間違いないであります。

○寺田熊雄君 大体の経過については、兩省庁間の調整過程におきまして、それらを含めて検討はいたしました。

○政府委員(石山陽君) その場合、やはり留置施設法案の内容を刑事施設法案の中に盛り込むということは、私ども立法技術的に十分肯定し得ると考えるわけですが、そういう点の検討もなさったわけでしょう。

○政府委員(石山陽君) その点につきまして、兩省庁間の調整過程におきまして、それらを含めて検討はいたしました。

○寺田熊雄君 その場合、やはり留置施設法案の内容を刑事施設法案の中に盛り込むということは、私ども立法技術的に十分肯定し得ると考えるわけですが、そういう点の検討もなさったわけでしょう。

○政府委員(石山陽君) いわゆる刑事施設法案の内容に留置施設法案でなければ処理できない部門、先ほど例で申し上げましたような被逮捕者の待遇問題をも含めて一本化する、これは両方で申しますれば、いわば合体するような考え方でございまするが、これらにつきましてもその可能性は検討いたしました。

○寺田熊雄君 仮に名づけるならば刑事施設及び留置施設法といいますか、両者合体法案といいますか、その場合、私ども、今局長がおつしやつた警察の専管事項と言るのは適当でないかもしれませんけれども、逮捕する、それで四十八時間の間留置する、それはその合体法案の中に入れて考えるべきなんだろうか、それをやっぱり除外して考

ば留置施設法案が予定されておりまするいわゆる逮捕留置段階の被逮捕者の待遇問題、これにつきましては刑事施設法案一本化では手当ができますので、その部分を残したままで、こちらが切り離して出すということにつきましては、立法政

策上、法律的措置がきちんとなされる被勾留者段階と被逮捕者段階との処遇に余りにも大きな格差という点は検討いたしたことござります。

○寺田熊雄君 正直に御説明いたくと、なおあ

り離して出るということにつきましては、立法政

策上、法律的措置がきちんとなされる被勾留者段階と被逮捕者段階との処遇に余りにも大きな格差

せんので、その部分を残したままで、こちらが切

り離して出るということにつきましては、立法政

るべきなんだろうか。その点はどういうふうに法務省では考えられたんでしょう。

○政府委員(石山陽君) いわゆる合体化の方向に

おきましては入れて考えるべきだと考えておりました。

○寺田熊雄君 大体の輪郭はわかりましたが、こ

こで、警察庁の方も審議官おいでですから、警察

庁としてはなぜ留置施設法案の提出を断念されたのか、その後法務省の方との協議の内容、最終的にこの協議が成立しなかった事情、今後の方針、こういう段階で御説明いたたきたいんですが。

○政府委員(福島静雄君) お答えいたします。

留置施設法案につきましては、今国会への提出のため鋭意努力をいたしてきたところでございま

す。しかし国会の会期からも十分な御審議をいた

だく時間のないこと、関係者の方々のお十分な御理解を得るという必要があることから、今国会への提出は困難な情勢になつてきたというふうに判断したものです。

法務省との御協議につきましては、ただいま御説明がございましたけれども、いわゆる合体案等を含めまして両省庁間で真剣に協議を重ねてきましたところでございますが、なおいろいろ調整すべき点に時間を要しますので、私どもといたしましてはさらに来国会へ向けてこの法案の提出に努力をしてまいりたい、かようて考へている現状でございます。

○寺田熊雄君 これは新聞記者の方々から私聞い

たのだけれども、どうも警察庁は法務省の刑事施

設法案だけを単独で提出するという方針には余り協力しなかつたという報道があるけれども、この点はどうですか。

○政府委員(福島静雄君) この点につきましては、法務省から御意見の照会もございましたけれども、これは一つには被勾留者につきまして拘置

所と留置場においての処遇等の均衡の問題、ある

いはまた留置場における被勾留者と被逮捕者との間の処遇の均衡の問題を生じるということがございましたし、また昭和五十年六月に参議院の地方行

政委員会で指摘されたところでございますが、代用監獄をめぐる事務の性格の明確化、あるいは費用負担関係の明確化等の課題がございますので、両法案合体の方式についてこちらからも御意見を申し上げたところでございますが、それらを含めまして両省庁間で真剣に検討をいたしました。私ども誠意をもって対応してきたところでございます。

○寺田熊雄君 あなた方としてはどうなんですか。やはり二つの法案をそろえて提出した方がいいと思っていらっしゃるのか、あるいは一本化して出しても差し支えないと思っていらっしゃるのか、その辺はどうでしょう。

○政府委員(福島静雄君) 基本的には刑事施設法案と留置施設法案とそれを御提出をするという考え方方が基本であろうと思います。今後その点につきましてはよく法務省とも御協議をして調整してまいりたいというふうに思っております。

○寺田熊雄君 あなたもよく御承知でいらっしゃるけれども、刑事施設法案と留置施設法案を、こう二つ並べますと、あなた方の本意ではないかも知れないけれども、どうやはり留置施設法案は国民の人権を侵害する悪法であると悪玉のように思ひなさる傾向が現実にあるわけです。刑事施設法案もそのおりを食つてストップしてしまうという現象が確かにありますね。日弁連などの猛反対というのも、もとをただせばやはり留置施設法案にその源があるわけで、代用監獄制度に源があるわけでも、そういう点を考えてみると、どちらもやはり同じような結果を生ずるのじやないだらうかという感じがしないでもないわけです。

だから、何とかやはりそのところをあなた方もお考えになつて、これはある新聞の社説にも出たところだけれども、刑事施設法案の中にできるだけ人権侵害のおそれのないような方法であなた方の度幾される内容を盛り込んで、一本化して出した方がむしろベターではあるまいかと思うんで、それが、それをしかし絶対にあなた方としては排除

するというお気持ちはないのでしょうか。それもまたあ考へてもいいというお気持ちなんでしょうか。

○政府委員(福島静雄君) 先生も御存じのとおり、法制審議会の答申が行われまして、受刑者を収容しないこととするほかは、ほぼ現行のいわゆる代用監獄制度を踏襲することとして答申が出されているわけでございます。で、監獄法が制定さ

れた当時とは違いまして、現在留置場は都道府県の施設でございますので、当然のことながら国の施設でございます拘置所とは、国と地方という点で行政組織あるいは指揮監督系統、費用の負担問題というところが異なるわけでございま

す。したがいまして、やはり都道府県の施設である留置場を被勾留者の収容施設として用いる仕組みを初め、留置場についての法的な整備をきちんとして御提出をさせていただきたいというふうに考へておられるところがございます。

○寺田熊雄君 確かに立法形式、立法政策ですか、その面から大変難しい問題だと思うんですねども、一面において従来の監獄法を改むべき必要性というものもこれは否定できないわけですか、できるだけ国民的なコンセンサスを得るよう方法で両省庁間の話し合いができる、法案がでれば一本化してまとまるということが望ましいと私どもは考へておる。まあ両省のお考へはよくわかりましたので、大臣としてはこの際、どんなお考へでございましょうか。大臣のお考へをちょっとお伺いしたいと思います。

○國務大臣(鳩崎均君) お尋ねの刑事施設法案の問題につきましては、御承知のように、監獄法といふようなものが明治四十一年から現在までずっと継続して動いておるという形になつておりますが、その内容等の点から考へまして、どうしても時代も変わつておるわけでございますから、ぜひともこの改正をやりたいというのが、私の強い念願であったわけですが、また、そういう気持ちを受けて、法務省の幹部の皆さん方にも大変な御努力を頼つたと私は思つておるわけでござります。

特に第九十六回の提出の場合にも大変な苦心があつた経過も聞いておりますし、それから非常に遅い時期に提出をされたというような経過になつたことも十分承知をしておりまして、できるだけ事前に十二分の注意をして、国会の皆さん方にもある程度御理解を得た上で対処をしていかなければなりません。かつまた、いろいろな議論がありま

すが、その内容等の点から考へまして、どうしても時代も変わつておるわけでございますから、ぜひともこの改正をやりたいというのが、私の強い念願であったわけですが、また、そういう気持ちを受けて、法務省の幹部の皆さん方にも大変な御努力を頼つたと私は思つておるわけでござります。

しかし、いろいろな経緯がありましたけれども、今度の国会の模様というようなことを考へられまして、警察庁の方から留置施設法案について提出をあきらめるという話を三月の上旬になつて承つたわけでございます。それまで相ともに出そ

ましたやむを得ない場合もあるということもありまして、何とかそれでは分離をした形で刑事施設法案として提出する工夫がないだらうか、そうしたような案もつくつてみてくださいといふようなことを、私も外には明らかにはしておりませんけれども、そういう工夫をやらした経緯もあるわけござります。

それで、まあ合体をするというような考え方でひとつ工夫をしてみたらどうかといふようなことを考へてみたわけでございます。しかし一つは、純粹に立法技術の問題としてはともかくとして、やはりこういう問題を整理するのには両省庁間で政策的なある程度の合意というものができないとなかな

ども、先ほど私も申し上げましたように、どうして監獄法の改正、刑事施設法案の提出というのをこの整理というのは難しいのが実態でなかろうかというような感じを私たち持つたわけでござります。

今後いろいろな問題点もあらうと思いますけれども、先ほど私も申し上げましたように、どうして監獄法の改正、刑事施設法案の提出というのをこの整理というのは難しいのが実態でなかろうかというような感じを私たち持つたわけでござります。

○寺田熊雄君 なかなかあなたも苦しいところだだ、この点につきましてはまた法務省とよく御相談をして、調整をいたしたいというふうに考えて

そこで、もしも刑事施設法案の中に留置施設法

続して努力をしてやりたいというようなことでござりますので、いろいろな政策的な判断の差異はあっても今後十二分にその調整に力を注ぎまして、今国会だめでありましても、いずれかの時期に何らか政策的な調整も行い、かつた法技術的な面についての調整も十分行って皆さん方の御審議を賜りますように努力をしていかなければいけないというふうに思つてはいるのが現在の心境でございます。

○寺田熊雄君 それで大体今の問題の質問を終わらたいと思うんですが、ただ、大臣の所信表明の中でこういうくだりがありますね。今のは監獄法の全面改正の問題の中で「第百回国会において衆議院が解散されたことに伴い廃案となりました。そこで、今国会への再提出を目指して努力を重ねてまいりましたが、関係省庁との意見調整がつかず、提出を見送らざるを得ないこととなりました」と、こういう文言があるものだから、矯正局长にお尋ねしたいところは、「関係省庁との意見調整がつかず」というのは具体的にどの面だったんでしようか。そのところだけ一点、最後にお伺いしたいんです。

○政府委員(石山陽君) この点は、私先ほど来申し上げましたような事情、それから警察庁側からお話しになりました事情等を総合した判断になるわけでございますが、一つにはやはり留置施設法案につきましての国会審議の予定等の点から、いとまがないということ、それから留置施設法案につきまして必要以上に悪者扱いにされ過ぎておつて、これの誤解を解くために、御理解をいただくためになお日時を要するという警察庁側の判断があつたこと、それからその後におきまして私どもがいろいろ考え方ました立法政策上につきましてはなかなか調整し切れない問題点がある。例えば一つの例示で申しますと、合体という場合にはどういう形の合体がいいのかという方法論等につきましてもまだおもうしばらく調整させていただかなければいかぬと、こういう点があります。

な事件の再発を防止するためには何か手はないかと
いうことを現在いろいろと検討している段階でござります。

○寺田熊雄君 じゃ、警察庁の方結構です、これ
で済みましたから。

次に、スパイ防止法についてお尋ねをしたいの
ですが、スパイ防止法というのは今までに大変各
種委員会で論ぜられてまいりました。各大臣がそ
れぞれに答弁をなさっておりまして、大臣の人柄
であるとか世界観までうかがい知ることができる
ので非常に興味を持つたわけですが、最近またス
パイ防止法案の提出が論議されてまいりましたの
で、この際大臣の御所感をお伺いしたいと思って
おるわけであります。

今までに、例えば大平総理が生前に衆議院本会
議で春日一幸さんの質問に対して答弁をなさった
中に「いずれにいたしましても、機密保護法の制
定というようなことを念頭に置いているわけでは
ございません」という答弁をなさったことがあり
ます。これは五十五年一月二十九日であります。

それから、この法務委員会で私の質問に対し
て、この種の法律というのは非常にいろいろな各
方面に影響がありますので、ことに私どもの経験
によりますといふと、この種の法律案というのは
一たん上程したら、やはりたなざらにしておく
ことはよくないでありますから、十分にやはり
何と申しますか、各方面の理解と協力を得る
ようになされた上でなければなかなかむずかしいんで
はないかと思つておりますので、これは先ほど来
寺田さんと刑事局長の間でお話し合いをなさつて
いらっしゃるのを承つておりますが、波及する
ところ非常に大きなことにも関係がござりますの
で、やはり私はそういう意味で慎重に検討すべき
ものであると、このような感触を得ておるわけで
あります」と、そういう答弁をしていらっしゃる
わけでです。

それで、私と刑事局長とのお話し合いなるもの
はこの大臣答弁の前にありますと、当時の刑事局
長、今の次官の前田さんであります、「先ほど
申しましたのは、過日発表されたと言われており
ます自民党的案についてのつもりでございま
して、基本的にそういう法案が、あるいは法律が必
要かということになりますと、まさしく御指摘の
ように憲法のいろいろな面の問題がそこにかかわ
ってくるわけでござりますので、それを要するに
て、憲法との関係もこれあり、慎重に対処すべきもの
とは、これが五十五年四月九日に衆議
院の法務委員会で答弁しております、「しかしながら
と、「立法技術的な観点からこれこれというふう
にお答えする立場には外務省は特にございません
が、自民党内における検討会で説明を求められ
たときに、外交機密の性格等を御説明いたしまし
て、検討しておられる法律には必ずしもなじまない
いものである、こういうふうにお答えしたわけで
ございまして」という答弁があるわけです。外務
省はかなり消極的な意見を自民党的機関に述べ
たことは適当ではあるまい、やはり社会の強弱
性という事を考へる場合には、そういうふうなこと
はよろしくないんだという考え方もあると思
います」、最終的にこう言つておられる。「私自身は
どちらかといえばこういうものについては消
極的な立場を從来から党内においてとつておる
のであると、これだけはつけ加えて申し上げてお
きたいと、かようにも思います」、かなり自己の地
位について自信を持っていらっしゃるのか、相当
思い切った考え方を率直に述べておられるわけで
す。

それから、同じく警察官出身で大臣になられた
山本氏が、これも五十八年五月、衆議院の地方行
政委員会で、「将来のこととはいざ知らず、現在の
ところは、いま直ちにそういうものをぜひつくら
なければならないとまでは思つていらない」といふ
ことがあります」、その前に、「何か亡靈のことき
ものとか幽霊のごときものとまでも思つていい
のでございまして、しかし、いまは現行法の運用
によつて現在のそうちした事態には対処していく
大臣であつて、これは五十五年十二月十八日、戸

塙進也さんの質問に対して、「いまも私は、やはり
防衛機密を守る何らかの立法がこれは検討され
るべきじゃないかなあという気持ちを持ち続けて
おるわけでございまして」という、積極的な感触
を述べられたのは奥野さんだけのようだと思つて
ます。これは五十八年四月十八日、参議院の決算
委員会における答弁であります、「しかしながら
、機密保護法ということになりますと、どうし
ても収集探知の罪、これは構成要件の中に入れて
それを罰するという規定にならざるを得ないと思
います。収集探知の罪を入れるということになる
と、これは運用いかんによつては民主主義の基本
原則、開かれた社会という面を侵してくるおそれ
がある。したがつて端的に言えば世の中が暗くな
るおそれもあるわけでござります。ならばそうい
ふたことは適当ではあるまい、やはり社会の強弱
性という事を考へる場合には、そういうふうなこと
はよろしくないんだという考え方もあると思
います」、最終的にこう言つておられる。「私自身は
どちらかといえばこういうものについては消
極的な立場を從来から党内においてとつておる
のであると、これだけはつけ加えて申し上げてお
きたいと、かようにも思います」、かなり自己の地
位について自信を持っていらっしゃるのか、相当
思い切った考え方を率直に述べておられるわけで
す。

これは大臣としてはどういうふうにお考えにな
りますか。

○国務大臣(鷹崎均君) いわゆるスパイ防止法の
ことでありますと、「私への質問はスパイ防止
法の関係の御質問でござります。これは国家機
密とかいう問題、どこまでどうするかというよう
な非常にむずかしい問題がござりますし、政府で
何も相談したわけじゃありませんが、私の個人の
考え方を申し述べれば、こういう法律はよほど慎重
にしないと、戦前のこともいろいろわれわれは経
験がござりますし、慎重に考えなければいかぬ問
題だというふうに考えております」、これはかな
り伊東さんの性格が出ておるのでありますと、ど
ちらかといふと否定的な見解のようであります。
これは、いま直ちにそういうものをぜひつくら
なければならないとまでは思つていらないといふ
ことがあります」、その前に、「何か亡靈のことき
ものとか幽霊のごときものとまでも思つていい
のでございまして、しかし、いまは現行法の運用
によって現在のそうちした事態には対処していく
意見が現在まだ整理をされていないというような
段階になつておるようでございますので、法務大
臣として意見を申し上げるという段階ではないと
私は思つておるような次第でござります。

いざれにしましても、この問題、日本はある意味で情報天国だというようなことが言われるような面も別に持っているということは事実のようですが、ありますし、また、そういうことが指摘もされているところもないわけじゃありませんけれども、やはりこの問題を考える場合には各種のいろいろな立法、あるいは憲法のいろいろな表現の自由等々の問題、先ほど後藤田先生のお話にありました、それの前段階のいろいろな調査の問題等、非常にやっぱり多くの問題が重なっていまして、自民党の中でも今後いろいろな論議が尽くされていくのだろうというふうに私は思つておるわけでございます。それらの結果というものをよく見て判断をさしていただきたいと思いますけれども、何よりもまずこういう問題を考える場合には、やはり国民の皆さん方から十分その問題についての理解を得るという段階がぜひとも私は必要なんじやないかと思います。そういう段階にはまだ至っていないような感じを私は持つておるというのが実情でございます。

○寺田熊雄君 それでは、この問題は一応その程度にしておきましょう。

次に、外登法の問題をお尋ねしたいのですが、

これは御承知のように、指紋押捺と常時携帯の両

義務、それからそれに伴つて刑事罰をできれば民

事罰に変えてもらいたいという意見が非常に最近

強く起きてまいりました。法務省の方では、やは

り非常に自己の職務に御熱心な面もありまして、

なかなかこれをがんじられないようになります。

そこで、一体この今の常時携帯義務、指紋押捺

義務、それから刑事罰に変えることは、

どんどんと法改正を求める要請書を法務省の方に提出しておる状況もあるようになります。

そこで、一体この今の常時携帯義務、指紋押捺

義務、それから刑事罰に変えることは、

非、そういうことについて法務省としてはどう考

えていらっしゃるのでしょうか。まず法務省のそ

の全般的な問題についての御意見をお伺いしたい

と思うんです。

○政府委員(小林俊二君) お答え申し上げます。

御承知のよう外登法は一定期間以上我

が国に在留する外国人に対しても身分関係及び

居住関係を明確に記録するために登録の義務を課

しておるわけでございます。一般に外国人の我が

が国における身分関係及び居住関係は日本人に比し

て明確ではありません。それは、まず第一に我

が國における外国人の親族関係あるいは友人知己

関係が著しく限られておるということ、第二にそ

の居住関係が流動的であるということから生ずる

わけでございます。こういう特性に対応するため

に日本人の居住関係、身分関係の記録に比して追

加の措置が必要となつておるわけでございます。

先生御指摘の登録証明書の常時携帯義務あるい

は指紋押捺制度というものはこういう必要から生

じた追加の義務でございます。すなわち常時携帯

設けられておる制度でございまして、また指紋押捺制度は外国人を誤りなく特定して登

録し、かつ個々の外国人がその者として登録され

た人物と同一であるということを確認するために

がただいま申し上げましたような事情がこういう

設けられておる制度でございまして、そうしたこと

がただいま申し上げましたような事情がこういう

日本人には課されていない追加の措置を必要とし

たわけでございます。

なお、刑事罰の問題について御指摘がございま

したが、常時携帯義務に対する罰則につきまして

は、御承知のように昭和五十七年の法改正におき

まして自由刑を廃止いたしまして罰金のみの対象

とするということに改めた経緯がございます。

○寺田熊雄君 これは今局長のお答えをそのまま

承りますと、やはり私が先ほどお話をしたような

法改正には反対だというふうに考えられますね。

指紋押捺の必要性といいますか、これは衆議院

の法務委員会における論議の中で、これは九十六

国会の法務委員会の中で出た問題であります。

大鷹局長がこういうことを言つていらっしゃる

「外国人登録法で指紋押捺義務を定めているのは、

あるということからでございます。これは具体的の

外國人登録法の目的からいつてどうしても必要で

いることからでございます。これは具体的に

おきますが、この問題は、日本はある意

味で情報天国だというようなことが言われるよう

な面も別に持っているということは事実のようで

ございますし、また、そういうことが指摘もされ

ているところもないわけじゃありませんけれど

も、やはりこの問題を考える場合には各種のいろ

いろな立法、あるいは憲法のいろいろな表現の自

由等々の問題、先ほど後藤田先生のお話にあります

した、それの前段階のいろいろな調査の問題等、

非常にやっぱり多くの問題が重なつていまして、

自民党の中でも今後いろいろな論議が尽くされて

いくのだろうというふうに私は思つておるわけで

ございます。それらの結果というものをよく見て

判断をさしていただきたいと思いますけれども、

何よりもまずこういう問題を考える場合には、や

はり國民の皆さん方から十分その問題についての

理解を得るという段階がぜひとも私は必要なんじ

やないかと思います。そういう段階にはまだ至っ

てないような感じを私は持つておるというのが実

情でございます。

○寺田熊雄君 それでは、この問題は一応その程

度にしておきましょう。

次に、外登法の問題をお尋ねしたいのですが、

これは御承知のように、指紋押捺と常時携帯の両

義務、それからそれに伴つて刑事罰をできれば民

事罰に変えてもらいたいという意見が非常に最近

強く起きてまいりました。法務省の方では、やは

り非常に自己の職務に御熱心な面もありまして、

なかなかこれをがんじられないようになります。

そこで、一体この今の常時携帯義務、指紋押捺

義務、それから刑事罰に変えることは、

非、そういうことについて法務省としてはどう考

えていらっしゃるのでしょうか。まず法務省のそ

の全般的な問題についての御意見をお伺いしたい

と思うんです。

○政府委員(小林俊二君) お答え申し上げます。

御承知のよう外登法は一定期間以上我

が国に在留する外国人に対しても身分関係及び

居住関係を明確に記録するために登録の義務を課

しておるわけでございます。一般に外国人の我が

が國における身分関係及び居住関係は日本人に比し

て明確ではありません。それは、まず第一に我

が國における外国人の親族関係あるいは友人知己

関係が著しく限られておるということ、第二にそ

の居住関係が流動的であるということから生ずる

わけでございます。こういう特性に対応するため

に日本人の居住関係、身分関係の記録に比して追

加の措置が必要となつておるわけでございます。

先生御指摘の登録証明書の常時携帯義務あるい

は指紋押捺制度というものはこういう必要から生

じた追加の義務でございます。すなわち常時携帯

設けられておる制度でございまして、また指紋押捺制度は外国人を誤りなく特定して登

録し、かつ個々の外国人がその者として登録され

た人物と同一であるということを確認するために

がただいま申し上げましたような事情がこういう

設けられておる制度でございまして、そうしたこと

がただいま申し上げましたような事情がこういう

日本人には課されていない追加の措置を必要とし

たわけでございます。

なお、刑事罰の問題について御指摘がございま

したが、常時携帯義務に対する罰則につきまして

は、御承知のように昭和五十七年の法改正におき

まして自由刑を廃止いたしまして罰金のみの対象

とするということに改めた経緯がございます。

○寺田熊雄君 これは今局長のお答えをそのまま

承りますと、やはり私が先ほどお話をしたような

法改正には反対だというふうに考えられますね。

指紋押捺の必要性といいますか、これは衆議院

の法務委員会における論議の中で、これは九十六

国会の法務委員会の中で出た問題であります。

大鷹局長がこういうことを言つていらっしゃる

「外国人登録法で指紋押捺義務を定めているのは、

あるということからでございます。これは具体的の

外國人登録法の目的からいつてどうしても必要で

いることからでございます。これは具体的に

おきますが、この問題は、日本はある意

味で情報天国だというようなことが言われるよう

な面も別に持っているということは事実のようで

ございますし、また、そういうことが指摘もされ

ているところもないわけじゃありませんけれど

も、やはりこの問題を考える場合には各種のいろ

いろな立法、あるいは憲法のいろいろな表現の自

由等々の問題、先ほど後藤田先生のお話にあります

した、それの前段階のいろいろな調査の問題等、

非常にやっぱり多くの問題が重なつていまして、

自民党の中でも今後いろいろな論議が尽くされて

いくのだろうというふうに私は思つておるわけで

ございます。それらの結果というものをよく見て

判断をさしていただきたいと思いますけれども、

何よりもまずこういう問題を考える場合には、や

はり国民の皆さん方から十分その問題についての

理解を得るという段階がぜひとも私は必要なんじ

やないかと思います。そういう段階にはまだ至っ

てないような感じを私は持つておるというのが実

情でございます。

○寺田熊雄君 それでは、この問題は一応その程

度にしておきましょう。

次に、外登法の問題をお尋ねしたいのですが、

これは御承知のように、指紋押捺と常時携帯の両

義務、それからそれに伴つて刑事罰をできれば民

事罰に変えてもらいたいという意見が非常に最近

強く起きてまいりました。法務省の方では、やは

り非常に自己の職務に御熱心な面もありまして、

なかなかこれをがんじられないようになります。

そこで、一体この今の常時携帯義務、指紋押捺

義務、それから刑事罰に変えることは、

非、そういうことについて法務省としてはどう考

えていらっしゃるのでしょうか。まず法務省のそ

の全般的な問題についての御意見をお伺いしたい

と思うんです。

○政府委員(小林俊二君) お答え申し上げます。

御承知のよう外登法は一定期間以上我

が国に在留する外国人に対しても身分関係及び

居住関係を明確に記録するために登録の義務を課

しておるわけでございます。一般に外国人の我が

が國における身分関係及び居住関係は日本人に比し

て明確ではありません。それは、まず第一に我

が國における外国人の親族関係あるいは友人知己

関係が著しく限られておるということから生ずる

わけでございます。こういう特性に対応するため

に日本人の居住関係、身分関係の記録に比して追

加の措置が必要となつておるわけでございます。

先生御指摘の登録証明書の常時携帯義務あるい

は指紋押捺制度というものはこういう必要から生

じた追加の義務でございます。すなわち常時携帯

設けられておる制度でございまして、また指紋押捺制度は外国人を誤りなく特定して登

録し、かつ個々の外国人がその者として登録され

た人物と同一であるということを確認するために

がただいま申し上げましたような事情がこういう

設けられておる制度でございまして、そうしたこと

がただいま申し上げましたような事情がこういう

日本人には課されていない追加の措置を必要とし

たわけでございます。

なお、刑事罰の問題について御指摘がございま

したが、常時携帯義務に対する罰則につきまして

は、御承知のように昭和五十七年の法改正におき

まして自由刑を廃止いたしまして罰金のみの対象

とするということに改めた経緯がございます。

○寺田熊雄君 これは今局長のお答えをそのまま

承りますと、やはり私が先ほどお話をしたような

法改正には反対だというふうに考えられますね。

指紋押捺の必要性といいますか、これは衆議院

の法務委員会における論議の中で、これは九十六

国会の法務委員会の中で出た問題であります。

大鷹局長がこういうことを言つていらっしゃる

「外国人登録法で指紋押捺義務を定めているのは、

あるということからでございます。これは具体的の

外國人登録法の目的からいつてどうしても必要で

いることからでございます。これは具体的に

おきますが、この問題は、日本はある意

味で情報天国だというようなことが言われるよう

な面も別に持っているということは事実のようで

ございますし、また、そういうことが指摘もされ

ているところもないわけじゃありませんけれど

も、やはりこの問題を考える場合には各種のいろ

いろな立法、あるいは憲法のいろいろな表現の自

由等々の問題、先ほど後藤田先生のお話にあります

した、それの前段階のいろいろな調査の問題等、

非常にやっぱり多くの問題が重なつていまして、

自民党の中でも今後いろいろな論議が尽くされて

いくのだろうというふうに私は思つておるわけで

ございます。それらの結果というものをよく見て

判断をさしていただきたいと思いますけれども、

何よりもまずこういう問題を考える場合には、や

はり国民の皆さん方から十分その問題についての

理解を得るという段階がぜひとも私は必要なんじ

やないかと思います。そういう段階にはまだ至っ

てないような感じを私は持つておるというのが実

情でございます。

○寺田熊雄君 それでは、この問題は一応その程

度にしておきましょう。

次に、外登法の問題をお尋ねしたいのですが、

これは御承知のように、指紋押捺と常時携帯の両

義務、それからそれに伴つて刑事罰をできれば民

事罰に変えてもらいたいという意見が非常に最近

強く起きてまいりました。法務省の方

数字でございまして、それ以外に関係機関いろいろございます。入国管理局とかあるいは海上保安庁、その他いろいろございますので、私どもとしては警察が取り扱った数字だけを報告いたしましたわけでございます。

○寺田熊雄君 外国人登録法は法務省の所管事項でありますけれども、これを改正するかどうかということになりますと、外務省、警察庁の意見がかなり重きをなすと私どもは承知しております。これは警察庁としては今の指紋押捺義務、當時携帯義務、これをなくしてしまう、あるとしても刑事罰を民事罰に改める、こういう問題についてはどういうふうな見解を持っておられますか。

○説明員(鴨海國博君) 外国人登録におきます指紋制度の具体的あり方、あるいは登録証明書の當時携帯義務のあり方、こういった問題については先生御指摘のとおり警察主管の問題ではございませんが、あえて意見を申し上げさせていただきますならば、まず指紋制度の関係につきましては、やはり在留外国人の公正な管理、これは公共の安全と秩序を維持していく上においても極めて重要なことであると考えております。

ところで、この在留外国人の管理を公正に行なうためには個々の外国人を特定するということが基本であろうと思します。そのためには指紋という絶対的な方法によることが最も有効であるものと考えております。また、我が国への密入国者等が後を絶たない現状にあるわけでございまして、現行の指紋押捺制度はこれらの不法行為に対する大きな歯どめになつてゐるものと考えております。また、登録証明書の當時携帯義務の関係につきましては、今申しました不法在留者を適切に取り締まるというためには、在留外国人に適法な在留者であることを即座に証明し得る登録証明書を常時携帯していくことが必要不可欠である、かように考えておるところでございます。

○寺田熊雄君 きょうは時間がないので余り私の意見は披露しないことにしますが、大臣としてはこの今の問題、非常に自治体の方で指紋押捺義務

について否定的な意見を持つておる人が多いです。ね。それからまた、その違反者に対して刑事訴訟法上の告発義務を履行しないということを宣言までは警察が取り扱った数字だけを報告いたしたわけでございます。

○國務大臣(鷲崎均君) 御質問の外国人の法的な地位及びその待遇について、どのような制度が一番いいかというようなことにつきましては、国内的な事情なり、あるいはいろいろな国際的な関係なりというものを十二分に判断をして考えていかなければならぬというふうに思つておるわけでございます。とりわけ、御承知のように五十七年に

は外国人登録法の改正を行いまして、ある程度最低年限を十四歳から十六歳に最初のを変えるとか、あるいはいろいろな意味での改正をやって三年を五年に切りかえを変えるとか、あるいは登録証を持って外へ出るというようなことについての規制というようなことをやめるとかというような相当の改正を行つておるわけであります。そういう中で、国会の中でも十分議論をされておられたことでもありますから、やはりそういう事態といふものを十分認識して考えていかなければならぬのではないかというふうに思つておるわけでござります。また、そういう事実をよく御理解願つて、地方自治団体の皆様方にもこの問題についての御理解をいただきたいというふうに思つております。

我々自身としましては既に御承知のように日韓の共同声明のこともありますから、引き続いて何か検討していかなければならない、それは制度上の問題もそうですし、あるいは実行上の問題についても検討していかなければならぬのじやないか

といふふうなこの問題をめぐるところの不正なものも相当あるわけでございます。そういうことをよく理解していただきて事柄を判断していただきたいものだなというふうな気持ちを実は持つておるわけでございます。

しかし、いざれにしましても、最近何といふか、一つも違反のないところも含めて、こういうことを告発しないのだというようなことをお決めになつておられるようになりますので、どういうことでこういうことになつておられるのかなという点、やつぱり世の中、情報化時代なものですから、非常にそういうことの伝染力というのは強いのだなというような感触も一部持つておるような次第でございます。しかし、いざれにしましても、やはりそういう五十七年の改正が行われまして、この制度が続いているわけでございます。やはり外国人の皆さん方もぜひともこういう制度改正といふことがあります。しかしながら、やはり長らくの経緯とくもので今までいろいろな過程を経て今日まで及んでいます。それが非常に経過をしたというふうなことは御理解願つて、できるだけ協力していただきたいと思いますとともに、自治団体の皆さん方もやはり長らくの経緯とくのもので、今までいろいろな手続をやめておる自治体も多いわけですが、この点に関してもあなたはどういうふうにお考えでしょうか。

○國務大臣(鷲崎均君) 御質問の外国人の法的な地位及びその待遇について、どのような制度が一番いいかというようなことにつきましては、國內的な事情なり、あるいはいろいろな国際的な関係なりというものを十二分に判断をして考えていかなければならぬというふうに思つておるわけでございます。とりわけ、御承知のように五十七年に法上の告発義務を履行しないということを宣言ましておられるのは、もうともかく指紋制度全部やめていくよう改訂をしてくださいとか、機械するのではなくて、終戦直後から三十年ですかね。しかし、私はその指紋制度の持つ意味といふのは、今私の方からも御説明し、また警察庁からも御説明がありましたように、やっぱり長い歴史を持っておりまして、終戦直後から三十年ですか、昭和三十年ぐらいから正式にこの指紋制度を取り入れてやつてしましましたが、あの以後相当違反の事実がたくさんあったという現実もあるわけでございますし、現に今数字で挙げられたように、いろいろなこの問題をめぐるところの不正なものも相当あるわけでございます。そういうことをよく理解していただきて事柄を判断していただきたいものだなというふうな気持ちを実は持つておるわけでございます。

しかし、いざれにしましても、最近何といふか、一つも違反のないところも含めて、こういうことを告発しないのだというようなことをお決めになつておられるようになりますので、どういうことになつておられるのかなという点、やつぱり世の中、情報化時代なものですから、非常にそういうことの伝染力というのは強いのだなというふうに思つておるわけでございます。

○國務大臣(鷲崎均君) その際に、答弁の終わりの方でございましたけれども、共同声明の趣旨と、いうものもありますわけでございますから、制度上及び運用上の各般の問題について関係省庁との間において鋭意検討を重ねており、可及的速やかに結論を得るよう努めているところであるというふうに申し上げたと思っておるわけでございます。

これらの問題を整理する場合に、ちょうど五年に延長になった、その五年目に当たるわけでございまして、特に今年の夏ごろから相当大量切りかえがあるというふうなことでございますけれども、私はあれはやつぱりこういう問題を考える場合には、日本に居住している在留外国人の皆さん方に延長になつた、その五年目に当たるわけでございまして、特に今年の夏ごろから相当大量切りかえがあるというふうなことでございますけれども、私はあれはやつぱりこういう問題を考える場合には、日本に居住している在留外国人の皆さん方もやはり長らくの経緯とくのもので、今までいろいろな手續をやめておる自治体も多いわけですが、この点に関してもあなたはどういうふうにお考えでしょうか。

○寺田熊雄君 きょうは時間がないので余り私の意見は披露しないことにしますが、大臣としてはこの今の問題、非常に自治体の方で指紋押捺義務を出しておりますが、個別に告発をしないと

いうことで出たくなれば出なくともいいという建前にはなっておりますが、仮に病気であるけれども本当は病気でなければぜひ出したいのだ、あるいは自分の言い分を述べたいのだというような場合に、それでは、いや構わないのだと言つて進められるかどうかというようないるなケースがあるうかと思います。また、その病気の状況もありましょ。あるいは控訴趣意書を提出するについて、病気ではあるけれども十分弁護人と打ち合わせできるという場合もあるかもしませんし、これは言えないのではなかろうかというふうに全然今は弁護人と打ち合わせできないとおもいます。何しろいろいろな場合がございますので、一概にどうであるといふことは言えないのであります。

○委員長(大川清幸君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたしました。

午後零時四分休憩

午後一時一分開会

○委員長(大川清幸君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び供託法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

○鶴田忠雄君 まず最初に、本日の議題であります質疑のある方は順次御発言を願います。

○鶴田忠雄君 まず最初に、本日の議題であります質疑の問題につきましてお尋ねを申し上げます。供託法の問題でございますが、今般利息を支払わないという制度を延長する、こういうことで法律改正をしていくこと、こうなったのですが、供託というその法律行為の本質を考えますと、このようなこそくな手段で推移すべきものではないのではないかと思われますので、二、三御質問を申し上げます。供託と申しますのは、多くの場合に私人間の取引に関しまして発生をしてくるものでございまして、その供託の結果、利息を払われ

ばならないというような事態に立ち至りました場合は、その利息というものは私人当事者間にあります。これは民事問題でございますから、民事問題における損失という問題は非のあつた方で支払う、負担するというのが民事法の建前であるわけなんでございます。

ですから、もちろん供託には今申しましたような民事的な任意供託のほかに義務供託もございます。例えば公職選挙法における候補者の納める供託金、それからあるいは民事訴訟法における陳明が確実であるかどうかという真実を保証するための保証金の供託、こういうものもございます。ございますが、そういう義務的な供託を除けば、一般的には私の人間相互間の取引の間で生ずる問題であるわけでございます。ですから、こういう問題につきましては、当然裁判に負けた方が支払う、これが筋道なんでございます。それを国の予算に組んで、しかも一般会計の予算で支払う、こういうことはそもそも筋が違うのではないかと、こう思われるわけでございます。

この点につきまして、政府御当局の御意見を承りたいと思います。まず最初に責任の局長さんから御説明いただきまして、後で法務大臣の御感想なり決意なりを承りたいと思います。まずこの問題、よろしくお願ひします。

○政府委員(枇杷田泰助君) 供託金に利子を付すべきか付すべきでないかという点につきましてはいろいろな議論があるわけでございまして、もともと利息は付する必要がないという見解を述べる方もおられます。

ただ現在の供託制度におきましては、明治時代に発足したころから、いわば供託制度となるべく多くの人に利用していくだこうというようなことを含めまして、供託金に利息を付するということもともと供託法の第一条を見ますと、あの文言をそのまま正直に受け取りますと、これは供託所の金庫に入れて保管しておくと、本来とされるんですよ。それを、そうすると間違いが起こるから日本銀行に預かってもらう。預かってもらうといったって、これは保管してもらうのですよ。日本銀行はそれを合わせて利息を取るというふうな考え方がありますが、それがなぜだといふように利子を払うということになると、その財源はどこに求めるかということになる。

う面で、なお私どもとしては供託金につきまして利息をつけるという制度をやめてしまうというのはどうかなという感触ではございます。しかしながら、供託金に利息はもともとつけなくてもいいのだというふうな考え方もあることはあるわけでございまして、外国の立法例でも、ただいま飯田委員がおっしゃいましたような私人間の紛争の解決のための供託金については利息をつけないといふようなことをしている例もあるようございます。

そういうようなことで、いろいろな考え方がありますが、ただいま申し上げましたように決してそのように思ひます。ただ、背景としてはそういうことがござりますので、財政が非常に苦しい時代にはひとつ利息をつけることをしやすく御勘弁いただきたいというのが今回の法案の趣旨と、そういうことになるわけでございます。

この点につきまして、政府御当局の御意見を承りたいと思います。まず最初に責任の局長さんから御説明いただきまして、後で法務大臣の御感想なり決意なりを承りたいと思います。まずこの問題、よろしくお願ひします。

○政府委員(枇杷田泰助君) 供託という場合は、今おっしゃつたように、これはいろいろの説がある、八十年間やつてきたんだから、この際廃止するのは名残惜しい、こういう御趣旨のよう思います。それでお尋ねしますが、それはお尋ねしますが、国というものはこの供託金を集めめて營利行為をやっているんじゃないでしょうか。これは營利行為をやっているんじゃないでしょうか。とともにと供託法の第一条を見ますと、あの文言をそのまま正直に受け取りますと、これは供託所

の金庫に入れて保管しておくと、本来とされるんですよ。それを、そうすると間違いが起こるから日本銀行に預かってもらう。預かってもらうといつたって、これは保管してもらうのですよ。日本銀行はそれを合わせて利息を取るというふうな考え方がありますが、それがなぜだといふように利子を払うということになると、その財源はどこに求めるかということになる。

局それは国の税金でしよう。国家予算に求める。しかも特別会計じゃない。一般会計なんです。それ以外に財源がないんですよ。

そうなりますと、特定の一個人の間の損得関係の問題に国が特別に利益を与えるということになります。これは民事問題でございますから、民事問題における損失という問題は非のあつた方で支払う、負担するというのが民事法の建前であるわけなんでございます。

う面で、なお私どもとしては供託金につきまして利息をつけるという制度それ自体はここでにわかに廃止とすることから考えますと、ただ一方的に税金を負担をするというだけの関係でもないような面もござります。そして、それがどうでしようか。確かにそういうふうな問題が起こった場合に全部国民が補償するのならいいですよ。そうでないなら憲法の十四条に違反するじゃありませんか。そういう差別行為はすべきじゃないと私は考えるのですよ。しか

りからいいじやないかという御議論もあるが、一・二%のわずかなものでも、もりも積もれば山となる。先ほど法務大臣が所信表明でおっしゃった予算額、相当なものですよ。こういうものをなぜ国民の負担で一般的に背負わねばならぬのか、大いに問題に国が特別に利益を与えるということになりますと、それはどうでしようか。確かにそういうふうな問題が起こった場合に全部国民が補償するのならいいですよ。それでないなら憲法の十四条に違反するじゃありませんか。そういう差別行為はすべきじゃないと私は考えるのですよ。しか

りからいいじやないかという御議論もあるが、一・二%のわずかなものでも、もりも積もれば山となる。先ほど法務大臣が所信表明でおっしゃった予算額、相当なものですよ。こういうものをなぜ国民の負担で一般的に背負わねばならぬのか、大いに問題に国が特別に利益を与えるということになりますと、それはどうでしようか。確かにそういうふうな問題が起こった場合に全部国民が補償するのならいいですよ。それでないなら憲法の十四条に違反するじゃありませんか。そういう差別行為はすべきじゃないと私は考えるのですよ。しか

りからいいじやないかという御議論もあるが、一・二%のわずかなものでも、もりも積もれば山となる。先ほど法務大臣が所信表明でおっしゃった予算額、相当なものですよ。こういうものをなぜ国民の負担で一般的に背負わねばならぬのか、大いに問題に国が特別に利益を与えるということになりますと、それはどうでしようか。確かにそういうふうな問題が起こった場合に全部国民が補償するのならいいですよ。それでないなら憲法の十四条に違反するじゃありませんか。そういう差別行為はすべきじゃないと私は考えるのですよ。しか

りからいいじやないかという御議論もあるが、一・二%のわずかなものでも、もりも積もれば山となる。先ほど法務大臣が所信表明でおっしゃった予算額、相当なものですよ。こういうものをなぜ

弁いただきたいという趣旨での延長の措置を盛り込んだ法案ということになっておるわけでござります。

○飯田忠雄君 これは大変お苦しい答弁で申しわけないです。が、八十年間払つてきたと、払つてきただけに国民に対して大変申しわけないことをやつてきていたことが実はしなくともいいことをやつてきました。いうのなら国民に対して申しわけないことだと思いますよ。つまり明治時代の法律を今なお踏襲したために国民に対して大変申しわけないことをしているということですかね。私は、国会としてこの点については重大な関心を持たざるを得ないのではないかと思うわけです。これは政府の責任というよりもむしろ国会の責任だと思いますけれども、しかし政府案として今まで出されておるから、やはり政府の方でもお考え願わないで、政府を差しおいて勝手に国会というわけにいきませんから、その点は御研究を願いたいわけです。

もう一つ関連してお尋ねをいたしますと、どう

しても支払うのが筋道のものであるなら、これを支払わないような法律を出すこと自体がおかしいではないか、こういうことなんです。今度の法律は支払わねばならぬ利息だとお考えになつてゐるのにそれを支払わないで、今まで支払わなくてもいい法律を特例法を決めてきた。それをまたこれからあと数年間やるうとしているのは、これはあなた、将来国の財政がどうなるかわからぬのに、先を見越してそういうことをやるということでおかしいではないかということがござりますよ。

しかし、こんなことは議論をしても始まらぬからこれまで申しませんが、供託法の第三条というものは、これは早晚改正をすべきものだと私は考へるわけです。ことにあの第三条ではどう書いてあるかというと、「命令ノ定ムル所ニ依リ利息ヲ付スルコトヲ要ス」と書いてあるのであって、命令は政府の命令なんですね。国会が命令出すわけじゃないんです。政府の命令です。國の法律ではただ命令にと書いて政府に委任をしているだけ

なんですが、この場合にだれが利息を付するか。利息をつける人は法律では指定していないんですね。だれでもいいんだ。政府の方でお決めになつた人が払えとすることなんですよ。終戦後、民法の改正がございました。それから民事法の建前といふものも確立されておりますね。そういう段階においてだれが一体利息を払つたらいいかと、これは政府が払うものだと決め込んでしまつて、そこで一般会計で支払うという、そういう措置を負けた者が払えというふうにお決めになつたらいいことじゃないですか。それをしないで頭からいかと思いませんが、いかがですか。それは政府が払うものだと決め込んでしまつて、そこで一般会計で支払うという、そういう措置をおとりになることがちょっと慎重を欠くのではないかと思いませんが、いかがですか。

○政府委員(枇杷田恭助君) なるほど供託法の三条には利息を支払う主体を明文で書いてはございませんけれども、供託というものは供託金は国が寄託を受けるわけでございます。したがつて元本は

国が保管することになるわけでございます。したがいまして、利息というのは元本について発生するものでござりますから、したがいまして明文の規定で国がとは書いてございませんけれども、供

託法三条の規定は寄託を受けた国が払うということを当然の前提にしているというふうに私どもは解しております。

○政府委員(枇杷田恭助君) 法定利息は民事の場合には年五%、商事の場合には年六%ということがありますから、したがいまして明文の規定で国がとは書いてございませんけれども、供託金は必ずしも法定利息の場合は年五%といふことになりますけれども、これは法定利息當然といふことですございませんで、民事なり商事なりの法定利息の場合には通常その金が運用されるならばどれぐらの利息といいますか利益が上がるであろうかという、そのいわば最低的なものをといひますか、平均的なものといった方がいいのかもしれませんが、そういうものに標準を合わせて年五%とか六%とかが決められてると思います。

ところが、供託金の関係につきましては、先ほど申し上げておりますように、国がそれを運用

して利殖を図るとか、そういうことは全く予定されておらないものでございます。したがい

まして、その供託制度を円滑に運用していく、その制度を大いに利用していただきようとするため

という目的、あるいは國の方がその國庫金を何がしかの形で利用するというようなこと、それから

供託制度を維持するために法務局の方でいろいろ

払うようにしたからと、こういうお話をございますが、明治時代の体制と現在の体制は憲法体制も違うし民法体制も違うわけですね。それは当然社

の改正がございました。それから民事法の建前と

いうのもも確立されておりますね。そういう

問題をお考えになつて、その規則の中で裁判に負けた者が払えというふうにお決めになつたらいいことじゃないですか。それをしないで頭から

いかと思いませんが、いかがですか。

○政府委員(枇杷田恭助君) なるほど供託法の三

条には利息を支払う主体を明文で書いてはございませんけれども、供託というものは供託金は国が寄

託を受けるわけでございます。したがつて元本は

国が保管することになるわけでございます。した

がいまして、利息というのは元本について発生す

るものでござりますから、したがいまして明文の

規定で国がとは書いてございませんけれども、供

託法三条の規定は寄託を受けた国が払うというこ

とを当然の前提にしているというふうに私どもは

解しております。

それからまた、この供託法が制定されました当

時にいろいろな書物あるいは国会の議論などを拝

見しましても、当然国が払うという前提でござ

ますし、また八十年間それで国が支払つてきたわ

けでござります。したがいまして、明文上は国が

といふことは書いてございませんけれども、私は

事柄の性質上國がといふことが当然として表現さ

れているというふうに理解をいたしておるわけでござります。したがいまして、規則の方では主体

を定めることまで規則に委任しているといふのかもし

れませんが、そういうものに標準を合わせて年五

%とか六%とかが決められていると思います。

ところが、供託金の関係につきましては、先ほ

ど申し上げておりますように、国がそれを運用

して利殖を図るとか、そういうことは全く

予定されておらないものでございます。したがい

まして、その供託制度を円滑に運用していく、そ

の制度を大いに利用していただきようとするため

という目的、あるいは國の方がその國庫金を何がしかの形で利用するというようなこと、それから

供託制度を維持するために法務局の方でいろいろ

な経費がかかつておる、そういうようなことも総合勘案しながら、もちろん市中金利の関係もそれ

は考慮の中に入れなければならぬあります。

けれども、そういうものを考えながら決めていく

ことがあります。何らかそういう制度を考えるべきじ

やないかと私は思いますが、いかがですか。

○政府委員(枇杷田恭助君) 供託につきまして手

数料を徴収するのが適当ではないだろうかとか、あるいは國の保管金という形ではなくて何か別の

考え方ではないだらうかというような御意見はかねがねあるわけでございまして、私どももその点は

これから研究課題としても取り上げていかなけれ

ばならない点だらうとは思つております。ただ

しながら、いろいろな会計法規、その他の法規との関連で何かうまい方法がないだろうかというとを模索中でございまして、具体的にどうこうといふ結論をまだ得ているわけじゃございませんが、ただいま御発言がありましたよなことは私どもも、結論はともかくいしまして、一つの検討の視野の中には入れておる事柄でございます。

○飯田忠雄君 わかりました。それでは、民事供託の点はそのぐらいにしまして、義務供託につきまして、現在民事訴訟法上の義務供託はどのぐらい行われておりますか。余り行われておりませんか。

○政府委員(枇杷田泰助君) ただいま御質問のような形での統計をとつておりますので、ちょっとお答えいたしかねます。

○飯田忠雄君 公選法による義務供託ですね。あれはまあ一ヶ月以内ですから利息をつけなくともいいですね。現行法でもつかないでしょう。ただし、一ヶ月を超えるような場合にはやはり利息を出せね。そういうような場合にはやはり利息を出せね。それがお決めになる必要はないでしょうか。もう一月済んだらすぐ全部つけるなんということではないに、義務供託というのは国の監督上のこれは問題ですから、当然供託する方には受忍義務があるはずですよ。その受忍義務を考えた上で適当な期間というものを決める必要があると考えられます、いかがでしょうか。

○政府委員(枇杷田泰助君) 現在は利息が停止されておりますので、選挙供託の場合でも利息はつかないわけでございますが、現在の利息のつける原則といたしますと、供託をした月、それから払い渡しをした月については利息をつけないというふうな訴訟などが起きまして選挙供託金がそのまま払い戻しができないというような場合には、

若干長期間になる場合もあるありますよが、これはいろいろな種類の供託につきまして、何かと月間供託の期間が継続したものについてつけると、うふうな決め方で、これは理論的には可能だろうと思いませんが、先ほど申し上げましたように、当該月と申しますか、供託した月あるいは払い戻しをした月については利息をつけないという原則で全部賄いますと、大体それで、何と申しましょうか、ある程度の妥当な線も出ているような気もいたします。

また、事柄によつては検討しなければならぬものも出ようかと思いませんが、ただいまのところ、そういう個別に存続期間の長さによって、またその供託の種類によって利息をつけたりつけなかつたりするということをきめ細かく決めるという必要性は余り感じてないところでございます。

○飯田忠雄君 民事局長の御説明は大変御親切な御説明でよくわかりましたが、本日の法律案の問題から離れまして、利息をつけることを延ばすと、いう法律案の問題と離れまして、今私と局長との間でやりとりをしておりましたところをお聞きになつて、法務大臣の御所感はいかがでございましたか、お尋ねいたします。

○国務大臣(鷹嶋均君) 先ほど来飯田委員のお話をお聞きしておりまして、実は私も着任してこの問題早速議論になつたのですが、過去三年間の経緯があり、今度は六年間利息を付さないということが、いかしく考えてみると、本当に利息をつければならないのかどうかというの、それで、次は最近起つた訴訟問題が根柢になつておるわけですが、最近といいましても福岡高裁の昭和五十九年六月十九日の民事二部の判決でござります。福岡高裁は第一審の方の判決の一部を取り消して一部を認めるという形のものですが、事案の内容を簡単に申しますと、Aという人に隠し子があつたわけです。女の子があつたんで

求をいたしたわけであります。ところが第一審の裁判所は、人事訴訟手続法の中に再審の規定がないからだめだというわけで棄却いたしました。控訴いたしましたところが、福岡高裁では再審の規定がないからだめだというわけで棄却いたしました。控訴を受けるのはよろしくない、その点はだめだと、こういうわけですね。ただ、女の子が実子でござります。

実際の言葉はこんないいかげんな言葉じやありませんよ。もつと法律的な言葉なんですが、もつと正確に申しますと、「前記の事実関係にてらすと、控訴人らは本件認知訴訟に参加して訴訟活動をなし得たのに責めに帰すべき事由なくその機会を奪われ、自己に効力の及ぶ確定判決をうけてしまつたのであるから、実質的に裁判を受ける権利を奪われた」という意味で民事訴訟法四二〇条一項三号、四二五条の類推適用による再審事由があると認めるのが相当である。」こういう福岡高裁は判断を示したわけでございます。そうして、こういう判断を示す前提として、法律の不備はこれは許されない、法律の不備によつて憲法の認めた権利を奪うことは許されないという趣旨のことを述べておるわけです。

憲法では法定手続の保障問題がござりますね。それから、裁判を受ける権利、こういうものが認められておるではないか、それを法の不備ゆえに奪うということは許されない、こういうわけであります。ですから、これはいわば立法の過失と言つたんですね。そうしますと、相続権が生ずるわけです。そういうことが、裁判が確定てしまつたんだですね。それが知つたんで、立派の過失であります。ですから、これが被告になるわけですが、その認知を認めてしまつたんですね。そうしますと、相続権が生ずるわけです。そういうことが、裁判が確定てしまつたんだですね。それが知つたわけですね。

まつから、本当の息子がおりまして、それが知つてびっくりして、これじゃ自分の取り分が減る、こういうわけで裁判を持ち出した。裁判をしましたから、本当の息子がおりまして、それが知つてびっくりして、これじゃ自分の取り分が減

おります。最初に申し上げたというような経緯もあつたわけでございます。

先ほど来のお話のように大分長い制度になつておりますが、当初はあるいは指導獎勵的な考え方で利息を付しておった、また一定の時期は利息を付さない時期も過去にはあつたという経過をたどつておるわけでございます。そういう中で一つの結局再審でないとうまくできないんです。再審請

えを認める規定を設けるべきだと、このように私はまず裁判所の判決が求めているというふうに理解をするわけです。それから次に、法律上の利害関係を有する第三者がある場合に、その者に訴訟告知をする義務がある。この判決文では裁判所にあると言つています。裁判所が告知しないからいかぬのだと、こう言うておるんですよ。しかし裁判所が告知しなければいかぬという議論に対し、ある人はそんな方に肩入れするようなことを裁判所がやつてはいかぬと言う人がおりますから、私はそれをやれとは言いませんよ。言いませんが、だれかにどこに告知義務を負わせなければ、結局再審をしようともしよがない。たとえ再審の規定を設けましても、だれかに告知義務、訴訟が行われていることを知らせる義務を負わせなければどうにもしようがないという意味から、やはり告知義務を訴訟当事者に負わせるのが正しいのではないか、こう考えるわけです。裁判所に負わせるよりも、むしろ訴訟当事者に負わせる、告知義務を原告なり被告なりに負わせる、あるいは両方に負わせるという制度をつくるべきである、私はこのように考へるわけでございます。

そこで、こういう問題につきまして、きょうはお尋ねをするわけでございます。まず、この高等

裁判所の判決につきまして、法務省はどのようにお考へになるでしょか、お尋ねを申し上げま

す。

○政府委員(枇杷田泰助君) この福岡の高等裁判所の判決は、今まで余り議論されなかつた面につきまして一つの裁判所の見解が示されたものでござりますので、近くこの問題についての最高裁判所の判断が示されるであろうということで、その結果、どういうことになるか、これもまた重要な関心を持つておるわけでございます。

ただ、私どもの考へておりますところからしま

すと、福岡高裁の考へ方には一〇〇%といいます

か、にわかに賛同しがたいというような感じもあるわけでございまして、むしろこの第一審の判決の方が從来私どもの考へていた考へ方に沿うものだという感じはいたします。しかしながら、最初に申し上げましたように、余り議論されなかつた問題につきまして新しい見解を示された判決として私は私どもはそれなりに傾聴に値するものであつたという感じはいたしております。

○飯田忠雄君 第一審の判決理由を見ますと、余りにも形式主義なんですね。事を処理するに当たりまして社会事象というものは変化するのですか

か、法律を立法どおりの法文のまま解釈しておつたのじや、これは進歩する世の中に対応はとても

できないと思つてますよ。法律は常にこれは保守的であり、常に過去のものなんです。この過去の

言葉を返すようですが、第一審の方はこれは高裁判の判決を見るための判断ではなかつたかと思ひますよ。よく高裁に任せるという言葉があるでしょ

う。多分それではないかと思ひますよ。第一審の裁判官だつて、これはちょっとおかしいと思つたのだと思ひます。

ただ、おっしゃるようによく全部が法律的に制度として正しかといいますと、裁判官に告知義務を課するというのは私はいかがかと思うんです。や

はり告知義務というものは当事者に負わせるべき

だが、現在人事訴訟手続法には書いてないんで

す。そこが問題なんです。それで、こういうものかは別といたしまして、そういう利害関係人等も必要があれば証人等で呼んだりいたしまして事実

の取り調べをすることが可能なわけでございま

す。そういうことで運用されれば告知義務とい

う形で定めるという必要が必ずしもないのではない

かという気がいたします。そういう運用の面での充実といいますか、そういうものを期待すること

でいけるのではないかという感触があるわけでございまして、その一つとして検察官がもう少し利

害関係人等の存在を調査して、それと連絡をとつたりするというような面が充実していいのでは

ないかという問題がございましたので、ことの

二月に刑事局長から各検察庁についてのそういう

ような趣旨での通達を出していただいておるの

いはこの国会で議員立法するかに踏み切るべき問題が解決する

か、にわかに賛同しがたいというような感じもあ

るわけでございまして、むしろこの第一審の判決

題であらうと思ひます。

そこでお尋ねしますが、告知義務をつけるのは

非常に懸念な御处置だと思ひますけれども、ただ、そういう処置をしなければどうにもな

らぬという法律のあり方がおかしいと私は思ひ

うわけです。こういう裁判が起つてきたということ

自体が、なかなかそういう处置ではうまくかな

かっただという一つの例証なんですから、法律とい

うものは、特に特別の処置をしなければならぬといつたような形ではなくて、法律そのもので何で

もそのとおりやつていけばうまくいくというふう

はどうかという感じでござります。

その理由は、御承知のとおり公益の代表者とし

ての検察官が被告として出でるわけでございま

す。公益の代表者といたり立場から、要するに利害

関係人等との調整もとりながら真実の発見のため

の訴訟活動をするであらうということが法律上予

定されておるわけでございまして、したがいまし

て、そういう意味での検察官の活動というものを

運用上さらに強化をして遺憾ないようにするとい

うことで賄える面があるのでないか。

それからもう一つは、人訴の場合には御承知の

とおり裁判所の職権探知という主義がとられてお

ります。そういう面で、裁判所も告知するかどうかは別といたしまして、そういう利害関係人等も必要があれば証人等で呼んだりいたしまして事実

の取り調べをすることが可能なわけでございま

す。そういうことで運用されれば告知義務とい

う形で定めるという必要が必ずしもないのではない

かという気がいたします。そういう運用の面での充実といいますか、そういうものを期待すること

でいけるのではないかという感触があるわけでございまして、その一つとして検察官がもう少し利

害関係人等の存在を調査して、それと連絡をとつたりするというような面が充実していいのでは

ないかという問題がございましたので、ことの

二月に刑事局長から各検察庁についてのそういう

ような趣旨での通達を出していただいておるの

いはこの国会で議員立法するかに踏み切るべき問題が解決する

接の事由に対するということのお話だと思いますけれども、私どもの感触といたしますと、告知しなかつたことだけを、そのことのみを理由として再

審を認めるといいますか、再審事由とするということはいかがなものであろうか、むしろ実態的にもとの確定判決が内容的におかしいというようなことの非常に大きな証憑といいますか、そういうものがある場合に再審事由といふものが考えられるのではないかとかいう意味で、民訴の四百二十条の六号とか七号とかに当たる事由があれば、これは利害関係の方が再審の訴えを提起することができるわけでございますので、そういう面で十分ではないだらうかという感じでございます。

しかしながら、先ほど来のお話に出でております福岡高裁の判決について、上告審である最高裁判所がどういうふうなお考えをまた敷衍して示されるか等の問題もござりますし、また裁判所での実態などについての最高裁事務総局との意見の交換の場の中でいろいろな議論も出てくることもありますかと思いますので、そういう場合には検討の対象にはさせていただきたいと思いますけれども、現在のところではそのことのみをもつて再審事由とするというはいかがなものかという感触であります。

○飯田忠雄君 裁判を受ける権利というものは憲法で決められておるでしょう。それが事实上できないうな制度、これが問題だといふことにあります。

○飯田忠雄君 じゃ、次の問題に移ります。

次は、最近起りました問題で筑波大学の脳死者の臓器移植の問題、殺人罪で告発されておりませんので、これにつきまして問題点を申し上げて今後立法措置を考えいただきたいと思うわけでございますので、そういう点十分慎重に検討さしていただきたいというふうに思っております。

○飯田忠雄君 じゃ、次の問題に移ります。

このたびの事件の告発状の内容は、一口で言いますと、こういことなんです。筑波大学のお医者さんは脳死段階で内臓を出したということではございません。

これは殺人だ、こう言うておるわけですが、その理由づけとして、今の段階では人間が死ぬが生きても、告知しても何らかの事情で裁判を受けることができなかつたということであれば、やはりその場合も再審の事由とすべきである。つまり憲法の裁判を受ける権利、それを保障するという意味での再審の規定なんですよ。そういう点についてはこれは早急に十分御検討を願わなければいけませんが、これは最高裁の判決が出る出ぬなんていつ

たようなことはもう問題ではないと思うんです。もう道理なんです、これは法律の道理ですよ。たとえ最高裁がそれに反する判決をなされたとしても、それは道理に反する判決だから国会として認められるわけにはいかぬということになりましょね。そういう点もぜひお考えを願いたいんです。が、こういう問題について法務大臣の御感想はいかがでございますか、御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(鳩崎均君) 非常に珍しい例のお話でございますので、私も十分その内容というのを承知しておるわけではありません。しかし、現在のいろいろな運用の仕方、先ほど民事局長からもお話を

あるように、運用のやり方で十分対処ができるので

ます。心臓を突き刺されて心臓は死んでも脳幹

が生きておれば死ぬことはないんです。心臓を取りかえたら生き

りかえられないんです。心臓を取りかえたら生き

ているんです、脳幹が生きているうちは、ところ

が、脳幹をやられると、やられた直後にまだ呼

吸はしておるし心動はある。だから、たとえ器械

でもって人工呼吸をやり肺臓の脈拍を保ったとし

ても、それは器械の力でそうなっているだけなん

で、その命令を出すところがやられております

から、もう死んでいるから、器械を取り外したらそれ

はそのまま死ぬんです。器械の力で動いている

ものが生なのか、生きるということなのかとい

う疑問が一つあるんです。

このお医者さんはどう言つておるかといいます

と、婦人が中気で倒れた、脳出血で倒れた、脳出

血で倒れたら、それは頭蓋骨を外してそして手術

をすれば治つたかもしれない。ところが、そういう

ことをしないで、呼吸がとまつたからしばらく様

子を見て、瞳孔を開いた、それから心臓もとまつ

たからこれは死んだと、こう認定をして、早速人

工呼吸器をつけて心臓の機能を回復させて生かし

ておいた。器械をつけなければ生きるのだから、もう

それは死じやないのだから、その生きている者の

内臓を取つたから殺人だとこう言つたのですね。

つまりともと死んでいたんだ、脳幹がやられた

死んでいたんですよ。器械で動かしているだけ

なんです。その部分を取れば一体どうして殺人な

のか。これは非常な疑問なんですよ。ところが、

そういうことで殺人だと、こう言うておられる。

それが一つ。

それからもう一つは、手術をすれば助かる者を

が、人間の死といふものは何をもつて人間の死とするかということなんです。

これは自律神経をつかさどる。私どもが呼吸をし

心臓が打っているのは脳幹の指令によるのです。

ですから、脳幹の機能がとまりますと呼吸も心動

も問もなくとまるんです。ですから、簡単に申し

ますと、心臓を突き刺されて心臓は死んでも脳幹

が生きておれば死ぬことはないんです。心臓を取りかえたら生き

りかえられないんです。心臓を取りかえたら生き

ているんです、脳幹が生きているうちは、ところ

が、脳幹をやられると、やられた直後にまだ呼

吸はしておるし心動はある。だから、たとえ器械

でもって人工呼吸をやり肺臓の脈拍を保つたとし

ても、それは器械の力でそうなっているだけなん

で、その命令を出すところがやられております

から、もう死んでいるから、器械を取り外したらそれ

はそのまま死ぬんです。器械の力で動いている

ものが生なのか、生きるということなのかとい

う疑問が一つあるんです。

手術をしなかつたということは治療の放棄だ、治

療の放棄をして死亡に至ったのを死として内臓を

取り出して移植をするのはこれはけしからぬ、こ

れが第二点ですね。

第三点は、死亡時期をごまかした。これはつま

り実は依頼した家族が、手術をした後、早く火葬

に付して早く持つて帰りたいので、本当に死んだ

くれぬかとこう言つたので、それで医者はその程

度ならよからう、どうせ死んでいるんだからとい

うことで診断書を書いたのです。それを診断書偽

造ということで訴えた。

この三点ですが、私は、こういう告発の仕方はいいか悪いか、これ論評いたしませんが、余りにも非科学的であり、悪意に満ちたものだというふうに私は考えますので、ここで二、三質問を申し上げたいのですが、まず、厚生省の方に、自発呼吸引止めた後的心臓の自発的停止は発生しない場合がありますか。呼吸がとまってから心臓がとまらないような場合があるか。つまり心臓が停止するまでの間の所用時間はどのくらいでしょうか。何秒か、何分かという、こういうことなんですか。呼吸がとまりましてから心臓がとまるまでの間の時間、これは厚生省でおわかりでしょうか。

○説明員(多田宏君) 呼吸がとまりましてから心臓がとまるまでの若干の時間の経過があると思いますけれども、とまらないことはない、それも恐らく数分まで持たないかどうかといふぐらいの時間的なタイムラグではないかと思います。

○飯田忠雄君 まあ若干の時間はあるということですが、それはそれでいいんですが、それで人工呼吸器をつけるのですが、呼吸がとまつた、しか

し若干の差があるからまだ心臓は動いている、そ

れで人工呼吸器をつけましょう。人工呼吸器をつけま

すぐとまりますよ。そういう場合に、その人工呼吸器をつけるという作業は、これは治療行為に当たるか、それとも死体の鮮度を保つ行為に当たるか。どう理解しておられますか。

○説明員(多田宏君) 具体的なケースでその医師の判断によってそれぞれ処理されているところでございますので、私どもとして現在医師が治療行為と考へてやっている場合はやはり治療行為と受けとめて考へておられる状態でございます。

○飯田忠雄君 脳をやられてしまつております者をどういうふうに治療いたすのですか。心臓が呼吸して脈拍打つことは、これはどういう何の治療なんでしょうか。何の治療かという点についてどういうお考へでしようか。

○説明員(多田宏君) 脳死といふものとらえ方

も非常にいろいろ考へ方ございます。一応脳波学会の基準というのがござりますけれども、その辺の考へ方もいろいろござりますので、現場において医師の判断としてこれはなお治療として行つてゐるのだという考へ方で努力しておられる医師の行為については、これは一応治療行為の継続といふうに私ども考へて処理をしておるところでござります。

○飯田忠雄君 現場の医師に私は実は聞いてみま

したが、だれも治療行為とは言わないと考へておるときには人工呼吸器をつけてもそれは治療とは考へられない、何の効果もないんだ、そんなことにむだ金を使は必要はない、こういう答弁が返ってきますが、厚生省ではそれに対する反論をお持ちでしようか。

○説明員(多田宏君) いわゆる心臓死に至るまで

の間、医師が生命を維持する意図は持つて行為を行つていれば、これは一応今の段階では治療行為といふうに認識をして処理しているところでござります。

○飯田忠雄君 それでは、ひとつ質問を変えます

が、いわゆる三兆候といふうことと御存じですか。脈拍がとまり、心臓がとまり、それから瞳孔

が開く。こういう現象は、これはどうして起ると思ひますか。人間の体の中でそういう現象が起るのはいかなる場合に起ると思いますか。どちらか。どう理解しておられますか。

○説明員(多田宏君) お聞きしてもこれはお気の毒だから、これは医学者の分野だから、医学者から私も聞いて、医学者の言ふことを私信じておるから、そういうことを

考へをしなければならぬ政策的配慮をしておられるかもしだれぬから、もうこれ以上その点は追及するのをやめましょう、政策的配慮があると思うと云つて。本當は医学的には私の言う方が正しいのです。

そこで私は、これはどこの方に対しやるべきのかわかりませんが、例えは今回の事件について、依頼者は、自分の妻は生前自分の内臓を全部提供するということを常々言つておった、こう

いうふうに言つておったので、脳出血で助からぬから、もう死んじゃつて、相当ひどい脳出血だから助からぬ、だから内臓を提供いたしますと、こう言つた。その言葉を受けて手術を行つた。この場合に、いわゆる生前の承諾というものは伝聞だから信用するわけにはいかぬというふうに考へるべきか、あるいは伝聞でもその遺族が承諾したのだからそういうことも認めるというふうに理解すべきか。これは刑事局長さんだね。

○政府委員(笠原一君) まさしくそれは具体的なケースの問題であろうかと思ひます。遺族といひますか、御本人がそういう真摯な意思を意思能力のあるときに漏らされたのを御主人が正確に記憶しておつてそれを伝えたということ、それが真実であるというふうに客観的に認められれば、その

あるときにはその臓器が生きていなければなりません。個体は死んでおる、個体そのものは死んでおるが臓器は生きておる。人間の死といふものは運営するときにはその臓器が生きていなければなりません。個体は死んでおる、個体そのものは死んでおるが死んだとおっしゃるが、三兆候といふことではなくられた方の意思ということで、伝聞とかとあることではなくて、亡くなられた方の意思として評価できるものかと思ひます。ただそれは評価

したのは、いわゆる人間の死といふものの法律的時期をもうほつぼつ決める時期だということを申し上げたいからであります。

我が国にはいろいろ内臓を移植する法律がございます。角膜及び腎臓移植の法律というのがござります。それからまた死体解剖法という法律もございます。いろいろございますが、死体といふ言葉はあるけれども死という言葉がない。死体といふ言葉はあるんですよ。しかも死体とは何ぞやという定義はどこにも書いてない。死体とは何ぞやといふ言葉がどこにも書いてないから起る問題と、こうなるわけです。死という言葉の定義がないからです。これは死という問題は法律上極めて重大な根拠になる問題ですから、当然死とは何ぞやということは法律で確認すべき問題であろうと

そうしなければ、せつかく角膜移植法をつくつたけれども、あれは角膜を出すときにまだ角膜の細胞が生きておるから死でない、そういう理論が成り立つなら角膜が腐つてからでなければ移植できぬということになります。ほかは死んでも腎臓がまだ生活力があるから移植ができるのであって、ほかは死んでも臓器は生きているのですよ。だからその臓器の移植ができるのである。それを

起きか、この点についての御見解はいかがでしょうか。これは刑事局長さんだね。

○政府委員(笠原一君) まさしくそれは具体的なケースの問題であろうかと思ひます。遺族といひますか、御本人がそういう真摯な意思を意思能力のあるときに漏らされたのを御主人が正確に記憶しておつてそれを伝えたということ、それが真実であるといふことにはその臓器が生きていなければなりません。個体は死んでおる、個体そのものは死んでおるが死んだとおっしゃるが、三兆候といふことではなくて、亡くなられた方の意思として評価できるものかと思ひます。ただそれは評価

時間がかけて脳死の判定をし、脳死だということをはつきり認めてからでもそれは殺人だという訴えが出てくる。なぜかといえば、法律でもつて死の時期を決めていませんか。医者が責任を持って、時間をかけて脳死の判定をし、脳死だということをはつきり認めてからでもそれは殺人だという訴えが出てくる。なぜかといえば、法律でもつて死の時期を決めていませんか。私はそういう意味でぜひ法律上、人の死とはいつをもつて死とするかということは決めるべき時期に来ておると思います。

三兆候によつて死んだとおっしゃるが、三兆候と脳死との間は自然死をもつて考へるならば数分間です。それ以上のものではないのです。自動車で頭を打たれて脳がぐじぐじになつたとしま

しょ。脳が死んだ。それから心臓がとまり、あるいは呼吸がとまるまでは数分です。それから心

臓をやられた。心臓は死にました。それから脳が死ぬまでの間に、やはり数分間脳は生きているんです。心臓がとまっても脳は生きていますよ。ですから何をもつて死とするかということとは、これはもうこの際決めるべきだ。人間は脳が死ねばもはや人間ではない。心臓は取りかえることができる。肺臓も取りかえることができる。脳は取りかえることができないのです。脳を取りかえたら別人になる。本人ではなくなる。こういうことを根拠にして法律上の死を考えるべきだと思います。

告発事件が起こらないようにすべきだと思いま
す。もちろんこのたびの筑波の事件は、十分治療
ができるにもかかわらずしなかつたからけしから
ぬといふことも一つあるようですから、これは別
でしうが、しかしそれにしても、本当に治療が
可能であつたかどうかはまだ検討を要するわけで
すが、要是こういうような事件が起こらないよう
な処置を一日も早くすべきだと、こういう願いを
私は持つて、この質問をいたしたわけでございま
す。

○政府委員(宮榮一君) 先生御指摘のように、死にます。この所管は厚生省、法務省共同所管になると思
います。が、ぜひ御検討を願いたいのです。どうで
すか。この点、法務省、それから厚生省の方の御
意見、簡単にお伺いします。

値觀とか生命觀とか宗教觀といふようなものに迎へる。しかしわざわざして死をもつて言うのが、また別の定義があるのか、脳死そのものについての定義がまだ定かでないといふふうに考えておりますし、さらにその脳死の判定基準、これ、どういうふうな場合に脳死と判定できるのか、外からの検査を総合して決めるしないわけござりますから、それについても学会等でいろいろな説がなされておるようございます。

そういう医学的な、医学技術的といいますか、医術上のコンセンサスがまず得られることが第一でござりますし、さらにそれを受けまして死の時期をどこで認めるべきかという点についての広い国民的なコンセンサスが得られれば、それに沿つて死の定義についても立法措置を講ずるとか、あるいはそうではなくて従来の解釈がそのままなるとか、いろいろな面でそういうような解決が國内においてはござりますが、この辺にしておきます。

次は、最近発生しております毒物混入の事件でござります。毒物混入、毒物を塗って業者をおどかす事件、この事件につきましての法律問題について御質問を申し上げたいと思います。

今度の今現在起こつておる事件でござりますが、この事件は実際に毒を塗った菓子をばらまいたその犯人が責任を問われるということのはばかりに、被害者である企業が、あるいは小売人が責任を問われることになる事件でござります。その点、普通の犯罪とは違つた重要な社会的な犯罪でありますと思われるわけであります。例えは毒を塗つた菓子を小売店の店頭にこつそり置いていた者がおる、それをそこに入ってきた子供が取り上げて食べてしまつたと、こういたしましょうね。

値観とか生命観とか宗教観というようなものに深くかかわってくることでございますし、そもそもそれは医学的な問題でございます。私も素人でよくわかりませんが、脳死と一口に言いましても、脳幹死をもつて言うのか、また別の定義があるのか、死をもつて言うのか、まだ定かでないといふように考えておりますし、さらにその脳死の判定基準これ、どういうふうな場合に脳死と判定できるのか、外からの検査を総合して決めるしかないわけでございますから、それについても学会等いろいろな説がなされておるようでございます。

そういう医学的な、医学技術的といいますか、医術上のコンセンサスがまず得られることが第一でございますし、さらにそれを受けまして死の時期をどこで認めるべきかという点についての広い国民的なコンセンサスが得られれば、それに沿つて死の定義についても立法措置を講ずるとか、あるいはそうでなくて従来の解釈がそのようになるとか、いろいろな面でそういうような解決が図られてまいりのではないかと、そのように考えております。

○飯田忠雄君 この死の問題は大変難しいので御研究を願いますが、まだまだ私は申し上げたいことがあります、この辺にしておきます。

次は、最近発生しております毒物混入の事件でござります。毒物混入、毒物を塗つて業者をおどかす事件、この事件につきましての法律問題について御質問を申し上げたいと思ひます。

の場合の責任は一体どうなるのかということです。その小売店の方がよく注意深くして、そういうものを置かれないよう努めをしておれば起らなかつた、あるいはたとえ置かれても売るときには注意深く売ればそういうことは起らなかつた、あるいは万引きに遭わぬよう注意深い努力をしておれば起らなかつたと、こういうことになりますと、そういう努力をしなかつたから発生した殺人です。明らかに業務上過失致死罪じやありませんか。被害者が業務上過失致死罪を負うのです。業務上過失致死罪が認められるということになれば民事責任も認められるということにならで、過失による民事責任。これは極めて重大な問題だと思います。

それから、そぞかりじやなしに、こういう事態に対し國の警察力が弱くて、こういう事態のままに方七〇得よいかに至らること、それは過失犯

學生を防止し得たか、たゞいざこゝで何が今後あるかは、決してどうか。警察力の強化について、日ごろからの訓練が足らぬということになれば、やはり國の過失でしょうね。賠償責任は國にある。犯人は捕まらない、逃げてしまつておる、場合によつては脅迫に成功して大金もうけておるかもしない。にもかかわらず検挙されないので被害者である業者やらが責任を問われる。一生懸命に勤めておる国が責任を問われる。そういう事態が生ずる法的構成になつてゐるでしょう、現在の法律構成は。こういうことについてどのようにお考えになるのか。まず法務省の御意見をお伺いします。これは民事局長、刑事局長、両方の御意見を伺います。

○政府委員(覚榮一君) 今、委員御指摘の毒を塗った薑子を小売店に置いておいたところが子供がなんかが来て食べてしまった場合に、その小売店の業者あるいは店員等に責任が及ぶような法則になつていいという御指摘でございますが、現在の法制では当然にそのようにはなつていないかと思つております。もちろん過失致死、あるいは場合は重過失、あるいは業務上過失といふこともありますから、あるうかと思いますが、あるためには、や

はりその注意義務を持つておる者が相当な注意義務を尽くさないために起ることでござります。通常菓子屋でグリコでも森永でも菓子が並んでおつて、その中に毒が入つておるかどうかといふことはまずないわけでござります。それを一々点検しないで知らない間にだれかが某夜ひそかに入れておつたということについて、その業者なり店員なりの責任が問われるということは、通常の場合はちょっとと考えられないのではないかというふうに考えております。

○飯田忠雄君 某夜ひそかに入れられておつたと、事実はそうであったかもしませんね。しかし、某夜ひそかに入れられたものであるかどうか、不注意のために見逃したのではないかということについての立証ですね。立証困難です、これ、できませんわ、こういう問題について。立証が困難な場合には結局損害賠償を払う方が不利に扱われるのが今までの常例であります。有利にはならない。過失があるとだれかが言えど過失がなないような方向へは解釈されないで、どちらかわからぬ場合は過失がある方に理解されてしまうというおそれがございます。それで私はお尋ねをするわけなんですが、こういうことでいいでしょうか。

○政府委員(笠原第一君) まず刑事の関係について申し上げますれば、そのような場合でもやはり予見可能性あるいは結果回避義務というのが過失犯の要件でございますので、今の場合にその予見、そういう理が入れられるということを考えるといふことは普通必要な、まあ必要ないといいますか、通常時にとってはそこに予見可能性はないといふように考えられますので、過失はないといふ判断にならうかと思つております。

○政府委員(柳田泰三君) 民事責任につきましても、状況並びにその状況をもとにした社会通念上から注意義務違反があつたといふ場合には民事責任が出てまいりうかと思いますけれども、たゞいまの御説例のような場合には、ちょっととそこに過失責任が出てくるといふには考えられない

と思ひます。損害賠償請求の場合に過失があるかないかがわからないときには、どちらかとどうと過失が認められがちだというふうな御指摘でござりますけれども、私どもは民事の訴訟におきましてもそのようなことはないのであって、むしろ原告側の立証責任が尽くされなければ、どういう状況であったかとかわからなければ結局損害賠償義務は負わない、そういう形での判決になるであらうというふうに考えております。

なお、国の民事責任のことについても言及されたわけでござりますけれども、犯人が十分に何といいますか、早期に逮捕されなかつたということことで国家賠償法上の賠償責任が出てくるというふうには考へられないわけでござります。よほど特殊な何か、その犯人を捕まえながらまた放すとかなんとかというふうな特殊なことでもあれば、また議論になる余地があるうかと思ひますけれども、現在のような状況のもとで国民民事責任が生ずるということはないのではないかと思ひます。

○飯田忠雄君 製品を包装するでしよう。業者がつくるものは包装して運送しますね。その場合に運送手段を選定するのは業者だし、それから包装手段を選定するのも業者ですね。包装のやり方が悪かった、だから容易に毒を中に塗ることができることになりましよう、不注意だと。それから運送屋をよく選定しないでいいかげんな運送屋にやつたために、犯人が入ってきて変な薬を入れた毒を塗つた、こういう事態が生じたということであれば運送人の選定についての不注意だと、だから不注意による過失というものが問われますね。こつちは菓子食べて死んだんです。死んだ者から見れば不注意じゃないか、あんな毒のついているものを売るのは不注意だと、こう言うわね。ところが業者は、いやあれは運搬中にやられたのだからと言つたら、それじゃ運搬したのはだれだ、運搬人を選んだ企業がやはり不注意じゃないかと、こういうことになりまして、そういうものはずつ

と不注意の中へ入つてくるわけですよ。そういうものの責任というものをどうするかということが今から考えておかねばならぬ問題であろうと思ひますが、こういう点についてはどうですか。

○政府委員(枇杷田恭助君) 何か事故が発生しました場合に、原因をさかのぼつてまいりまして、このことがなければ自分はそんなに被害を受けなかつたであろうというふうな因果関係に立つ事柄というものはあろうと思います。しかしながら、そういうことを防止するためにあらゆる注意を払つて防止をしなければならぬというふうな注意義務が一般的にあるわけではございません。そういう状況、各事案といいますか、状況ごとに一般の人があわなければならない、あるいは特殊な業者の場合は払わなければならぬ、あるいは特殊な業者の場合は払わなければならぬといふものが、おのずから社会通念上出でてくるわけでござります。ただいまの設例の場合に、何もない状況のもとで普通の形で運送しているときに、何か特殊なことを策して毒を混入したという場合に、直ちにそれで過失責任が生ずるわけではないのではないかという気がいたしまる。

○飯田忠雄君 私が申し上げましたのは、毒を塗つた菓子を食べて人が死んだ場合の話、あるいはそれがいたした場合の話ですね。その場合に、それはいえないのではないかということになりました。國も責任は負わないという気になります。したがつて、第一義的には毒入りの菓子を食べて亡くなつたような方があれば、その方をそのままの状態にしておくといふことはお氣の毒なわけであります。しかしといって、お菓子屋さんにその責任を持つていくといふことも多くの場合には無理ではないかという気がいたします。國も責任は負わないということになります。したがつて、第一義的には毒を入れた犯人そのものに損害賠償の責任を追及するべきだらうと思いますが、御承知のように、そのような事案の場合には、ちょっと私どもはその所管ではございませんけれども、犯罪被害者等の給付金支給法というのがあるわけでございまして、この法律の適用によつて死亡等の場合には給付金が支給される、その分だけ國は犯人に対する損害賠償請求権を代位して行使するということになるうかと思ひます。そういう救済の方法はないことはないということでございます。

○飯田忠雄君 わかりました。それではこの問題はこれでやめておきまして、次の問題に入ります。次は、これは最近指紋の問題が起つておりますが、在日外国人の指紋押捺事件というと聞いておきまして、次の問題に入ります。

○政府委員(小林俊一君) お答えいたします。指紋押捺は、指紋というものが同じ指紋が人によつて存しない、すなわち万人不同である、あるいは一人の人間が有する指紋は一生変わらない、終生不変であるという特性を利用しておきましては、登録が正確に行われる、また一たん登録が行われたからは、その人として登録されている人物が登録された人物と同一であるということを確認する手段として用いられておるわけでござります。

○政府委員(枇杷田恭助君) 確かに、もしそういふ場合、過失火罪。失火罪の場合には民事責任の軽減措置をしていましょう。それと同じようにな、これは不可抗力ではないか、行きずりの犯人に殺されたようなものではないか、そういう観念を持ち込む余裕はないだらうかということを申し上げているんですよ。いかがでしょうか。

○政府委員(小林俊一君) お答えいたします。指紋押捺は、指紋というものが同じ指紋が人によつて存しない、すなわち万人不同である、あるいは一人の人間が有する指紋は一生変わらない、終生不変であるという特性を利用しておきましては、登録が正確に行われる、また一たん登録が行われたからは、その人として登録されている人物が登録された人物と同一であるということを確認する手段として用いられておるわけでござります。か。 こういう問題を解決するためには何かいい方法はないだらうかということを考えていたら大提案をしておるんですよ。

一つの例を挙げますと、失火罪というのがござりますね、過失火罪。失火罪の場合には民事責任の軽減措置をしていましょう。それと同じようにな、これは不可抗力ではないか、行きずりの犯人に殺されたようなものではないか、そういう観念を持ち込む余裕はないだらうかということを申し上げているんですよ。いかがでしょうか。

○政府委員(枇杷田恭助君) 確かに、もしそういふ場合、過失火罪。失火罪の場合には民事責任の軽減措置をしていましょう。それと同じようにな、これは不可抗力ではないか、行きずりの犯人に殺されたようなものではないか、そういう観念を持ち込む余裕はないだらうかということを申し上げているんですよ。いかがでしょうか。

○政府委員(小林俊一君) お答えいたします。指紋押捺は、指紋というものが同じ指紋が人によつて存しない、すなわち万人不同である、あるいは一人の人間が有する指紋は一生変わらない、終生不変であるという特性を利用しておきましては、登録が正確に行われる、また一たん登録が行われたからは、その人として登録されている人物が登録された人物と同一であるということを確認する手段として用いられておるわけでござります。

○飯田忠雄君 確認手段として用いられておるわけですね。そうしますと、指紋以外にもつといふ確認手段はないでしようか。例えば人間の顔といふものは万人皆違うでしよう。こういうような問題はいかがでしよう。

○政府委員(小林俊一君) 現に外国人登録法上、顔写真も同一人確認の手段として用いられておるわけでございます。しかしながら、写真は容貌そのものが時とともに変化するということと、写真そのものが写真の撮影の仕方等によりまして必ずしも本人を確定する手段として万全ではない。また写真そのものには容貌の間に親族間における類似の容貌というものがあるわけでござります。しかし、また他人のそら似というように全く血縁関係のない者の間ににおける容貌の酷似性ということも存在するわけでございますので、確かに写真は同一人確認の手段として用いられておるけれども、それだけで完全とは言いがたいのが現状でございまして、また指紋にまさる確認の手段が現在のところ見つけてない、存在しないというの状況でござります。

○飯田忠雄君 指紋以外で確認手段が今のところないということでございますが、何かほかに御研究なさつておるでしようか。もつといい方法はなないかどうか、御研究なさつておるかどうか。これから研究すれば出てくるかもしませんね。諸外國の制度もお調べになつたり、いろいろの科学者

に頼んでお調べになつたりするということはおやりになる御意思はあるでしょうか。それともそんな面倒くさいことはもうやらないんだと、こういふことでござりますか。

○政府委員(小林俊二君) 諸外国の制度につきましては私どもいろいろ研究いたしております。例えば署名を同一人性確認の手段として用いると

いう慣行は各国には存在するわけでございますが、我が国におきましては署名がそういう手段として一般的には根づいていないというのが現状でございます。したがって、指紋の鑑定に比べれば、署名の同一性的鑑定という技術が一般的には確立していないといふに言えるのではないかと存じます。署名そのものが今後一般的に鑑定手段が確立するという方向にいけば、あるいは将来は署名を同一人性確認の手段として用いるということもあり得ないことではないかと存じますけれども、まだその段階には達しているようには思われないわけでございます。

○飯田忠雄君 確認手段でございますが、どういう機会に何をどのように確認するんでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 最も一般的に生ずる事例は、外国人登録証を所持しておる人間が真にそこに記載されておる人物であるかどうかかと、これを確認するというのが最も一般的な事例でございます。すなわち適法に在留する外国人登録証を不正に入手して、それに自分の写真を張り付けて携行して、その適法に在留する外国人に成り済ますといったような事例が見られます。現に昨年五月にもそういう事例が発覚しておりますけれども、その場合にも写真は本人のものであつた、写真は張りかえたものであるから本人のものであつたけれども、結局指紋によつて本人はそれが不正に入手したこと自白せざるを得なくなつて密入国の事実が発覚したという例もあるわけでございまして、そういう意味で、登録された人物と、そこに現にその人物と称して在留しておる外国人とが同一の人間であるということを確認するために多く使われておるわけでございます。

ざいます。

○飯田忠雄君 現在おる人、現在日本に住んでおる外国人が外国人登録証と一致するかどうかを確認ですか。それじゃ、現在住んでいない人の場合はどうしますか。よそから入つてくる密航者の場合はどうなるんでしょう。

○政府委員(小林俊二君) 密航者の場合には多く外国人登録証そのものを携行いたしておりませんから、確認という問題が生ずる前に不法に入国した人間であることが発覚するわけでございますから、その場合には指紋云々をする必要はないわけですが、したがって、そういう場合には登録証明書を偽造するなり、あるいは他人の登録証明書を変造し、変造して所持するといったようなケースもございます。したがって、そういう場合には適法に在留する人間であるということを主張するわけでございますから、そこで指紋を含めて確認の必要が生ずるわけでございます。

○飯田忠雄君 指紋のかわりに写真では張りかえがきく。現在の外国人登録証を見ますと、あれは確かに張りかえのきくようになつてているんです。しかし交通関係の運転免許証、あれ見ますと、張りかえできぬような装置しておりますね、ちょっとめぐつても、とてもめぐれそうもないような。しておりましよう。ああいう装置は外国人登録証には難しいのでしょうか。いかがですか。

○政府委員(小林俊二君) 私どもでは、現在、指紋問題を含めまして外国人登録の実行上あるいは運用上の改善について種々研究いたしておりますので、登録証そのものの改善という点についても研究を進めておるところでございます。

したがつて、それに関連いたしまして、先生御指摘の運転免許証のような事例も参考にいたしておるわけでございまして、現在のところ外国人登録法に基づく登録事項が運転免許証に比べましては十項目にわたるわけでございます。また、その二十一項目の変更について、変更されたら変更の都度新しく登録し直すということも義務づけられてお

るわけでございますので、一枚のカードでそのままべてを記載するということが非常に難しいという問題がございます。現在の登録証明書は何ページかのページを含む冊子になつておるわけでござい

ます。したがつて、それをすべてプラスチック製のものにかえるということはなかなか物理的に難しいということ、もう一つは、経済的にもこれでございまして、ななかか財政的な問題もございます。しかしながら、すべてそういう点を含んで研究はいたしておるところでございます。

○飯田忠雄君 今の問題につきまして補足的にお尋ねいたしますが、外国人登録証はおっしゃったとおりいろいろの帳面になつておるのだけれども、あれが正本としますと、ちょうど勅章に副章がございまして、本式の勅章のほかに副章がある。あれと同じように添えの物として自動車運転免許証のようなああいう形のものを一枚つける、平素はそれを持っていればいい、本物はうちに置いておいてもいいといったような方式は大変差し支えるわけでしょうか。何か差し支えが生ずるでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 率直に申し上げまして、ただいまのような考え方方は今初めて伺つたところでございまして、私どもまだ研究、検討をしておりませんが、しかしオフハンドと申しますと、今この場で私が伺つた感触では研究してよろしい一つの方法ではないかという感じがいたしました。しかしながら、これは私の個人的な感触でございます。

○飯田忠雄君 午前中に出ましたいわゆる統計を見ましても、数はそんなに多くないんですね。何万人というものでもない。千人台のようになります。したが、千人台の程度のものを見分けるための制度として現在確認制度が存在するということであります。まあ嫌がるもの強制するということも一つの手段けれども、いい方法があればお考え願えます。

○説明員(姫野浩君) お答えいたします。○飯田忠雄君 現在御報告になりましたそれは、大体推測で実際の船に乗つてやってくる密航者の何%ぐらいを逮捕できたとお考えですか。

○説明員(姫野浩君) お答えいたします。これまでそういうような観点でちょっと詰めたことございませんので、お答え申し上げかねます。

○政府委員(小林俊二君) 率直に申し上げまして、ただいまのような考え方方は今初めて伺つたところでございまして、私どもまだ研究、検討をしております。しかしオフハンドと申しますと、今この場で私が伺つた感触では研究してよろしい一つの方法ではないかという感じがいたしました。しかしながら、これは私の個人的な感触でございます。

○飯田忠雄君 きょう実は外国人登録証の問題につきまして、国内における者の確認のために指紋が必要だということございましたが、これは結局は密入出国者が入つてくると困るので差別するためのものではなかつたかというふうに実は初め私は考へたんです。密入出国者が入つてくるとの区別す

るとなると、密入出国者の大体数というものは、先ほど寺田さんがお尋ねになつておつしやつたんだが、あのときは陸の話だけだったんですね、陸の話だけ。密航者というものは海からやってくるので、海でどのくらい一体犯罪が起るのか。海上保安庁の人おりますか。

○説明員(姫野浩君) お答えいたします。○飯田忠雄君 現在御報告になりましたそれは、大体推測で実際の船に乗つてやってくる密航者の何%ぐらいを逮捕できたとお考えですか。

○説明員(姫野浩君) お答えいたします。○飯田忠雄君 現在御報告になりましたそれは、大体推測で実際の船に乗つてやってくる密航者の何%ぐらいを逮捕できたとお考えですか。

○説明員(姫野浩君) お答えいたします。○説明員(姫野浩君) お答えいたします。○説明員(姫野浩君) お答えいたします。

○説明員(姫野浩君) お答えいたします。○説明員(姫野浩君) お答えいたします。

を軽減することができれば、それが法律の最も望ましいあり方であろうと思いますので、そういう観点から法律の見直しをしておるということになります。したがいまして、今後ともそうした感触なり意見なり希望なり要請なりを念頭に置きまして、また韓国との関係も念頭に置きながら、本件についてはさらに改善の余地を検討しつつあるというものが現況でございます。

○飯田忠雄君 指紋の件はわかりました。

ます。簡単に言いますと、犯罪捜査は地方公共団体の事務がという題です。犯罪捜査は地方公共団体の事務なんだろかということについてお尋ねするわけですが、これ、最高裁の判例がありまして、この最高裁の判例がどうも要領を得ぬのです。それでお尋ねをするわけです。

これが交通事故の捜査を行なうに三六、交通事故の他人に加えた損害、その損害の国家賠償は都道府県の責任だと、こういう判決でございます。その理由は、都道府県の警察官が交通事故の捜査をしておるのだから、それが間違えたことは国の責任ではなしに都道府県の責任だと、こういうわけですね。そこで、この交通事故の更迭と、いう言葉を

警察法の中で犯罪の捜査という言葉のほかに特に別に掲げてあるんですよ。ですから交通犯罪の捜査ということだから最高裁がこういう判例を下したのかなとも思われますけれども、どうもこれを見て読んでいますと、犯罪捜査一般についてこれは都道府県の事務であるというふうに読めるものですから、これは大変だと私は思うわけです。

司法という言葉がござります。現在、検察業務は行政事務であつて司法でない、裁判だけが司法だと、こういう通説ですね。これは通説なんですが、こういう言葉で簡単に割り切つていいか、私は疑問だと思うのですよ。刑事訴訟法という法律がござります。刑事訴訟法に規定してあることは明らかに刑事裁判を前提として刑事裁判を行つためのあれは法律なんですね。その中にはつきりと章を起こして犯罪の検査は書いてあるんです「検

「検査」という項目があるから「検査」という項目の中に犯罪捜査のことが書いてあるんですよ。しかも、その犯罪捜査は都道府県警察の警察官が「司法警察職員として職務を行う」、「こうなつていふる。司法警察職員として職務を行ふ、だれが行うか」というと都道府県の警察官だと。しかし都道府県の警察官が警察官の資格において行うとは書いたない。警察官という行政官の資格において犯罪捜査をやるのは書いてないんですよ。司法警察職員として行うとある。この場合「司法」と書いてあります。

と考えなければならぬ。地方自治法の中に犯罪捜査を地方自治体の権限とするという規定は残念ながらどこを見てもありません。そういう点を私は考えますので、まことに僭越ではございますが、この最高裁判所の判例に対しても議員として不服できないと思うものであります。これが単に交通警察の捜査だけに限るのでありまするならば別でありますと問題である、このように考えるわけであります。

したがいまして、ここで犯罪捜査の本質につきまして一、三質問をいたしたいと思うものであります。

う捜査事務、現に行つておるわけですが、都道府県警察が行つておる捜査事務の性質も本来的には國の事務であるわけでござりますが、いわゆる團体委任事務として都道府県警察がこれを行つておるというふうに私どもは理解いたしております。

○畠田忠雄君 地方公共團体の事務の範囲ですが、これは地方自治法で規定しておるわけです。地方自治法では、法律または政令により地方公共團体に属する行政事務が都道府県の仕事だと、こうあります、その中に犯罪捜査は含まれるという理解をしておられるかどうか、警察庁にお伺いいたします。

○政府委員(福島静雄君) お答えいたします。

警察法におきましては第三十六条で「都道府県

と考えなければならぬ。地方自治法の中に犯罪捜査を地方自治体の権限とするという規定は残念ながらどこを見てもありません。そういう点を私は考えますので、まことに僭越ではございますが、この最高裁判所の判例に対しても議員として承服できないと思うものであります。これが単に交通警察の捜査だけに限るのでありまするならば別です。しかし犯罪捜査全般についてということであれば、ありますと問題である、このように考えるわけであります。

したがいまして、ここで犯罪捜査の本質につきまして二、三質問をいたしたいと思うものであります。

都道府県警察が行う業務だから地方公共団体の事務だ、こういうふうに最高裁は言うのですが、こういうことに対する的確な根拠があるかどうか。大変根拠薄弱ではないかと思うわけです。都道府県警察の警察官は司法警察員または司法巡査としての法的資格を刑事訴訟法で与えられている、犯罪捜査をするのでありますて、地方公共団体の職員の資格で犯罪捜査をするのではないのではないか。

もし地方公共団体の職員の資格で犯罪捜査をするなら、それは県知事の指揮下においてやることになりますが、そういうことでよろしいかどうか、御質問を申し上げます。これは主管は地方自治法ですか、自治法だと法務省じゃ無理でしちゃうか。

○政府委員 審査一君 まず犯罪捜査事務でございますが、今御指摘のように犯罪捜査事務は国家刑罰権の実現を目的とする刑事手続に属する手続であることは言うまでもないところでございまして。したがいまして、この事務が本来的に國の事務

査を地方自治体の権限とするという規定は残念ながらどこを見てもありません。そういう点を私は考えますので、まことに僭越ではございますが、この最高裁判所の判例に対しても議員として承服できないと思うものであります。これが単に交通警察の捜査だけに限るのでありまするならば別でありますと問題である、このように考えるわけであります。

したがいまして、ここで犯罪捜査の本質についてまして一、三質問をいたしたいと思うものであります。

都道府県警察が行う業務だから地方公共団体の事務だ、こういうふうに最高裁は言うのですが、こういうことの的確な根拠があるかどうか。大変根拠薄弱ではないかと思うわけです。都道府県警察の警察官は司法警察官または司法巡回としての法的資格を刑事訴訟法で与えられている、犯罪捜査をするのでありますて、地方公共団体の職員の資格で犯罪捜査をするのではないのではないか。もし地方公共団体の職員の資格で犯罪捜査をするなら、それは県知事の指揮下においてやることになりますが、そういうことでよろしいかどうか、御質問を申し上げます。これは主管は地方自治法ですか、自治法だと法務省ぢや無理でしょうか。

○政府委員(覚榮一君) まず犯罪捜査事務でござりますが、今御指摘のように犯罪捜査事務は国家刑罰権の実現を目的とする刑事手続に属する手続であることは言うまでもないところでございまます。したがいまして、この事務が本来的に國の事務であることは明らかでございます。

と考へなければならぬ。地方自治法の中に犯罪捜査を地方自治体の権限とするという規定は残念ながらどこを見てもありません。そういう点を私は考えますので、まことに僭越ではござりますが、この最高裁判所の判例に対しても会議員として承服できないと思うものであります。これが単に交通警察の捜査だけに限るのでありまするならば別であります。しかし犯罪捜査全般についてということでもありますと問題である、このように考へるわけであります。

したがいまして、ここで犯罪捜査の本質につきまして一、三質問をいたしたいと思うものであります。

都道府県警察が行う業務だから地方公共団体の事務だ、こういうふうに最高裁は言うのですが、こういうことの的確な根拠があるかどうか。大変根拠薄弱ではないかと思うわけです。都道府県警察の警察官は司法警察員または司法巡回としての法的資格を刑事訴訟法で与えられている、犯罪捜査をするのでありますて、地方公共団体の職員の資格で犯罪捜査をするのではないのではないか。もし地方公共団体の職員の資格で犯罪捜査をするなら、それは県知事の指揮下においてやることになることになりますが、そういうことでよろしいかどうか、御質問を申し上げます。これは主管は地方自治法ですか、自治法だと法務省じゃ無理でしょうか。

○政府委員(覚榮一君) まず犯罪捜査事務でござりますが、今御指摘のように犯罪捜査事務は国家刑罰権の実現を目的とする刑事手続に属する手続であることは言うまでもないところございまます。したがいまして、この事務が本来的に國の事務であることは明らかでございます。

今御指摘の最高裁判所の昭和五十四年七月一日

とを考えなければならぬ。地方自治法の中に犯罪捜査を地方自治体の権限とするという規定は残念ながらどこを見てもありません。そういう点を私は考えますので、まことに僭越ではございますが、この最高裁判所の判例に対しても議員として承服できないと思うものであります。これが単に交通警察の捜査だけに限るのでありまするならば別件です。しかし犯罪捜査全般についてということであればありますと問題である、このように考えるわけであります。

したがいまして、ここで犯罪捜査の本質についてまして一、三質問をいたしたいと思うものであります。

都道府県警察が行う業務だから地方公共団体の事務だ、こういうふうに最高裁は言うのですが、こういうことの的確な根拠があるかどうか。大変根拠薄弱ではないかと思うわけです。都道府県警察の警察官は司法警察官または司法巡査としての法的資格を刑事訴訟法で与えられている、犯罪捜査をするのでありますて、地方公共団体の職員の資格で犯罪捜査をするのではないのではないか。もし地方公共団体の職員の資格で犯罪捜査をするなら、それは県知事の指揮下においてやることになりますが、そういうことでよろしいかどうか、御質問を申し上げます。これは主管は地方自治法ですか、自治法だと法務省じや無理でしょうか。

○政府委員(覚榮一君) まず犯罪捜査事務でございますが、今御指摘のように犯罪捜査事務は国家刑罰権の実現を目的とする刑事手続に属する手続であることは言うまでもないところでございます。したがいまして、この事務が本来的に國の事務であることは明らかでございます。

今御指摘の最高裁判所の昭和五十四年七月一日の判決でございますが、國家賠償に関する訴訟でござりますけれども、ここで判示をいたしておりません。そこで判示をいたしておりません。

査を地方自治体の権限とするという規定は残念ながらどこを見てもありません。そういう点を私は考えますので、まことに僭越ではございますがこの最高裁判所の判例に対しても議員として承服できないと思うものであります。これが単に交通警察の捜査だけに限るのでありまするならば別でありますと問題である、このように考えるわけであります。

したがいまして、ここで犯罪捜査の本質についてまして一、三質問をいたしたいと思うものであります。

都道府県警察が行う業務だから地方公共団体の事務だ、こういうふうに最高裁は言うのですが、こういうことに対する的確な根拠があるかどうか。大変根拠薄弱ではないかと思うわけです。都道府県警察の警察官は司法警察員または司法巡査としての法的資格を刑事訴訟法で与えられている、犯罪捜査をするのでありますて、地方公共団体の職員の資格で犯罪捜査をするのではないのではないか。もし地方公共団体の職員の資格で犯罪捜査をするなら、それは県知事の指揮下においてやることになりますが、そういうことでよろしいかどうか、御質問を申し上げます。これは主管は地方自治法ですか、自治法だと法務省じき無理でしょうか。

○政府委員(覚榮一君) まず犯罪捜査事務でございますが、今御指摘のように犯罪捜査事務は国家刑罰権の実現を目的とする刑事手続に属する手続であることは言うまでもないところでござります。したがいまして、この事務が本来的に國の事務であることは明らかでございます。

今御指摘の最高裁判所の昭和五十四年七月一日の判決でございますが、國家賠償に関する訴訟でござりますけれども、ここで判示をいたしておりますが、この判決自体でも犯罪捜査が本来的に國

と考えなければならぬ。地方自治法の中に犯罪捜査を地方自治体の権限とするという規定は残念ながらどこを見てもありません。そういう点を私は考えますので、まことに僭越ではございますが、この最高裁判所の判例に対しても議員として承服できないと思うものであります。これが単に交通警察の捜査だけに限るのでありますから別であります。しかし犯罪捜査全般についてということであればありますと問題である、このように考えるわけであります。

したがいまして、ここで犯罪捜査の本質につきまして二、三質問をいたしたいと思うものであります。

都道府県警察が行う業務だから地方公共団体の事務だ、こういうふうに最高裁は言うのですが、こういうことの的確な根拠があるかどうか。大変根拠薄弱ではないかと思うわけです。都道府県警察の警察官は司法警察員または司法巡査としての法的資格を刑事訴訟法で与えられている、犯罪捜査をするのでありますて、地方公共団体の職員の資格で犯罪捜査をするのではないのではないか。もし地方公共団体の職員の資格で犯罪捜査をするなら、それは県知事の指揮下においてやることになりますが、そういうことでよろしいかどうか、御質問を申し上げます。これは主管は地方自治法ですか、自治法だと法務省じゃ無理でしょう。

○政府委員(覚榮一君) まず犯罪捜査事務でございますが、今御指摘のようく犯罪捜査事務は国家刑罰権の実現を目的とする刑事手続に属する手続であることは言うまでもないところでござります。したがいまして、この事務が本来的に國の事務であることは明らかでございます。

今御指摘の最高裁判所の昭和五十四年七月一日の判決でございますが、國家賠償に関する訴訟でございますけれども、ここで判示をいたしておりますが、この判決自体でも犯罪捜査が本来的に國の事務であるということを否定しているものとは

と考へなければならぬ。地方自治法の中に犯罪捜査を地方自治体の権限とするという規定は残念ながらどこを見てもありません。そういう点を私は考えますので、まことに僭越ではございますが、この最高裁判所の判例に対しても議員として不服できないと思うものであります。これが単に交通警察の捜査だけに限るのでありまするならば別であります。しかし犯罪捜査全般についてということであればありますと問題である、このように考へるわけであります。

したがいまして、ここで犯罪捜査の本質につきまして一、二質問をいたしたいと思うものであります。

都道府県警察が行う業務だから地方公共団体の事務だ、こういうふうに最高裁は言うのですが、こういうことの的確な根拠があるかどうか。大変根拠薄弱ではないかと思うわけです。都道府県警察の警察官は司法警察官または司法巡回としての法的資格を刑事訴訟法で与えられている、犯罪捜査をするのでありますて、地方公共団体の職員の資格で犯罪捜査をするのではないか。もし地方公共団体の職員の資格で犯罪捜査をするなら、それは県知事の指揮下においてやることになることになりますが、そういうことでよろしいかどうか、御質問を申し上げます。これは主管は地方自治法ですか、自治法だと法務省じや無理でしょうか。

○政府委員(覚葉一君) まず犯罪捜査事務でございますが、今御指摘のように犯罪捜査事務は国家刑罰権の実現を目的とする刑事手続に属する手続であることは言うまでもないところでございます。したがいまして、この事務が本来的に國の事務であることは明らかでございます。

今御指摘の最高裁判所の昭和五十四年七月一日の判決でございますが、國家賠償に関する訴訟でござりますけれども、ここで判示をいたしておりますが、この判決自体でも犯罪捜査が本来的に國の事務であるということを否定しているものとは解されないと思っております。都道府県警察が行

あると思いますのと、それから都道府県警察だかからそのやることが全部都道府県の事務だということになると、になるのかどうか、これは疑問だと思います。よ。地方自治法の中では、法律で決めてあることと、法律によってやれと決められておることは地方自治体でもやるんだと、こう書いてあるんですね。そうしますと、都道府県警察は刑事訴訟法という法律で、その所属する警察官、都道府県警察がやるのじやなしに、都道府県警察に所属する警察官に司法警察職員としての資格を与えている、それが犯罪捜査をやる、こういう建前なんですね。よ、現在の刑事訴訟法では、そういうことと今御答弁になりましたことがどうもしつくり合わないのですが、どうですか、こういう点は。もう一度度考え直して答弁いただけないですか。どうです。

ませんが、警察業務全体を管理いたしているものでございます。

○飯田忠雄君 警察業務全体を管理して行政警察監査委員会を公安委員会でやるということはわかりますよ、それは。しかし、犯人を捜査して逮捕するといふことは、単なる治安、普通の交通整理とかなんとかいったような問題とは違います、直接強権力を加えて自由を奪つてしまつて、これを処罰する行為ですかね。司法行為でしょう。一種の司法行為じゃありませんか、これは。司法行為についてはこれは県はやらないと書いてある。司法行為についてもやらないと書いてありますよ。

れはそのとおりですが、それならば、なぜ刑事訴訟法の中
でわざわざ「司法警察職員として職務を行なう」という文言を設けたかといふことな
ど。あんなもの要らぬでしょう。警察官が警察官として職務を行なうことは、
として犯罪捜査ができるのなら、そして都道府県公安委員会規則によつてできるのなら、条例で
決めたらいいんです。別に刑事訴訟法で決める必要はないんですよ。そして、ああいう「司法警察
職員として」云々という言葉なんか削つてしまつたらいい。あれ、要らぬことだと思いま
す。つまり警察法で犯罪捜査ができ、そのもとにち
ける都道府県公安委員会規則で犯罪捜査ができるのなら、刑事訴訟法は要らないということなんですよ。ところが、わざわざ刑事訴訟法を設けたのは、犯罪捜査について、書いてあるあの文言でやつてはいいかね、刑事訴訟法で書いてある文言でやればよし、ううことよくな

です。そして刑事訴訟法に書いてある手続をとねよということでしょう。もし犯罪捜査権が都道府県警察にあるのなら刑事訴訟法も要らないんですね。条例でやつたらいいということになりますね。こういう問題はどう考えますか。

○飯田忠雄君 これはここで議論しておつても始まらぬのですが、私は、犯罪捜査というものはこれは刑事訴訟法が根本だと考えざるを得ないと申うんですよ。刑事訴訟法抜きにして犯罪捜査はないでしょ。それで、都道府県警察でおやりになる警察行為の警察官が捜査権行使する場合の権能を付与し、またその手続について定めているものであるというふうに私どもは考えております。

○飯田忠雄君　そうしますと、都道府県警察で行われる犯罪捜査は県知事の指揮下においておやりになることでしょうか。

○政府委員(福島靜雄君)　これは県知事とは別の公安委員会の管理下において行われる他の警察事務と同様の性格を持つ事務というふうに理解します。

○飯田忠雄君　都道府県公安委員会は犯罪捜査の権限を持つでしょうか。どうでしよう、刑事訴訟法にそういうものを持つと書いてありますか。どうですか、この点は。

○政府委員(福島靜雄君)　公安委員会自体は犯罪捜査を行なう権限を有しているものではござい

○飯田忠雄君 警察業務全体を管理して行政警察を
を公安委員会でやるということはわかりますよ、
それは。しかし、犯人を捜査して逮捕するということは、單なる治安、普通の交通整理とかなんとかいふたよな問題とは違いまして、直接強権力を加えて自由を奪つてしまつて、これを処罰する行為ですかね。司法行為でしよう。一種の司法行為じやありませんか、これは。司法行為についてはこれは県はやらないと書いてある。司法行為についてはやらないと書いてありますよ。
ただ、これを司法行為と解釈しないなら、行政行為と解釈するなら別です。犯罪捜査というものは行政行為であつて司法行為じやないという、そういう解釈は一般的にあります。ありますが、司法とは何ぞや、行政と司法の違いはどこにあるか。もし犯罪捜査が行政行為であつて司法でないとするならば、司法巡査の司法と書いてあるあの司法はどういう意味か、こういうことになりますが、なぜあれ行政と書かぬか、行政巡査と書けばいいじゃないか。わざわざ刑事訴訟法、司法巡査と書き、司法警察員と書いているのは、行政機関に所属しておるその職員に司法業務をやらせるぞということでしょう。犯罪捜査という刑事裁判にかかる問題をやらせるぞということでしょう。そういうことが司法という言葉のあらわれと思いますが、私のお聞きしているのは形式的な解釈じやなくて実質的な問題ですよ。そういう点いかがですか。
○政府委員(福島静雄君) 犯罪捜査は最終的には刑事裁判におきまして國の刑罰権を行使するという手続に向かつての活動であることは事実でござりますけれども、犯罪捜査そのものは司法権の行使ではなくて、やはり一種の行政活動であるといふうに私どもは理解しているところでございませんが、警察業務全体を管理いたしているものでございます。

これはそのとおりですが、それならば、なぜ刑法事訴訟法の中ではざわざ「司法警察職員として職務を執行」などいう条文を設けたかということなんですね。あんなもの要らぬでしよう。警察官が警察官として犯罪捜査ができるのなら、そして都道府県公安委員会の規則によってできるのなら、条例で決めるべきではないんですよ。そして、ああいう「司法警察職員として」云々という言葉なんか削つてしまつたらいい。あれ、要らぬことだと思いますね。

つまり警察法で犯罪捜査ができ、そのもとにたける都道府県公安委員会規則で犯罪捜査ができるのなら刑事訴訟法は要らないということなんですね。ところが、わざわざ刑事訴訟法を設けたのは、犯罪捜査については都道府県警察や地方警視庁に書いてあるあの文言でやつてはいかぬぞ、刑事訴訟法に書いてある文言でやれよということなんですよ。そして刑事訴訟法に書いてある手続をとくにいうことでしょう。もし犯罪捜査権が都道府県警察にあるのなら刑事訴訟法も要らないんですね。条例でやつたらいということになりますね。こういう問題はどう考えますか。

○政府委員(福島譲雄君) 一般的に犯罪捜査を行うのは、これは検察官も行いますし、また警察官も行うわけでございますけれども、警察法におきましては都道府県の事務といったしまして犯罪捜査権を用行うということを國から団体委任しているものでございまして、刑事訴訟法におきましては個別の警察官が捜査権行使する場合の権能を付与するのであります。またその手続について定めているものであります。そういうふうに私どもは考えております。

○飯田忠雄君 これはここで議論しておつても始まらぬのですが、私は、犯罪捜査というものはこれは刑事訴訟法が根本だと考えざるを得ないと申うんですよ。刑事訴訟法抜きにして犯罪捜査はあり得ない。もし刑事訴訟法を廃止すれば犯罪捜査はないでしょ。

それで、都道府県警察でおやりになる警察行為というのは地方自治体の県民の安全を図る仕事なんですが、あんなもの要らぬでしよう。警察官が警察官として職務を執行

全を見て居る仕事と、それから犯罪の捜査とはおのずから性質が違う。性質が違うから刑事訴訟法という法律をわざわざ国が設けた。そして刑事訴訟法に書いてある方法以外で犯罪捜査をやることも禁止しているんです。地方自治法はどんな規定を設けてましても刑事訴訟法に反する規定は設け得ない。地方自治法の中に国の法律で決めたことに反してはいかぬと書いていますからね。そうなりますと、犯罪捜査について刑事訴訟法が根本なんだ。それについて、それをわざわざ地方自治法の権限だということを主張しなければならぬ根拠はあるどこにあるかという問題が一つ。

それから、地方自治法の中にどこに犯罪捜査という言葉が書いてあるかということなんですよ。あの地方自治法の中にたくさんのできることが羅列されていますね。の中に留置場という言葉まで書いてある。しかし犯罪捜査という言葉は書いてない。ということはなぜかというと、犯罪捜査ということとは刑事訴訟法を除いてはあり得ないという根本的な問題があるからじゃありませんか。こういう点について法務省はどう思いますか。

○政府委員(見榮一君) 御指摘のように、犯罪の捜査については人権の問題その他慎重な手続を要する事柄でござりますので、刑事訴訟法において細かくその手続等が規定されているところでござります。そこで、司法警察職員につきまして、その権限あるいはその行使の態様等について細かく規定されているところでありますて、そのことと、本来は國の事務である犯罪捜査を都道府県に団体委任しているということとは別のことであらうかというふうに考えております。

○飯田忠雄君 団体委任か何委任か知りませんが、委任していてももともとは國の業務だといふことははつきりしておれば私はそれでいいと思いますよ。それはもとが國の業務だから。しかし、もともとこれは國の業務ではなくに都道府県の地方自治体の業務だというふうにおっしゃるから、それは筋が違うではないかと申し上げてい

る。

地方自治体の業務なら國の業務じゃないんですね。地方自治体の業務なら國の業務じゃありませんよ、これは所管というものははつきりしているんだから。國の業務であるなら地方自治体の業務じゃない。委任事務は別にしましてね。本質的に國の業務なら都道府県の業務ではない。その辺の都道府県の業務であります。そこは明確にしておかないと困る問題ですが、私は、この問題はこういう最高裁の判例があるので、私は法務省、警察庁それから最高裁で合い議をしていただきたい。そうして國の根本的な問題ですから、この根本方針に二つ政府において見解があるなんというのでは困りますから、統一をとつていただきたいんです。

○國務大臣(嶋崎均君) 私ももう少し法律的なところを勉強してみなければよくわからぬところがありますが、今法務省で答えたこと、また警察庁

からお答えの中では、そう矛盾がないというふうに思つておるわけでございますけれども、よく研究してみたいと思っております。

○飯田忠雄君 これ大変矛盾しているんですよ。

一方は國の業務が本筋だ、片方はそうじやな

い、地方自治体が本筋だと、こうなつていてるんで

すからね。それで私はこれ問題にするんですが、少なくとも刑事訴訟法の建前は國の業務としてお

ると考へないとうまく理解がつかぬのですよ。

それから、もし犯罪捜査が地方自治体の業務で

あるなら、刑事訴訟法の中に書いてある検察官による指揮ですね。指揮権、それから補助として使

う権利、こういふものの根拠がなくなるのですよ。都道府県の犯罪捜査は犯罪捜査そのものが都

道府県のものでしよう。なら、検察官はやる必要はないんですということになります。検察官もつ

いでに、これは地方検察庁だけに限るかというこ

とであります。地方検察庁だけが犯罪捜査をやつ

て、法務省は監督権もない、そういうことなのか

ということなんですか、いかがですか。

○政府委員(笠榮一君) 先ほどお答え申し上げておきますが、本来は事の性質上、明らかに國の事務でございますが、團体委任によつて地方公共團体の事務にもなつておるということでございま

す。國も、もちろん御指摘のように檢察官は國の機関でございまして、犯罪捜査の事務に從事しておるわけでございまますし、刑事訴訟法の規定に従いまして、都道府県警察の司法警察職員等に対しまして具体的指揮、あるいは一般的指揮等の権限を行使しているところでございます。

○飯田忠雄君 この件はこれでやめます。また將來蒸し返すかもしれません、今回はこれにしておきます。

それから、あとまだ数件ございましたが、時間が来てしまつたので申しあげないですが、この次に私はお尋ねしようとしたのは、新聞によりますと三月八日の読売新聞です。それからこれは三月二十四日の週刊読売、こういうのに大きく述べられておるんですが、これは帝銀事件、いやゆる帝國銀行事件についてアメリカでGHQの機密文書が発見された、こういう記事なんです。

この機密文書が発見されて、その文書による

と、どうも最初犯人は平沢ではなくてほかの人の

ようだった、しかも、その行為のやり方を見る

と、これは旧日本軍細菌戦部隊の七三一部隊に所

属しておった者の中だ、というわけで、当時の

警視庁はそういう観点から捜査を進めており、し

ばしばGHQの係官との会合を開いてやつておつた。ところが、その七三一部隊の日本軍の細菌戦部隊ですが、これの技術というものは當時として

非常に貴重なものであつて、アメリカ軍はこれ

をどうしても欲しいということで、その関係者

を全部隠して、戦犯にしないで保存をする必要が

あつたのでそつされた。ところが、あの帝銀事件

を本日しようと考えたのであります。時間がない

ので残念ながらできません。これは後ほどの機会に譲ります。どうかひとつ御高察のほどをお願いいたしておきます。

これでもつてやめます。

そこで、これははつきり文書には出ておりませ

んが、平沢はその犠牲に供せられたのではない

か、こういう疑いがあるということを弁護人は考

えまして、再審請求をいたしておるわけでござ

ますが、この再審請求は果たして受け入れられる

かどうかはわからない。といいますのは、直接に

平沢ではないという証拠ではなくて、情況証拠に

すぎないからであります。が、しかし情況証拠に

しろそういうものがあるとすると、平沢は公判廷

で終始一貫犯行を否認してきた、捜査段階で自白

をしただけである、こういうわけであります。

捜査段階で、しかも毒物を持っておるというこ

とを追及されて、持つておると、こう言つた、自

白したんだけれども、その毒物が犯行に使つた毒

物であるかどうかはわからない。にもかかわらず

犯行に毒物が使われたから、平沢が毒物を持って

おつたと自供をしたから、それをあわせて犯人だ

と、こういうふうにした傾向が強い。こういうこ

とで再審が出されておるわけであります。が、こ

の問題につきまして、ここで時間がないからもう

やりませんが、この次に質問いたしたいと思いま

すが、こういう問題、重大な問題であろうと思いま

ます。

これは占領下における裁判といふものは、ある

いは占領下における行政というもの、警察とい

うもの、私は當時海上保安庁におりました。しか

も、こうした法律の取り締まり関係の責任の地位

におりましたので痛切に感じております。したが

いまして、あえてこの問題を提起し、もし疑わし

いなら疑わしきは被告人有利に、疑わしきは犯

人に有利にという原則が通るものならと思うで

すけれども、恐らく難しい。そこで、死刑の時効

といふ問題にひつかけて仮釈放なり何なりかの処

置をとれないものだろうか、こういう意味の質問

を本日しようと考えたのであります。時間がない

ので残念ながらできません。これは後ほどの機会

に譲ります。どうかひとつ御高察のほどをお願い

いたしておきます。

したわけではありません。何となれば、ま

ず第一に、例えば共産圏諸国におきましては外國

人についての管理制度が基本的に異なつております。例えば、外國人の行動範囲が一定の範囲に区

切られるとか、あるいは外国人の行動について觀察ないしそれに類似した機関が行動を一々詳細にチェックするというような事例が極めて多いわけございまして、こういった国の制度と我が国の制度を比較しても余り意味がないということで調査の対象から外したわけでございます。この五十カ国の中でも指紋制度を採用している国は二十四カ国、部分的に指紋制度を採用している国が九ヵ国といふことでございますから、これをもって世界の大勢からまとめて少數であるという結論は必ずしも出てこないのではないかと存じます。

我が国につきましては、戸籍制度を初めとしたしまして登録制度が各国に比べても極めて完備いたしております。そうした社会的な背景のもとで、あるいは法体制の背景のもとで指紋制度も我が国において採用されておりまして、世界の大勢との関連において必ずしもこれが不必要であるという結論には達しがたいかと思います。

○柳澤鍊造君 入管局長、そういう答弁をなさるところが法務省の典型的なやつぱり私はスタイルだと思うんです。

おっしゃるとおりに二十四ヵ国と九ヵ国のことには認めます。だけれども、部分的にといってやっている国の中ではイギリスなり、西ドイツなり、フランスなり、オランダなり、ベルギー、スウェーデン、オーストラリア、それらの国があるわけなんですね。私が先ほど聞いているのは、アメリカはかなりいろいろなあいう合衆国でもつてシビアにしているわけですから、そのほかのところというのは、今名前挙げたように、少なくとも日本の総理が出ていくサミットの対象になるような国ではアメリカ以外にはないでしよう。そういうことを考えていつたときに、日本がとられて中曾根総理が絶えず日本は国際国家ですということをあの本会議の場で言っていることから見たときに、いささかこの面がそういう点においてはおくれているのではないんでしょうが。そういう点に立つてお考え直す気はないんでですかと聞いているわけなんですね。

○政府委員(小林俊二君) 繰り返しになるかと存じますけれども、そうした問題、すなわち昨年の日韓共同声明の趣旨も踏まえて、また朝鮮半島出身者の組織的な希望表明も踏まえまして、この問

も、いかがですか。

○政府委員(小林俊二君) 國際関係を円滑な状態のもとで維持し発展させるということは、我が國の國益に沿う一つの大きな視点として重要な問題でございますので、こういう観点から指紋制度についても、先ほどもちょっとお答え申し上げたところでございますけれども、法の目的を達成し得る枠内においてこれを改善する余地の有無について研究を進めておる、検討をしておる現状でございますので、そういう観点からは先生の提示された問題について否定的にお答えする必要はないかと存じます。むしろ前向きに検討しておるという現況であることが申し上げられると思

題については引き続き検討を続けておる次第でございます。

○柳澤鍊造君 じゃ、そういう引き続き御検討なさっている中で、日本国内の、世論という言葉がこれ当てはまるかどうかはよくわからないんですねけれども、それでもこの間の毎日新聞が、この三月一日でもつて全国の六百五十一市と東京の二十三区を対象にして調査をしたものを見たところでもございましたが、その結果は、そこまで五十五市と六区が押捺拒否をした人を直ちに告発はしない、粘り強く説得をしていく、告発ということについては留保をするという態度を決めていることになっているんですね。さらに、二百五十九市と東京の十三区がそれぞれの議会が意見書を採択しておる。これは今調査の中からいけば約四割ぐらいのそういう市が意見書の採択をしているんですけど、それで、昭和二十一年八月十五日で国が分かれたから今度韓国籍の人があつたから日本人であつて、昭和二十一年八月十五日で國が分かれたから今度韓国籍の人があつたはずだし、また中曾根総理自身が総理大変な関心を持っているということも、これはおわかりのことだし、昨年の九月に金斗煥大統領がおいでになつたときもいろいろこの問題ではお話をわざわざつとここに生活している人がたくさんおるわけなんですね。だから、韓国が

権の午さん会で引き続き誠意を持って検討します」ということを言つておるわけなんで、変えるとはもちろん言つていません。しかし、外交上から言つても、引き続き誠意を持つて検討しますといふことは、現状のままでこれは一步も変えませんといふことにはならないわけなんで、ですからそういう点から立つても、少なくとも現状維持ではないんです、前向きに検討はしていくべきだと思ふ。この問題について態度を表明しているところには、一昨年になりますか、五十八年七月に全国市長会でも指紋制度廃止の要望というものを決議していることもあるわけなんです。これらの方自治体がこれだけこの問題について態度を表明しているということも大変なことだと思います。

ただしかしながら、もしそういう方針をとるとそれが、みんながこういうことについて改定をしてくれなくちゃ困りますという、そういう意思表示をされているのであって、そういうことについてどういう御見解をお持ちか、お聞きいたします。

○政府委員(小林俊二君) 全国に約三千三百ほど十ほど、すなわち五分の一ほどの地方自治体から改正についての要望が提出されておるのは事実でございます。これらの要望につきましても私どもとしてはもちろん十分念頭に置いて、先ほど申し上げたような検討も進めておるわけでございま

ただし、各地方自治体の告発に関する態度の表明につきましては私ども極めて重大な関心を持っています。

○柳澤鍊造君 じゃ、そういう引き続き御検討なさっている中で、日本国内の、世論という言葉がこれ当てはまるかどうかはよくわからないんですねけれども、それでもこの間の毎日新聞が、この三月一日でもつて全国の六百五十一市と東京の二十三区を対象にして調査をしたものを見たところでもございましたが、その結果は、そこまで五十五市と六区が押捺拒否をした人を直ちに告発はしない、粘り強く説得をしていく、告発ということについては留保をするという態度を決めていることになっているんですね。さらに、二百五十九市と東京の十三区がそれぞれの議会が意見書を採択しておる。これは今調査の中からいけば約四割ぐらいのそういう市が意見書の採択をしているんですけど、それで、昭和二十一年八月十五日で国が分かれたから今度韓国籍の人があつたから日本人であつて、昭和二十一年八月十五日で國が分かれたから今度韓国籍の人があつたはずだし、また中曾根総理自身が総理大変な関心を持っているということも、これはおわかりのことだし、昨年の九月に金斗煥大統領がおいでになつたときもいろいろこの問題ではお話をわざわざつとここに生活している人がたくさんおるわけなんですね。だから、韓国が

権の午さん会で引き続き誠意を持って検討します」ということを言つておるわけなんで、変えるとはもちろん言つていません。しかし、外交上から言つても、引き続き誠意を持つて検討しますといふことは、現状のままでこれは一步も変えませんといふことにはならないわけなんで、ですからそういう点から立つても、少なくとも現状維持ではないんです、前向きに検討はしていくべきだと思ふ。この問題について態度を表明しているところには、一昨年になりますか、五十八年七月に全国市長会でも指紋制度廃止の要望というものを決議していることがあるわけなんです。これらの方自治体がこれだけこの問題について態度を表明しているということも大変なことだと思います。

ただしかしながら、もしそういう方針をとるとそれが、みんながこういうことについて改定をしてくれなくちゃ困りますという、そういう意思表示をされているのであって、そういうことについてどういう御見解をお持ちか、お聞きいたします。

○政府委員(小林俊二君) 全国に約三千三百ほど十ほど、すなわち五分の一ほどの地方自治体から改正についての要望が提出されておるのは事実でございます。これらの要望につきましても私どもとしてはもちろん十分念頭に置いて、先ほど申し上げたような検討も進めておるわけでございま

その中には拒否者が百三名おつて、今これづつと北海道から数えて、いつても、告発を留保しているのが十八ぐらいあります。その辺の違いはどうい

○政府委員(小林俊二君)　ただいま私が答弁申し上げましたのは、毎日新聞の調査の結果ではございませんで、報道として市議会等において市の当局者が告発をしないといった意向の表明をしたという事例が伝えられた案件でございます。その案件につきまして調査したところ、そういう市との当局者による公の場における意向表明が行われた案件の中では現に押捺拒否者が出ていない自治体が多うございまして、押捺拒否者が出ておる自治体は川崎市を含めて三件であるということとござります。したがつて、毎日新聞の調査についてお答えしたものではございません。

○柳澤鍛冶君　いや、私はこの一番新しい調査のなかで先ほど言ったわけで、別にあなたの御答弁はこれで答えていないことぐらいはわかります。ただ、余りにも違い過ぎるので、これを数えると十八の県のところで、市といいましょうか、拒否者があって、そこはもう告発しないという数字が出ているわけですから、だからそういう点の違いというもののがおかしいじゃないですかと言つただけのことなんです。だから、よつて立つよりどころが違うのだからあれだけれども、しかしながらの方でおつかみになつているものとの違いがそんなに違うということも、私はそこに一つの問題があることだと思うわけです。

それはまた後でもつて解説することにして、次には、先ほど言いましたように、韓国人が非常に多いわけです。韓國居留民団の本部がアンケート調査をした中で、いろいろやつてあるんですけども、指紋押捺は犯罪者扱いであって人権じゅううりんだ、そう思うかということについて、三十歳以上では男性の七六%、女性の八一%がそう思つてゐるというふうに答えてるわけなんですね。いろここに持つてきていますけれども、たくさんいろいろアンケート調べてあるわけなんです。

だから、圧倒的
を持つておる。

だから、圧倒的に韓国人の人たちがそういう考え方を持つておる。

それから、居留民団の人たちも、何でもかんでも指紋をとることがいかぬと彼らも言つてゐるわけじゃないんです。韓国自身は全部やつてゐるわけですから。韓国の場合には国民が全部指紋をとられてゐる。その中で外国から来た人たちも同じようにやつぱり指紋を押捺して、外国人登録法に基づいてやつてくださいよという形で、外国から来た人たちも自分たちも同じようによつて扱われているんです。日本に行つたら、日本人はだれもそういうことをやらねえんです。なのに何で私たちだけそうやって犯罪者みたいなそういうことをおやぢりになるなんですか。しかも、その指紋のとり方といふのは、回転して、言うならば犯罪者のときによつてと同じ方法をとられている。その辺を、やっぱり外交関係も絡んでくることだし、考えられないのか。何でそこまでいこじになつて現在の状態を固執しなければいけないのかということだと思うんです。

それで、先ほどもちょっと触れたように、皆さんの方の方から、これは警察室から出てくる警察官書を見ても、大まかに言えども世界の中で日本ほど治安のいい国はございません、そういうことで殺人や強盗の大物を取り上げて、その数字まで挙げて、いかにもそういう点について治安がいいとか。少なくとも世界の主要な国々と比較しても治安は非常によろしいんです。だつたらなおのこと、それらの国々以上にこういうことについて、一人一人外国人から入ってきたのを、きょうも午前中からずっとと聞いてみると、密入国がどうだとか、不法入国がどうだとか言つてゐるけれども、そんなのたつて外国にあるわけですよ。アメリカなんどいうのは本當言つてけた外れに、十万とか何十万人なんというものじゃないだけのものがどんどん入りてきて働いていて、そのためアメリカ人自身が今失業しているといつて文句を言つてゐるぐらいいなんですか。そういう点に立つてもう少し現状を改める、せめて国際水準並みに変えるとい

う、そういうことについての考えが持てないんですか、どうですか。

○政府委員(小林俊二君) ただいま韓国の例を御指摘になりましたけれども、指紋がもたらす影響と申しますか、指紋によって受ける苦痛が精神的なものである、精神的な負担であり精神的な苦痛であるというのは、指紋そのものがもたらす必然的な結果というよりは、韓国人、朝鮮人が戦前から我が国との社会において置かれておる状況、その中において現在もなお続いている社会的な事態がもたらしたものではないかというふうに私どもは考へるわけでございまして、そういう意味においては非常に不幸なことであると思うわけでございまます。また、逆に言えば、指紋制度を撤廃したからといって、そういった社会的な状況がなくなるものではなかろう、むしろそれは本末転倒ではないかとさえ思うのでありますけれども、したがつて、そういう事態そのものは、これは社会全体の問題として取り組んでいかなければならぬといふのが我が国の社会の持つ課題だらうと思います。

しかしながら、指紋そのものについて申し上げれば、先ほどもお答え申し上げましたように、外国人登録法の目的そのものは、そうした精神的な負担あるいは苦痛を与えるということと何ら関係のないこととございますので、その法の目的を達成する幹内において、そういった負担なり苦痛なりというものを軽減する道がないかということを現在も研究しておるというところでございます。それがいわゆる法の見直しでございまして、現在までこの点について制定以来八回にわたって改正が行われてきたというのも、いずれもその法の見直しの結果でございます。ただ、当事者である韓国人、朝鮮人の団体から組織的な要求あるいは要請によつて、要望によつて改正が行われたといわゆるございませんので、そういう意味において、現在新しい問題としてこれらの団体なり機関なりが運動を進めておるという状況かと思います。いずれにいたしましても、私どもとしては、合意的な法の目的の達成の枠内において、こうした

●柳澤鍊造君 入管局長、今度は大臣の方も聞いていてくださいね。そして、そろそろ大臣にも答えてもらわなければならぬ。

法の目的を達成するためのその枠内においてといふ、それは皆さん方の主観なんですよ。国民の側から見れば国民の側から見たまた物の見方、考え方があるわけなんです。それで、私も法は守らなければならぬという方なんです。だから国鉄の違法ストライキをやるときでも、そういうストライキはよろしくないということを言う方なんです。だから法は守らなければいけないけれども、局長、よく考えてください。同時に法律というものは国民が守れるような法律にしておかなくちゃいけないんですよということです。そこのところを私はお考えいただかないとね。法は守らなければいけない、守らなければいけないけれども、同時に国民が守つてくれるような法律をつくるといふことがこの国会の、立法府の私は責任であり義務だと思います。それが主権在民の民主主義国家のあり方だと思います。

だから、不合理だと思つたならば遠慮なくそれは変えて合理的なものにして、そして、そのかわり国民の皆さんよ、これはきちんと守つてくださいよ、守らなかつたらそのときは告発しますよ、何をしますよ、処分しますよとあつていいと思う。その一つの例がグリーンカードじゃないですか。政府みずからがグリーンカードのこういうものをつくるのをといって法律をつくって、それを何にもしないでもつて政府みずからがそれをつぶしたわけでしょう。今までの入管局長の御答弁の中からは、そういうグリーンカードのああいう扱いというものの答えは出てこないんですよ。政府が提案して国会を通して成立させて法律にした、したけれども、国民のいろいろの声を聞いておつたらなるほ

どこればぐあいが悪い、不合理だと思ったから、そのときは、まあ遠慮会釈なくという言葉が当てはまるかどうかわからないが、ともかくそれはじやめようかといつておやめになつたわけなんです。それが間違いたとかどうとかというのじやなくて、そうやつて気がついたら改めて何におかしくないじやないでしょうか。

この指紋押捺は、大臣もう御案内のように、ことは更新する人たちが三十七万人出てくるわけでしょう。果たしてこの三十七万人の人たちの更新が指紋押捺に応じてくれてやれるんですか。先ほど入管局長の、それはまあお役目上やむを得ぬ意味での御答弁もあつたかわからぬけれども、今の社会情勢において、私はこの三十七万人のなにがやらなかつたら告発するぞなんて、そんなおどりでもって、はいそうですかといつて出て行つてやるような情勢ではないし、もしもそんな状況だと判断しておるのならば、私はとんでもない間違いだと思うんです。その辺大臣いかがですか。

○國務大臣(鳴崎均君) お尋ねのこの指紋問題を含む在留外国人の法的な地位及び待遇の問題につきましては、どのような制度が一番いいのかといふのは、やはりいろいろな過去の経緯その他を考えて検討しなければならぬ問題だといふように思つております。ましてや国内的な問題だけじゃなく、国際的な問題だけじやないふうには思つております。しかし、御承知のように外人登録法の昭和五十七年に行われておるわけでござります。しかし、御承知のように外人登録法の改正といふのは、昭和五十七年に行われておるわけでございます。その際に、やっぱり相当な論議があつたわけでございます。そういう中で、ともかく全会一致で通つた法案になつておるわけでござります。しかもその際、御承知のように十四歳というのを十六歳に直すとか、あるいは三年ごとの切りかえといふのを五年ごとに切りかえるとか、あるいは外国へ登録証を持って出てもよろしいとかい

うような、そういうような制度改革をやつたわけでございます。ちょうどその五年目がことし来ておりまして、御指摘になりましたように、ことしは三十七万人ぐらい切りかえがあるだろうというふうに言われておるわけでございます。

今私、内容を調べて私自身も御心配になるような心配を実はしたわけでございますが、現在まで私が着任してから半年ぐらいになりますけれども、その間に五万人以上の人方が切りかえをやつておいでになる。今までこれがうまくいかないといふのは百五十一人が二人かぐらゐの数字になつておると思うのであります。私は各皆さん方もやはり日本の今の体制ということについて、五十七年に直したというような経緯を含んでいただいて御協力をいただいておるのではないかというふうに実は思つておるわけでございます。しかし、御承知のように日韓の共同声明にもありましたように、その中に引き続いて研究していくましよう、こういう努力をしていきましょうといふようなことをなつておるわけでございます。そういう事態を踏まえて、今後我々も制度上の問題あるいは運用上のいろいろな問題につきまして、関係省庁と十分連絡をとつて研究を進めていきたい、こういふふうに思つておる次第でございます。

しかし反面、自治体等の御議論の中できちがういう研究を進めていくことが、先ほど御指摘の人道上の理由と二つあわせまして、何かそういうことだからやらないでもいいのじやないかといふ声が少しここで合わないところがあるのではなかれども、私はそういうふうな意見があるといふことは、やはりこの問題、互いに在留の外話の論理が少しここで合わないところがあるのではありません。しかし、将来的に考えて、そして三年を五年にしたといふけれども、何で、じや五年ごとにそれをやらなければいかぬのでしょうか。

第一、入管局長、こういうわずか数ヶ月後にございましたけれども、せつからさきの五十七年の改正が行われて最初に迎えるこういう時期でござりますので、やはりこの問題、互いに在留の外の将来についていろいろな研究していく、そういうふうになることが非常に望ましいことであるといふ形になることが非常に望ましいことであるといふふうに思つております。

うふうに思つておる次第でございます。

そういう意味で、先生の御指摘になる気持ちはよくわかりますけれども、今までの状況、そういう経緯、また私自身の判断を申し上げた次第でございます。

○柳澤鍊造君 大臣の言わんとすることもよくわかります。だけれども、さつきも言ったように五十七年に改正したといって、あれからまだ二年ちょっととしかたつてないじやないかといつて、そこ

のところは余りこだわらないでいただきたいし、先ほども言つたようにグリーンカードは政府が御提案をなさつて、それでこの立法府を通つてちゃんと法律になつたわけでしょう。法律になりながら法律を何の実施もしないで、結局それをまた政府みずから手でもつてつぶしたわけなんです。

だから、そういう点で、五十七年にまだ改正したばかりだというのじやなくて、さつきも入管局長言つたように、六百何十からのそういう市町村からもいろいろの要望が上がつてゐる。国内からいろいろな、もうとてもじやないけれども大変だから、そういうことについては改正してほしいといふ声が上がつてきている。当事者だけじやないんです。だったら、そういうことについて思い切つて、そういう改正の方向に一步踏み出していただいたいし、といつて今はこの国会のさなかで、これはもう四月ごろから大量に出てくると思うんです。そうすると、わずか二ヶ月か三ヶ月でといつたってそれは私はとてもそれは無理があると思うんです。しかし、将来的に考えて、そして三年を五年にしたといふけれども、何で、じや五年ごとにそれをやらなければいかぬのでしょうか。

第一、入管局長、こういうわずか数ヶ月後にございましたけれども、せつからさきの五十七年の改正が行われて最初に迎えるこういう時期でござりますので、やはりこの問題、互いに在留の外するならば、その人たちの指紋をとつて、それで本人であることが間違いないといふ照合をどうやってやるんですか。こんなことのできる市町村役場がどれだけあるんですか。市町村役場の諸君にしたつて、それはまたべたつと張つてきた写真的に見えますから、恐らく入管局長、そんなことは私は知らないはずはないと思って、飯田先生が質問しているときに、ああ承知の上で、あれはわざわざ

それを見て、五年前のと比べて、それで写真を見て間違いないから本人だといって確認するしかない。大臣、そういうことなんですよ。指紋のそれを照合して、うん、これは間違いなく本人だとういう状態にはないんですから。

だから、そういう点からいくと、外国人登録法に基づいて、最初の一回は、日本における以上はこれはやつていただかなければいかぬと思うんですよ。しかし、一回やつていただいたら、もうそれをきちつと証拠に残しておいたら、いつまででも役に立つのですから、そうしたらその次からはいつも写真にするとか。先ほど飯田先生が言つておられたかですけれども、今写真というのはそんなものじやないんですよ。

例え山のなにのところなんかだつて全部飛行機で行つて写真とつきて、それで見れば、ここふつくるのならこうしたらしいとか、橋をなににするならどうしたらしいとかということを全然そんなところへ踏み込まないで、空から行つて写真をとつてきて、その立体写真を見てそういうことが

つくで立体的に見られるんですから。それじゃ、みんなでもやれるようになつてゐる。人間の場合だけつて、ですからそういうふうな形での写真とれるんだから、恐らく入管局長、そんなことは私は知らないはずはないと思って、飯田先生が質問しているときに、ああ承知の上で、あれはわざわざそんなことを知つてゐるなんといふかねから、そらとぼけて答弁しているのかなと思つたんだがね。

だから大臣、この国会でといったって、それは

私は無理があると思うけれども、先ほども言つた

よう、法律は守らなければいけないけれども、みんな國民が守ってくれるよな法律にしておかなければいけないんです。それが為政者の私は責任です。だから、そういう点に立って、これだけいろいろ声が上がってきたということになるならば、そういう点でもって指紋なんかも最初の登録のときに一回だけにする。それからその次に五年後だつたらそういうときは、もうそれは写真だけもつて改正に取り組んでいきますというふうな、そういうことの御答弁ぐらいいただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○國務大臣(鳴崎均君) 先ほど来てお話をありましたところでございますが、ともかくグリーンカードの話と連れ合いになりまして、日を見ないで消えた例に引かれてはいるのですが、どうもあれも余り感心したことでもなかつたのだろうと、まあ民社党の方はどうだったかよくわかりませんけれども、一般的にはそういうぐあいのことが言われるわけでございます。

実は、あの制度が動き出してからすぐ次に制度改正問題というのが明くる年あたりからにぎやかになつてきているというのは、どうも私も困ったものだといふような感じを実は持つております。それとともにやはりそういう制度の改正是あります。それで非常に近い時期にもう一遍議論をして、そして非常に近い時期にもう一遍議論をするというようなところを迎えて、ものですから、やつぱり私はこういう制度のいわゆる在留の外国人の皆さん方にも御協力願う、我々既に先ほど申し上げましたように日韓共同声明の中でもそういう意思を訴えておられておるわけでも、出しておられるわけでございますから、そういう気持ちで今後のいろいろ制度上あるいは運用上の問題を研究していきたいというふうに思いました。

御指摘の案等につきまして、これは御意見として承つておきたいと思いますけれども、なかなかそういう制度がうまく運用できるのか、そういう点については関係省庁とも十分打ち合わせをし

て、結局今度の国会だめだからもうあと直す気持ちはないんだ、そんな気持ちはさらさらありませんので、今後ともひとつ研究を続けてまいりたいです。だから、そういう点に立つて、これだけいろいろ声が上がってきたということになるならば、そういうふうに思つてあります。

○柳澤鍊造君 外務省、時間も余りないので、も

う今大臣にああいう答弁してもらつたんで、外務省の立場から一言、せつかくおいでいたいたんだからもうちよつとお聞きしようと思つたんだけれども、御見解聞かせてください。

○説明員(波谷治彦君) お答えいたします。

お尋ねの点につきましては、外国人登録法が昭和五十七年に改定されたという事情がございま

す。しかしながら、他方において指紋押捺制度の撤廃なし緩和を求める意見があるということも

私どもとしては十分承知しておりますし、かかる

暴力団体が四千五百七十三あつて、十七万七千三

十五人おつたわけです。それが十年後の四十八年には団体が二千七百二十三団体で、十一万四千五

百六名になつてゐる。それで五十八年に二千三百三十団体の九万八千七百七十一名といつて、どう

とう十万を割つてきたわけです。警察の皆さん方のこれも努力だと思うんです。

ところが、私が心配になるのは、いわゆる暴力

団体なり暴力団の構成員がそういうふうに減つて

はきたけれども、いわゆる広域暴力団という方は

逆にあえてきているんですね。三十九年には千二

百四十二団体で四万九千六百九名だったのが四十

八年には二千三十一団体の六万四千五百六名。こ

の広域暴力団の方が最近の新しい数字でどのくらいになつてゐるかということを一つお聞きしたい

ことと、それから昨年もこの委員会でいろいろこの問題なにしたときに、毎年五万人ずつ検挙して

いますと答弁があつた。毎年五万人ずつ検挙して

いる割合には減らないじやないかと言つて、そん

なこともここで議論したはずなんだけれども、五

万人検挙をした、その人たちが起訴して実刑判決

が下つたとか、あるいは、いや取り調べてみただけ

れどもそこまでいかないで不起訴処分にしてしま

ったとかといふ、その細かい数字でなくていいで

すから、大体毎年五万人検挙したその人たちがどう

いうふうな処置になつたんだという、その傾向

をあわせてお聞きをしたいです。

○説明員(上野浩靖君) 暴力団の勢力について私

それから、次には大臣のきょうの所信表明の中

の方からお答えいたしたいと思います。

先ほど先生御指摘のよう、四十八年で広域暴力団は二千三十二団体で六万四千五百六人でござりますが、十年後の五十八年では千八百七十八団体でございまして、五万八千四百九十八人というふうに把握をいたしております。

○國務大臣(鳴崎均君) 今御指摘になつた問題、

五万人ずつ検挙していくつかり空にならないじ

やないかというような御指摘でござります。実は

私自身もいろいろ刑務所を見させていただきまし

て、金沢の刑務所なんかは随分暴力団関係の人が

たくさん入つてゐる刑務所である、あるいは東京

の近辺を見ましても相当の人が入つておいでにな

る、その比率が非常に高い状態になつておるのは

事実であります。そういう意味で今後関係当局と

よく連絡をとつて、事前に抑圧をしていくとい

うための努力を積み重ねていくことが必要でありますとともに、我々の中でもやはり矯正関係の仕

事といふものをできるだけ的確にやりまして、そ

の処理を求めるとともに、一方刑事のいろいろな

訴追につきましては厳正的確に処理をするとい

うような意味で総合的に対策を講じていかなければ

ならないのじやないかといふふうに思つておる次第でござります。

○柳澤鍊造君 それで、警察庁でその五万人の処置をどうしたかといふんです。わかつておるはず

なんだから、起訴したとか、不起訴にしちゃったとか、起訴のうちの実刑判決、その割合がどうい

うふうな結果になつてゐるんですか。

○政府委員(覚榮一君) その五万人の行方を追跡

した資料はございませんんで、一般に暴力団構成員の犯罪に対します起訴あるいは実刑等のペー

ント等についてお答えいたしたいと思います。

暴力団関係者による犯罪のうち、自軽車による

業務上過失あるいは道路交通法等のいわゆる交通

犯罪、これを除きました事件について過去五年間

の起訴率をまず見てみると、昭和五十四年で八

五・三%、五十五年で八四・五%、昭和五十六年で

八四・一%、昭和五十七年で八四%、五十八年で

八四・七%ということをございまして、例えは昭和五十四年をとつてみると、全体のこれらを含めました全事件、今の交通関係を除きましたものの起訴率が四七・三%であることに比較いたしますと、いずれも八四%を超えておりまして、起訴率は非常に高い。したがいまして、大多数のものが起訴されておるということが明らかでございます。

ございませんが、裁判実務において暴力団関係者であるということについては警察官も公判におきましてその状況立証等に努めておりますので、そういうことから量刑は重くなつておるということとは言えるわけでございますが、統計上これをうかがう資料といたしましては、例えば昭和五十七年的主要罪名別に見て、それを重いか軽いか、刑期別の構成比を見ましても、例えば殺人をとってみると、刑期五年を超える者が暴力団加入者についてはその当該処せられた者の六三・二%であるのに対しまして、それ以外の者については五四・一%というふうに、量刑の面でも暴力団関係者とのそれ以外の者については相当の差が見られるわけでございます。

それから、これも横からの資料にならうかと思
いますが、例えは、まあ例えはといいますか、新
受刑者、新しく刑務所に入つてくる者、つまり実
刑を受けた者でございますが、その者の中に占め
る暴力団加入者の割合、これは昭和五十五年から
五十八年までの間の統計で見ますと約二五%弱、
二四・何%という数字を占めております。ちなみ
に昭和四十五年ではこのペーセントは一六%でござ
りますので、最近では新しく刑務所に入つてくる
受刑者の四分の一は暴力団関係者であるといふ
ことで、裏を返せば暴力団関係者に対する実刑率
は高いということがうかがわれようかと思いま
す。

りませんと言つて、一年たつて今度調べたらこうこうというふうに、今聞いて、その暴力団だけを取り上げたそういうデータがそろつてないといふところに、私、警察が、警察署のところには暴力団何とか対策本部とか看板掲げているけれども、本気になっておやりになつていなかつたといふものを受けたのですよ。生易しい問題ぢやないと思うんですよ、この暴力団。

それで兎ももかとひらのですか、私が

言うまでもないのですが、私はこれを見ておつて、暴力団の犯罪事件で二つのケースがあると思うんです。一つは、暴力団同士でもって、特に最近のように撃ち合って、そしてこの前のいわゆる山口組の竹中組長ら三人が射殺されて、それが発端になった。そして二月二十三日には、高知では競輪場でもって観客がみんないる中でもって、今度は一和会の組員が殺されたでしょう。三月四日になつたら今度は加古川市のあそこで起きたのは、その襲撃をかけたのが暴力団の幹部の家と間違えて一般の会社員の家を明け方に襲つて発砲していった。三月六日の四日市市の場合には、町中の喫茶店の中でピストルを撃つて、あれを殺しちやつたし、ついこの間三月二十四日も大阪でもつてまた発砲事件があつた。

だから、こうやって暴力団の組同士の対立抗争が、昔のお侍さんがどこかの原っぱへ行つて切り合ひするのとはわけが違つて、一般住民が住んでいる市街の中でもつてそういうことをやって、そしてそのために一般市民というものがどれだけの恐怖に陥れられているか。それで、たまには被害を一緒にこうむるような形になるんで、その辺について警察が本気になつて暴力団取り締まりをおやりになつてゐるのかどうか。おやりになつたらこんなことにまでいかないと思うんだけれども、その辺はどうなんですか。

それで、この山口組と一和会の事件が起きてから発砲事件が二十二件あつて、そのうちの十四件というものが住宅街で、住宅街の中にある暴力団の事務所とか幹部の家がそういう格好で襲われて

いるというふうに私が調べたら出ているなんだけれども、警察の取り組む姿勢というのはどういうことなんですか。

○説明員(上野浩靖君) 警察厅におきましては、今回の対立抗争事件を重大なものと受けとめまして、事件発生直後に山口組組長狙撃事件対策室を当庁に設置いたしますとともに、二月一日の日に大阪におきまして関係の三十二都道府県の暴力犯当課長会議を開催いたしまして、一つには警戒活動の徹底によります市民の安全確保、二つといたしまして両団体の構成員の大量検挙とけん銃の摘発、三つといたしまして山口組及び一和会の幹部の検挙を目指といたしました頂上作戦の展開ということを指示いたしたところでございます。何といいましても市民に被害が及んではいけないといふことでござりますので、現在全国警察におきまして、市民生活の安全の確保を徹底いたしますとともに、両団体の取り締まりを強力に推進していくところでござります。

その結果でございますが、三月二十二日現在の数字でございますけれども、両派で一千五百七十二名を逮捕いたしております。また、けん銃八十三丁を押収しております。強力な取り締まりをいたしているところでございます。警察といたしましては、今後とも市民の安全確保を図りますとともに、両団体の取り締まりに全力を擧げる考え方でありますけれども、さらに各公共機関、民間団体等の御協力を得まして、これら暴力団を各地域、職域からできるだけ一掃するための暴力排除活動にも力を入れてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○柳澤鍊造君 一千五百七十二名逮捕したといふんですから、そういう点においてはやっぱり警察の皆さん方大変御努力なさったことだと思いますし、そういう点では敬意を表して、撲滅と言つたってなかなか大変なことだけれども、それはやっぱり一般市民のことを考えて、ぜひ本当にとことんまで根絶するまでやつていただきたいといふことを申し上げておきます。

それから、もう一つのケースは、暴力団同士じやなくて今度は一般市民を相手にしての暴力団の犯罪ですね。結局サラ金なんかもそうだけれども、ああいう金融業者や、売り掛け代金なんかの債権の取り立てを暴力団に頼んでいて、おどしで取り上げるようなこと、逆に金を借りて困った連中が暴力団に話をして、今度は債務者の方の立場になって、暴力団が債権者をおどし上げてしまふとか、それから不動産の売買とか交通事故の示談の問題だとかいろいろあるんですけども、これらについてどの程度の取り締まりというか、そういうことをなさっているか聞かせてくれませんか。

○説明員(上野浩靖君)　ただいま御指摘にありましたように、暴力団につきましては、資金源獲得といったしまして暴力団の伝統的資金源であります覚せい剤の密売とか、のみ行為、賭博などの枠にとどまりませんで、御指摘のような民事介入によって資金を得るというような活動も目立つていて、わけでございます。このため警察といたしましては、昭和五十四年十一月に警察庁に民事介入暴力対策センターを設置いたしましたとともに、各都道府県警察にこれら事案の相談等の処理に当たります担当官を置きまして積極的に対応しているところでございます。

全国の警察におきまして相談を受理しております件数でございますが、毎年約一万多件を受理いたしておりますと、その内容を類型別に多い方から見ますと、交通事故の示談等に絡むもの、これが約一五%ぐらいございます。また、金銭貸借等に絡むものが一四%、それから債権取り立て等に絡むものが一二・五%というふうな数字になります。また、この種事件で刑事案件として検挙いたしましたものは毎年二千数百件でございまして、その罪種別検挙を見てみますと、恐喝とか傷害、詐欺、暴力行為等となつておるところでござります。また、こういう相談がありました中で、直ちに犯罪を構成しない事案もあるわけでございまして、こういうものにつきましては関係者

への警告、これは主として暴力団関係者でござりますが、警告を行いますとともに、あとは弁護士会等の関係機関、団体との連携を密にいたしまして、相談者に民事上の解決策の助言、指導等を行うなどの措置を講じまして市民保護の徹底を図っているところでございます。

○柳澤錬造君 そういう努力を続けていただきて、私は、日本の警察が本気になってやつたら相当なことがやれると思うんですよ。だから先ほど、やつと今十万人を割たけれどもなかなか検挙しても減らないということは、そこにやっぱり抜け穴というか、落とし穴があるからだと思います。

それで、これはもうこの間も明るみに出でてきたことだけれども、東京の小岩署で暴力団の元組長を大変な破格な待遇をした。大臣はこれ御存じですか。御存じなければ、ちょっと聞いていてください。

この男は千葉県習志野市生まれで、川崎市に本拠がある暴力団の元組長。一昨年十一月から昨年三月にかけて、東京都江戸川区や千葉県松戸市などで計五件の強盗・恐喝事件を起こし、昨年四月一日に新宿署で逮捕された。同日、捜査本部がある江戸川区の小岩署に移され、約四十日間、同署内の留置場に拘置され、調べを受けた。ところが、四十日間も拘置をしただけれども、そこへ逮捕の直前まで同棲をしておったスナックのママが二、三日おきに差し入れを持って訪ねてくるようになつた。この女性は、計十回同署に来たが、五、六時間も長居をしたことわざつた。自分が買つたり、体を触れ合つたり、その間、刑罰は部屋の中で居眠りのふりをしたり、座を外すこともあつた。それで、こうやつて一緒に仲よくやつてゐるところを何枚か写真まで撮らして、それで結婚が明るみに出でてこういうことになつた。今それで、元警察官という人が次から次から、きのうかおとといの横浜の三菱銀行の支店も、あ

れも警察官だというような形で、それで、せつかく大多数の警察官が一生懸命になつて必死で命がけで治安に当たつてゐるのを、そういう一部の警察官の人たちの悪いことをすることでもって信用を失墜するし、そういう中で、こんなこと日本じゅうの警察署でやつていいわけではないと思う。たまたま小岩なら小岩のところでもつて一ヵ所ごれやつたら、もう日本じゅうの警察署というものは暴力団とぐるになつて、そういう元組長なんか来れば、それは特別なことをしてやつてあるんだというふうに国民は思つてしまふわけだ。それだけに、よほどそこのところを引き締めて、警察署の方も、それから法務省の方でも、そういうことについてはシビアにやつていただきなればいけないと思うんだけれども、このところは大臣の方から私お聞きしたいと思うんです。そういうことについて。

○國務大臣(鳩嶋均君) 今お尋ねのケースにつきましては、よく内容は承知をしておりませんけれども、したがつて一般的にどういうことでやつたのかというようなことも知りませんので、お答えはしにくいところがあるわけでございますが、一般論として今申し上げるならば、刑事案件における警察当局の捜査の手続や、あるいは留置をされている人の処遇が法令に従つて適正に行われるということは、言うまでもなく非常に大切なことです。あると思うでございます。したがいまして、法務・検察当局といたしましても、これらの事案につきまして適切な処理が行われるように努力していただきたいと思う次第でございます。

○柳澤錬造君 まだいろいろあるんですねけれども、時間もないですから暴力団関係終わりますけれども、大臣、それから警察庁の皆さんの方も本気になつて取り組んでやつていただきたい。それで、ともかくピストルが相当出回つて彼らの手に入つているというような制度になつておるわけでございます。しかも、それが明らかに出てるわけではありません。そこで、元警察官という人が次から次から、さつきもちょっと御答弁の中で言

われたけれども、やつぱり資金源を断つことですね。本気になつてやつていただきたいと思うんであります。そうでなければみんな市民が安心して寝ています。それなりにありますと、そのような議論のある性質の供託金の利息についてはしばらく支払いを猶豫するのを失墜するし、そういう中で、こんなこと日本じゅうの警察署でやつていいわけではないと思う。たまたま六年間利子つけるのをやめさせてくれと要望申し上げて、その他の点は省略まして、あと供託法の関係でこれはちょっとだけ、もう時間がなしですから。

私が理解いかないのは、国家財政が苦しいからといって、これは法律が切れるんだけれども、あときらに六年間利子つけるのをやめさせてくれとさういふのがこの法の改正だけれども、年間二十億ぐらいの金が国家財政が苦しいとか苦しくないとか、そんなことの理由でこんなことをやる必要があるんですけども、これは望ましい措置だといふふうには必ずしも考えておりませんけれども、財政の苦しい折にひとつしばらくはまあ御勘弁をいただきたいという内容でございます。

○柳澤錬造君 それが勝手だと言つてください。私はそういう考え方がある。

それで大蔵省、そのついでにだけれども、確定申告なさる人たちは、みんな予定納税するわけですね。あれは七月ぐらいか十一月ぐらいに二回、そして三回目の三月のところです。半年以上も前に利子払うのをやめさせてください。利子払うのをやめさせてくださいといふならば、個人の家庭だつて苦しい中でもつて税金納める。納めるんだけれども、納め切れないので、確定申告のときに半分はそれじゃ延納税を認めてくださいと言つてやるわけだけれども、それじゃ、それでも延滞利子取るのをやめたらしいじやないか、苦しいのは国家だけじゃなくて個人も同じなんですから。ところが、一般国民の側がそうやつて延納税を取るのをやめたりしないと、利子はびしつと取る。少し勝手過ぎませんか。依然として昔のお上意識というようなものがこれ働くのをやめさせてくれるかわりにはもう延滞利子はびしつと取る。それで今言つて税金を納めさせておいて、そしてそれは一年半分だけは三ヶ月ばかり延ばして納めさせてね。あれは七月ぐらいか十一月ぐらいに二回、そして三回目の三月のところです。半年以上も前に利子もつけないわけでしょう。それで今言つて税金を納めさせておいて、それを大蔵省、どういうことですか。

○柳澤錬造君 それが勝手だと言つてくださいといふふうな理由でございます。

○説明員(吉本修一君) 二点ほどお答え申し上げたいと思いますが、まず最初の財政上の問題でござりますが、もう既に御高承のとおり、非常に国の財政状況は厳しくございます。二十億ぐらいとおっしゃいますけれども、私どもとしては非常にございましたようにございましたように、当然国が利権のため受け取つてゐるというふうな性格のものではなくて、從来の経緯、それから資金が事実上長期間寝るとかいうようなことから利息をつけるといふふうな制度になつておるわけでございます。したがいまして、一部ではそういう利息制度そのもの

をやめてしまつたらどうだというような御意見もあるような事情でございますので、したがいまして財政の苦しいときには歳出の縮減をしようということがありますと、そのような議論のある性質の供託金の利息についてはしばらく支払いを猶豫するのをやめさせてくださいといふふうな制度でございます。もちろん今回御審議いただいておりますよう三年間対前年度一般歳出前年同額以下に抑えて補助金整理特例法のような制度改革も含めまし

ですが、そういう努力をしてきておるわけでございまして、いうのも達成しておる。しかしながら、まだまた毎年の利払い費が十兆円を超えるような状態になつてきております。しかも今後の財政を展望いたしまして、ここ三ヵ年間ぐらいでも毎年四兆円から六兆円の財源不足額が見込まれる、こういうよな状況でございまして、今後とも厳しい財政状況の中で歳出削減努力を続けていかなければならぬ、こういう状況でございます。したがつて、そういう財政状況の中で從来三年間続けていただきました付利停止措置、とてもそれを撤回できるような状況にはないということはぜひ御理解いただきたいと思います。

それから税金の問題でございますが、私は税制の専門家でないので恐縮でございますけれども、一言だけ注釈をつけ加えさせていただきますと、予定納税と申しますのは、毎年七月と十一月の前年度の確定申告をもとにして納税をする制度でございまして、これは三月に確定申告して納めるべき税金の前払いではございません。これは例えばサラリーマンをとってもみると、御存じのとおり既に源泉徴収制度というのがございます。それと同じような制度で、この予定納税というのは名前は予定納税ですが、七月と十一月に納税義務が発生するものでございまして、そこで納めないと当然それには利子がつく、こういうことになるわけでございます。

なお、御参考までに申し上げますと、予定納税を二回やりまして三月に確定申告したときに、総額が予定納税額を下回って還付になるというような場合には還付加算金がつく、こういうような制度になっておりまして、サラリーマンとの権衡等からも当然必要な税制上の措置でございます。延滞税につきましても同様に税金を納めておられる方々との権衡の問題として、どうしても必要な税制上の問題でございます。

けないんですか。サラリーマンだって税金を納めなくてはいけないんです。三月十五日にあそこへ行って書く。たまたま普通のサラリーマンは会社なら会社が給料を払うときに源泉徴収で取つてそれを税務署へ納めるよという、そういう法律があるからやっているだけのことなんです。何もサラリーマンが毎月納めるのが原則でも何でもないんですよ。あんな法律やめちゃつたらいいわけでしょう。それでサラリーマンであろうが何であろうがみんな確定申告しなさい、その中で必要経費はちゃんと計算してやりなさいということになれば、みんなそれで済むわけなんだ。

だから、もうちょっと皆さんも、特に入管局長、法務省の皆さん方なんか頭がかたいんだから、自分のところを中心に物を考えないで、もう少し世界の趨勢を眺めて、それでその中で日本がどういう状態に置かれているか、その日本の国の中でおれたち今何をしなければならぬか、そのくらいのことを考えて、そして政治に携わつて、そういう中から、もう時間がないから御答弁はよろしいですけれども、不合理な点は変えていく、そして国民が喜んで法を守つてくれる、治安が維持できる、法治国家らしいなあという、そういう国になるように、それは努力をしていただいかないと、それが皆さん方や私たちの責任だと思いますので、サラリーマンは毎月何か税金を納めるのが当たり前なんだ、それとのバランスでなんということなんかは通用しないんですから、そういうことだけを申し上げて、もう時間ですから終ります。

○説明員(吉本修二郎)

（中）一言だけ。税の問題で恐
サラリーマンの源泉徴収制
り現在の所得税法に基づいて
ございます。しかしながら、
なっておるゆえんというものの
前提として現在の全体の所得
除なり、そういうシステムが
いうことだけ一言つけ加えさ

〔參照〕

○委員長(大川清吉君)　この際、派遣委員の報告に
に関する件についてお諮りいたします。
先般、当委員が行いました検察及び裁判の運営等に
に関する調査の一環として、最近における司法院行政
行政及び法務行政に関する実情調査のための委員会
派遣について、その報告書が提出されております
ので、これを本日の会議録の末尾に掲載すること
にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(大川清吉君)　御異議ないと認め、さよ
う取り計らいます。
次回は来る二十八日木曜日、午前九時五十分分理

員会及び名古屋入国管理局の各機関から管内概況について説明を聴き、懇談を行つた。第二日は中川警察署留置場及び名古屋拘置所の実情を視察した。

派遣委員　委員長 大川 清幸 理事 小島 静馬 同同 同同
委員 橋本 敦 飯田 忠雄 同中 山千夏 教
去る昭和六〇年一月二一日から二二日の二日間で、愛知県において、最近における司法行政の日程で、及び法務行政に関する実情等について調査を行つた。

第一日は、名古屋高等裁判所において、名古屋高等裁判所、名古屋地方裁判所、名古屋家庭裁判所、名古屋高等検察庁、名古屋地方検察庁、名古屋法務局、名古屋矯正管区、中部地方更生保護委

いる。
次に名古屋地方裁判所についてみると、民事訴訟事件の新受件数は、昭和五六年六、二四四件、同五八年五、八三八件とわずかに減少しているが、管内簡易裁判所においては、昭和五六年三、一八八件に比し、同五八年五、〇二五件と増加している。この増加の要因は、昭和五七年の民事訴訟法の一部改正による事物管轄の拡張とクレジット関係会社の利用者に対する立替金請求訴訟の急激な増加にある。一方、地方裁判所においても、昭和五八年以降、破産事件、ことに自己破産事件

の増加には著しいものがある。また、簡易裁判所の督促事件、調停事件も、クレジット関係事件、サラ金関係事件の増加に関連して近年激増の傾向にある。

刑事案件の新受件数は、昭和五六六年三、九五二件、同五八年三、九一〇件と横ばい傾向にある。簡易裁判所の略式事件の新受件数は、その大部分が道路交通法違反事件であり、全体として増加の傾向を示している。

次に名古屋家庭裁判所についてみると、家事審判事件は増加の傾向にあり、家事調停事件はほぼ横ばいである。また、少年事件は、一般保護事件、道路交通法違反保護事件とともに増加の傾向にある。

二 檢察官関係

名古屋高等検察官管内における犯罪情勢は、件数的には横ばい状況にあり、刑事、公安を通じておおむね平穏に推移している。最近の犯罪動向としては、保険金目的の殺人などの凶悪事件、暴力団の抗争に伴う暴力団幹部らの射殺などの不法事犯、公務員による汚職犯罪などの続発がみられる。

次に名古屋地方検察官管内における概況についてみると、昭和五九年は、受理人員二〇八、六二七人、うち起訴一八、五三〇人（求公判は五、七九四人）、不起訴等八九、六九七人であり、受理人員は、ほぼ横ばいに推移している。しかし、犯罪の手段・態様は、連続強盗殺人事件、保険金目的の連続殺人事件、公務員の収賄事件等に象徴されるように、凶悪化、巧妙化する傾向がうかがわれる。

三 法務局関係

名古屋法務局の所掌事務の主要動向をみると、まず法務関係では、本訴事件は常時約七五〇件であり、そのうち民事事件が約八〇%を占めている。事件の傾向としては質的な複雑化、高度化がみられるとともに量的にも増加の傾向がある。主な事件としては、長良川水害訴訟、小松基地騒音差止訴訟、予防接種禍訴訟等がある。

登記関係では、昭和五八年の登記処理事件数は

甲号九二七、七四六件、乙号一六、七四六、五七六件であり、昭和五三年対比それぞれ一〇七%、一一九%と増加の傾向にある。また、質的にも経済情勢の進展による取引きの多様化に伴って、甲号事件はその内容に複雑、困難性を増し、特に地圖を取り巻く表示に関する登記事件に難しい問題が多くみられるとの指摘があった。さらに事務処理上の問題点として、窓口相談の増加、登記簿閲覧とその監視などが指摘された。

戸籍関係では、昭和五八年度の届出事件は三一、〇〇〇件であり、減少傾向にある。しかし、そのうち養子縁組、離婚、婚氏を称する届出は増加している。

国籍関係では、管内における外国人が約六万人いることから今後とも事件量としては高水準を維持するものと予想される。更に本年一月一日からの改正国籍法の施行に伴い、届出事件の増加が予想され、現に一月分として三〇件の実績があつた。また、帰化申請者の生活環境の多様化から涉外身分関係が世界各国に関連する複雑な帰化相談の増加がみられる。

供託関係では、事件数は横ばいの傾向にあるが、内容については、最近の世相を反映して複雑化し、より高度な法律判断を要する事案の増加傾向がみられる。

人権保護関係では、管内における人権侵犯事件及び相談事件は、国民の権利意識の向上と多様化する社会情勢を反映し、質的に複雑、困難の度を増加する傾向にある。特に昭和五年以降、同和関係事件を取り扱う機会が急増し、そのための調査、処理及び差別意識解消のための啓発が重要課題となっていることが指摘された。

四 矯正関係

名古屋矯正管区の管内状況は、まず管内収容人員は昭和五九年一二月末日現在六、〇九八人で、一九人が受刑者であった。収容人員はこの数年ほど変わらないが、女子受刑者数は増加の傾向にあ

り、笠松刑務所の収容人員は昭和五九年一二月末

日現在四二五人と、同五七年同期に比し約六%の増となっている。次に内容についてみると、暴力団関係被収容者は、昭和五九年一二月末日現在約一五四〇人で総人員の約二五%を占め、累犯受刑者を集禁しているB級施設の中には、これら被収容者の比率が五〇%を超えるものもあるとのこ

とであった。覚せい剤犯者数も増加傾向にあり、昭和五九年一月末日現在一、五七七人と総人員の約二六%を占め、特に女子被収容者数に占める割合が高く、女子受刑者の半数以上（五一・四%）である。

次に少年院についてみると、昭和五九年一二月末日現在の収容人員は四〇八人で、この数年未だ中でも年一〇%ないし一五%の増加傾向があり、中でも等少年院へ送致される少年数の増加が目立っている。

次に少年鑑別所についてみると、昭和五九年一二月末日現在の収容人員は七六人であり、年間入所人員をみると昭和五八年一、九九二人で、同五年に比して約一三%の増加となっている。

今回視察を行った名古屋拘置所についてみると、同拘置所は、地元の理解を得て、名古屋市を中心地たる同地に改築されたもので、昭和五八年三月に完工した。収容定員は、未決五〇〇、既決一九六人であり、居室数は独居四〇九、雑居五〇である。これらが地上十二階建の収容棟に配置されるという我が国初の高層施設であり、監視等については、近代的警備、防災システムが設備されていて。被収容人員は増加傾向にあるが、その社会復帰状況をみると再入所者は二割程度であり、良好であると言えよう。

五 代用監獄関係

被収容人員は増加傾向にあるが、その社会復帰状況をみると再入所者は二割程度であり、良好である。職員については、近年ベテランの退職が多く若年化的傾向がみられる。このため研修を活発に行なうなどの方策を講じている。

ら改築工事に入り、同五九年一月に竣工、同月

一八日から新築の留置場において留置業務を開始した。留置場の規模は、三階に一〇室設置され、中部地方更生保護委員会についてみると、仮退院申請事件は、昭和五七年四四三件から同五九年五三七件と漸増の傾向にあるが、仮出獄申請事件は、昭和五七年一、九五〇件、同五九年二、〇七七件と横ばいの状態にある。仮出獄申請事件の処理総数は、昭和五九年には二、四七四件であり、そのうち一、九八九件が許可されている。また、出所者のうち仮出獄者の占める割合は、昭和五七年五二%、同五九年五八・三%と増加の傾向にある。これは従来の扱いが過度にすぎたとの反省にたった法務省方針に沿つたものであるとの説明がされた。

特殊事件の受理総数は年々増加の傾向にあり、処理状況のうち仮出獄取消率は、仮出獄者の三ない四%台を推移している。

仮釈放準備調査は、その実施件数が年々増加しているが、昭和六〇年度からは対象施設を全矯正施設に拡大する方針であるとのことであった。

保護観察事件は、件数は横ばい状態にあるが、その処理に当たっては、分類処遇、定期駐在処遇、集団処遇等処遇上の創意工夫を重ねている。

更生保護会についてみると、直接更生保護会は一二団体あり、昭和五八年度においては収容定員二六一人に対し、収容率五七・三%と適切なものとなっている。

保護司は、昭和六〇年一月一日現在、定員五、四六六人、現在員五、二〇七人で、充員率は九五・三%である。また、BBS会員は、一、〇八九人で、これは全国平均を上回っている。更生保護婦人会員は一八、五三九人、協力雇用主は二四三人である。

名古屋入国管理局の在留資格関係諸申請は、昭和五九年新規受理件数三〇、八八四件で、前年より四八件の増加をみた。そのうち査証事前審査については、昭和五八年四月一日から公開興行活動などの審査が地方入国管理局に移管されたことにより、飛躍的な増加をみせていている。

ベトナム難民については、昭和五九年一二月末現在一一人が収容されている。

次に違反審査関係みると、昭和五九年中における違反審査事件の引渡し・引継による新規受理件数は、三三二件で前年より大幅に増加している。これを事案別みると、不法残留が最も多い(七六%)が、その大部分は資格外活動がらみの事案であり、売春を含めると資格外活動関連事案が全体の約八二%を占めている。

退去強制令書の執行件数は、昭和五九年は二八八件で前年比四七%増と大幅に増加している。なお、執行方法は、自費出国が一八九件(全体の六六%)で大半を占めている。

同管内における特殊事情として、名古屋空港における国際線定期便の空席活用制度の実施、定期

便二八便の運航に伴う全面開港、ジャンボ機の使用等による乗客数の増加等が挙げられる。昭和五九年中における出入(帰)国人者数は、三七八、一一

八人で前年比三一・二%増と全国一の大幅な増加率を示している。また、富山空港の供用再開により職員の出張審査を行っている。小松空港においても同様である。

第二 裁判所並びに法務省関係の庁舎及び宿舎の

一 庁舎関係

裁判所関係では、一般的にみて庁舎の鉄筋又はコンクリートブロック建築による整備が進捗して

いて、木造建築は津島簡易裁判所のみである。

法務省関係についてみると、一般的にみて整備がなされているといえ、名古屋法務合同庁舎(名古屋高検、地検、法務局等の合同庁舎)においては外壁タイルはく離補修工事が予定されている。

また、津島法務合同庁舎(津島区検と法務局出帳所との合同庁舎)は現在新築中であり、本年度末完成の予定である。法務局関係では、登記事務量の急増等による事務室、書庫の狭隘化、借上げ敷地及び建物、建物の老朽化等の理由により、緊急に整備を要する庁が名古屋法務局管内で一庁舎あつたが、このうち名東、蒲郡、津島、甚目寺の各出張所は、昭和五九年度及び同六〇年度に新庁舎完成が予定されている。

名古屋矯正管区内では、三重刑務所など四庁が大正年代の建築物で特に老朽化が著しく、津少年鑑別所など三庁も昭和二四、二五年度建築の木造建物で老朽化が著しく、いずれも早急な整備が望まれた。現在工事中の庁舎は、笠松刑務所、福井刑務所、瀬戸少年院の三庁と、調査工事中の豊橋刑務支所である。

裁判所関係では特に問題点の指摘はなかった。

法務省関係では、少年院、少年鑑別所関係の宿舎の老朽化等の理由による整備の必要性が指摘さ

れたる。

ある。

一月二十九日子備審査のため、本委員会に左の案

件が付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、三三五人」を「一、三四四人」に改める。

第二条中「一万三千三百四十五人」を「一万三千三百四十三人」に改める。

附 則

この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

第六条の五を削る。

第六条の四中「その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」を「日本司法書士会連合会」に改め、同条に次の二項を加える。

2 日本司法書士会連合会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該司法書士に書面により通知しなければならない。

第六条の四を第六条の九とし、同条の次に次の三条を加える。

3 第六条の三第一項後段及び第二項の規定は、第一項の規定による登録の取消しに準用する。

第六条の十 第六条の五第一項及び第三項の規定は、第六条の八第一項又は前条第一項の規定による登録の取消しに準用する。

(登録拒否に関する規定の準用)

第六条の十一 第六条の五第一項及び第三項の規定は、第六条の八第一項又は前条第一項の規定による登録の取消しの公告

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

する法律案

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律

(司法書士法の一部改正)

第一条 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「終り」を「終わり」に改め、同条第五号中「登録の取消し」を「業務の禁止」に改め、同条第六号中「若しくは計理士の登録をまつ消され、土地家屋調査士の登録を取り消され、又は」を「の登録を抹消され、又は土地家屋

調査士」に改める。

第六条中「その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局に備えた司法書士名簿」を「日本司法書士会連合会に備える司法書士名簿」に改め、同条に次の二項を加える。

2 司法書士名簿の登録は、日本司法書士会連合会が行う。

書士の登録をしたとき、及びその登録の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

(登録事務に関する報告等)

第六条の十二 法務大臣は、必要があるときは、日本司法書士会連合会に対し、その登録事務に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告をすることができる。

第六条の三中「その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」を「日本司法書士会連合会」に改め、同条第四号中「第四条第一号から第四号まで又は第六号」を第四条各号の一に改め、同条次の二項を加え、同条を第六条の八とする。

2 司法書士が前項各号に該当することとなつたときは、その者又はその法定代理人若しくは相続人は、遅滞なく、当該司法書士が所属し、又は所属していた司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出なければならない。

第六条の二の見出しを「(登録の拒否)」に改め、同条第二項各号に列記以外、同条第一項を削り、同条第二項各号に列記以外の部分を次のように改め、同項を同条第一項とする。

日本司法書士会連合会は、前条第一項の規定による登録の申請をした者が司法書士となる資格を有せず、又は次の各号の一に該当するとの認めたときは、その登録を拒否しなければならない。この場合において、当該申請者が第一号又は第三号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、第十七条の五に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない。

第六条の二に次の二項を加える。
2 日本司法書士会連合会は、当該申請者が前項第二号又は第三号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明

する機会を与えるなければならない。

第六条の二を第六条の三とし、同条の次に次の四条を加える。

(登録に関する通知)

第六条の四 日本司法書士会連合会は、第六条の二第一項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を当該申請者に書面により通知しなければならない。

(登録を拒否された場合の審査請求)

第六条の五 第六条の三第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、法務大臣に對して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

2 第六条の二第一項の規定による登録の申請をした者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に對して何らの処分がされないときは、当該登録を拒否されたものとして、法務大臣に對して前項の審査請求をすることができる。

3 前一項の規定による審査請求が理由があるときは、法務大臣は日本司法書士会連合会に対し、相當の処分をすべき旨を命じなければならない。

(所属する司法書士会の変更の登録)

第六条の六 司法書士は、他の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとするときは、その管轄区域内に設立された司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会に登録申請書を提出しなければならない。

2 司法書士は、前項の変更の登録の申請をす

るときは、現に所属する司法書士会にその旨を届け出なければならない。

3 第一項の申請をした者が第十五条の五第一項の規定による入会の手続をとつていないとときは、日本司法書士会連合会は、変更の登録

を拒否しなければならない。

4 前二条の規定は、第一項の変更の登録の申請に準用する。

(登録事項の変更の届出)

第六条の七 司法書士は、司法書士名簿に登録を受けた事項に変更(所属する司法書士会の変更を除く)が生じたときは、遅滞なく、所属する司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出なければならない。

第六条の次に次の二項を加える。

(登録の申請)

第六条の二 前条第一項の登録を受けようとする者は、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会に登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、前条第一項の規定により登録を受けるべき事項その他法務省令で定める事項を記載し、司法書士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

第七条第二項を削る。

第十二条第三号を次のように改める。

三 業務の禁止

第十三条の見出しを「(聴聞)」に改め、同条第一項中「第六条の二第一項、第六条の四又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「当該登録の申請をした者又は」を「当該」に、「聴聞」を「聴聞」に改め、同条第二項及び第三項中「聴聞」を「聴聞」に、「当該登録の申請をした者又は」を「当該」に改める。

第十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第七号中「規定」の下に「(入会金その他の入会についての特別の負担に關するものを含む。)」を加えての残任期間とする。

第十五条の二第一項に次のただし書を加える。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員

が生じた場合は補充の委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

(公共職業紹介登記司法書士協会)

第十七条の六 司法書士は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」)

ただし、前条第一号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る会則の変更については、この限りでない。

第十五条の五第一項中「司法書士の登録又は登録の移転」を「第六条の二第一項の規定による登録の申請又は第六条の六第一項の変更の登録」に改め、同条第二項中「登録の移転」を「変更の登録」に改める。

第十六条中「若しくは」を「又は」に、「違反し、又は第六条の四各号の一に該当する」を「違反する」に改める。

第十七条第一項中「事務を」の下に「行い、並びに司法書士の登録に関する事務を」を加える。

第十七条の二中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 司法書士の登録に関する規定

第十七条の四の次に次の五条を加える。

(登録審査会)

第十七条の五 日本司法書士会連合会に、登録審査会を置く。

2 登録審査会は、日本司法書士会連合会の請

求により、第六条の三第一項第二号若しくは

九第一項の規定による登録の取消しについて

審議を行ふものとする。

3 登録審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4 会長は、日本司法書士会連合会の会長をもつて充てる。

5 委員は、会長が、法務大臣の承認を受け

て、司法書士、法務省の職員及び学識経験者

のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員

が生じた場合は補充の委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

(公共職業紹介登記司法書士協会)

第十七条の六 司法書士は、その専門的能力を

結合して官庁、公署その他政令で定める公共

の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」)

という。)による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記司法書士協会と称する民法第三十四条の規定による社団法人(以下「協会」という。)を設立することができる。

2 協会の社員は、同一の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士でなければならぬ。

3 協会の理事の定数の過半数は、社員でなければならない。

4 協会は、第二項の司法書士が協会に加入しようとするときは、正当な理由がなければ、その加入を拒むことができない。

(協会の業務)

第十七条の七 協会は、前条第一項の目的を達成するため、官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき第二条第一項各号に掲げる事務を行ふことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る第二条第一項各号に掲げる事務を、司法書士会に入会している司法書士でない者に取り扱わせてはならない。

(司法書士に関する規定の準用)

第十七条の八 第八条の規定は、協会に準用する。

(司法書士会の助言)

第十七条の九 司法書士会は、所属の司法書士が社員である協会に対し、その業務の執行に關し、必要な助言をすることができる。

第十八条中「業務執行」の下に「並びに協会の設立及び業務執行」を加える。

第十九条の見出し中「取締」を「取締り」に改め、同条第一項中「司法書士でない者」の下に「(協会を除く。)」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 協会は、その業務の範囲を超えて、第二条に規定する業務を行つてはならない。

第十九条に次の一項を加える。

4 協会でない者は、公共嘱託登記司法書士協会又はこれに紛らわしい名称を用いてはならぬ。

第二十条中「法務局又は地方法務局の長」を「日本司法書士会連合会」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

「日本司法書士会連合会」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

「日本司法書士会連合会」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十四条 協会が第十七条の七第二項の規定に違反したときは、その違反に係る第二条第一項各号に掲げる事務を取り扱い、又は取り扱わせた協会の理事又は職員は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第二条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百一十八号)の一部を次のよう改める。

第四条第五号中「登録の取消し」を「業務の禁止」に改め、同条第六号中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第八号中「登録の取消し」を「業務の禁止」に改める。

第六条中「その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局に備えた土地家屋調査士名簿に」を「日本土地家屋調査士会連合会(以下「調査士会連合会」という。)に備える土地家屋調査士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する土地家屋調査士会その他法務省令で定める事項の」に改め、同条に次の二項を加える。

2 土地家屋調査士名簿の登録は、調査士会連合会が行う。

第六条の三を削る。

第八条の二中「その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」を「調査士会連合会」に改め、同条第一号及び第二号中「とき」を「とき。」に改め、同条に次の二項を加える。

第二十四条第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

第二十五条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「前項の罰」を「前項の罪」に改める。

第二十二条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条に次の二項を加える。

第二十四条第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

第二十五条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「前項の罰」を「前項の罪」に改める。

第二十二条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条に次の二項を加える。

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、二

金にする。

第二十四条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、二

金にする。

第二十四条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十六条 次の各号の一に該当した者

は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰

金にする。

第二十四条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十六条 次の各号の一に該当した者は、二

十萬円以下の罰金に処する。

第二十四条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

第八条第一項後段及び第二項の規定は、第一項の規定による登録の取消しに準用する。

2 第十九条第三項の規定に違反した者

2 調査士会連合会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を當該調査士に書面により通知しなければならない。

3 第八条第一項後段及び第二項の規定は、第一項の規定による登録の取消しに準用する。

2 第十九条第四項の規定に違反した者

2 調査士会連合会は、前条第一項の規定によると登録の申請をした者が調査士となる資格を有せず、又は次の各号の一に該当すると認められたときは、その登録を拒否しなければならない。この場合において、当該申請者が第二号又は第三号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、第十七条の五に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない。

第七条に次の一項を加える。

(登録及び登録の取消しの公告)

第八条の九 調査士会連合会は、調査士の登録をしたとき、及びその登録の取消しをしたとされたとき、及びその旨を官報をもつて公告をしたとき、遲滞なく、その旨を官報をもつて公告をしなければならない。

(登録事務に関する報告等)

第八条の十 法務大臣は、必要があるときは、調査士会連合会に対し、その登録事務に關し、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告をすることができる。

第八条の十一 法務大臣は、必要があるときは、調査士会連合会に對し、その登録事務に關し、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告をすることができる。

第八条の十二 調査士は、登録の取消しの公告をしたとき、及びその登録の取消しをしたとされたとき、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告をしたとき、遲滞なく、その旨を官報をもつて公告をしなければならない。

2 調査士会連合会は、当該申請者が前項第一号又は第三号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えるなければならない。

第七条を第八条とし、同条の次に次の四条を加える。

(登録に関する通知)

第八条の二 調査士会連合会は、第七条第一項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を当該申請者に書面により通知しなければならない。

(登録を拒否された場合の審査請求)

第八条の三 第八条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、法務大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

2 第七条第一項の規定による登録の申請をした者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされないとときは、当該登録を拒否されたものとして、法務大臣に対して前項の審査請求をすることができる。

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、法務大臣は、調査士会連合会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならぬ。

(所属する調査士会の変更の登録)

第八条の四 調査士は、他の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとするときは、その管轄区域内に設立された調査士会を経由して、調査士会連合会に、所属する調査士会の変更の登録の申請をしなければならない。

2 調査士は、前項の変更の登録の申請をするときは、現に所属する調査士会にその旨を届ける。

け出なければならない。

3 第一項の申請をした者が第十五条の五第一項の規定による入会の手続をとつてないときは、調査士会連合会は、変更の登録を拒否しなければならない。

4 前二条の規定は、第一項の変更の登録の申請に準用する。

(登録事項の変更の届出)

第八条の五 調査士は、土地家屋調査士名簿に登録を受けた事項に変更(所属する調査士会の変更を除く)が生じたときは、遅滞なく、所属する調査士会を経由して、調査士会連合会にその旨を届け出なければならない。

第六条の次に次の二条を加える。

(登録の申請)

第七条 前条第一項の登録を受けようとする者は、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会(以下「調査士会」という)を経由して、調査士会連合会に登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、前条第一項の規定により登録を受けるべき事項その他法務省令で定める事項を記載し、調査士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(第九条第一項を削る。)

第十三条第一項第三号を次のように改める。

三 業務の禁止

第十三条规定中「第七条第二項、第八条の二」又は「を削り、「若しくは」を「又は」に、「当該登録の申請をした者又は「を「当該」に、「聴問」問」を「聴聞」に改め、同条第三項及び第四項中「聴問」を「聴聞」に、「当該登録の申請をした者又は」を「当該」に改める。

第十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第六号中「規定」の下に「(入会金その他の入会についての特別の負担に関するものを含む)」を加えて、現に所属する調査士会にその旨を届ける。

第十五条の二第一項に次のただし書きを加える。

ただし、前条第一号、第七号及び第八号に掲げる事項に係る会則の変更については、この限りでない。

第十五条の二第二項中「日本土地家屋調査士会連合会」を「調査士会連合会」と、「聞いて」を「聽いて」に改める。

第十五条の五第一項中「調査士の登録又は登録の移転」を第七条第一項の規定による登録の申請又は第八条の四第一項の変更の登録に改め、同条第二項中「登録の移転」を「変更の登録」に改める。

第十六条中「若しくは」を「又は」に、「基く」を「基づく」に、「違反し、又は第八条の二各号の一に該当する」を「違反する」に改める。

第十七条の見出し及び同条第一項中「日本土地家屋調査士会連合会」を「調査士会連合会」に改め、同条第二項中「日本土地家屋調査士会連合会」を「調査士会連合会に改め、「事務を」の下に「行い、並びに調査士の登録に関する事務を」を加える。

第十七条の二(見出しを含む)中「日本土地家屋調査士会連合会」を「調査士会連合会」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 調査士の登録に関する規定
第十七条の三及び第十七条の四中「日本土地家屋調査士会連合会」を「調査士会連合会」に改め、第2号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

(二) 調査士の登録に関する規定

第十七条の四の次に次の二条を加える。

二 「登録審査会」

3 登録審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4 会長は、調査士会連合会の会長をもつて充て、調査士、法務省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合は、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合は、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、会長が、法務大臣の承認を受けたことの目的として、公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「官公署等」という)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する社団法人(以下「協会」という)を設立する。

8 協会の社員は、同一の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士でなければならない。

9 協会の理事の過半数は、社員でなければならない。

10 協会は、第二項の調査士が協会に加入しようとするとときは、正当な理由がなければ、その加入を拒むことができない。

11 協会の業務

第十七条の七 協会は、前条第一項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第一条に規定する土地又は家屋に関する調査、測量、これらを必要とする申請手続又はこれに係る審査請求の手続を行うことをその業務とすることとする。

12 協会は、その業務に係る第二条に規定する土地又は家屋に関する調査、測量、これらを必要とする申請手続又はこれに係る審査請求の手続を行うことをその業務とすることとする。

13 協会は、その業務に係る第二条に規定する

の手続を、調査士会に入会している調査士で、音叉及びトーンメーター。

(調査士に関する規定の準用)
第十七条の八 第十一条の規定は、協会に準用する。

調査士会の助言

第十七条の九 調査士会は、所屬の調査士が社員である協会に対し、その業務の執行に關

第十八条中「業務執行」の下に「並びに協会の設立及び業務執行」を加える。

改め、同条第二項を次のように改める。

二 協会が第十九条第二項の規定に違反したときは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条を第二十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第三項の規定に違反した者
二 第十九条第四項の規定に違反した者

第一十六条 法人の代表者又は法人若しくは人

第二十一条 沿人の代理者を有する法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十一条第一項又

は前二条（前条第一号を除く）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その

法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

第二十二条の次に次の二条を加える。

第二十三条 協会が第十七条の七第一項の規定に違反したときは、その違反に係る第二条に

規定する土地又は家屋に関する調査、測量、
二つを必要とする申請手続又はこれら

これらを必要とする旨記入され候る。審査請求の手続を取り扱い、又は取り扱わせ

た協会の理事又は職員は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六日

を超えて一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中司法書

土法第十七条の四の次に五条を加える改正規定

(同法第十七条の五に係る部分を除く) 同法第十八条及び第十九条の各改正規定、同法第二

十条の改正規定（金額を改める部分に限る。）、
司法第二十一条から第二十三条までの各改正規定

定、同法第二十五条の改正規定、同条を同法第三条に規定する旨の規定

二十九条とする改正規定 同法第二十四条の改
正規定、同条を同法第二十五条とし、同条の次

の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十三条を同法第十八条及び第十九条の各改正規定並びに同法第二十一条の改正規定（金額を改める部分を除く）、同法第十七条の五に係る部分を除く）、同法第二十七条とする改正規定、同法第二十一条の改正規定、同法第二十二条の改正規定並びに同法第二十四条の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定並びに同法第二十七条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十二条の次に二条を加える改正規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
（経過措置）

第一条 第一条の規定による改正後の司法書士法（以下「新司法書士法」という。）第四条第五号の規定及び第二条の規定による改正後の土地家屋調査士法（以下「新調査士法」という。）第四条第八号の規定又は新司法書士法第四条第六号の規定及び新調査士法第四条第五号の規定の適用については、第一条の規定による改正前の司法書士法（以下「旧司法書士法」という。）第十二条第三号の規定による登録の取消しの処分は、新司法書士法第十二条第三号の規定による業務の禁止の处分又は新調査士法第十三条第一項第三号の規定による業務の禁止の処分とみなす。

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前において旧司法書士法又は旧調査士法の規定により法務局又は地方法務局の長に対して行った登録の申請は、施行日において新司法書士法の規定による登録の取消しの処分は、新司法書士法第七条第一項の規定により日本司法書士会連合会又は日本土地家屋調査士会連合会に対して行つた登録の申請とみなす。

<p>務の禁止、司法書士の登録の取消し」を「、司法書士若しくは」に改める。 (税理士法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第六条 前条の規定による改正後の税理士法第四条第九号の規定の適用については、旧司法書士法第十二条第三号の規定による登録の取消しの処分は、新司法書士法第十二条第三号の規定による業務の禁止の処分とみなす。</p> <p>(税理士法の一部改正)</p> <p>第七条 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条第六号中「登録の取消し」を「業務の禁止」に改める。</p> <p>(技術士法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第八条 前条の規定による改正後の技術士法第三条第六号の規定の適用については、旧調査士法第十三条第一項第三号の規定による登録の取消しの処分は、新調査士法第十三条第一項第三号の規定による業務の禁止の処分とみなす。</p>

<p>三月五日本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>二、証人等の被害についての給付に関する法律の一部を付託された。</p> <p>三月五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案</p>

<p>三月五日本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>二、証人等の被害についての給付に関する法律の一部を付託された。</p> <p>三月五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。</p> <p>一、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案</p>

<p>三月九日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は一月二十九日)</p> <p>一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案</p> <p>二、供託法の一部を改正する法律案</p> <p>(登記ファイルへの記録)</p> <p>第一条 法務大臣が指定する登記所においては、この法律は、昭和六十年七月一日から施行す</p>
--

第一号中正誤	
一〇	段行 誤 正
二	二終わり 布施元検事総長
三	三終わり 警察 檢察
四	四終わり 法廷 法定
五	五終わり 検索 檢察
六	六終わり 解れる 觸れる
七	七終わり おきます あります
八	八終わり つきして つきまして
九	九終わり とどまつたた とどまつた
一〇	一〇終わり 決ちやう 決めちやう
一一	一一終わり 立合人 立会人
一二	一二終わり そういう そういう
一二	一二終わり 最近
一三	一三終わり
一四	一四終わり
一五	一五終わり
一六	一六終わり
一七	一七終わり
一八	一八終わり
一九	一九終わり
二〇	二〇終わり

昭和六十年四月六日印刷

昭和六十年四月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C